



令和6年度 林業・木材産業
国際競争力強化総合対策のうち

**日本産木材製品プロモーション活動支援事業
輸出相手国の市場実態等調査報告書
(台湾)**

林野庁

(調査委託機関：有限責任監査法人トーマツ)
2026年3月

目次

本調査の目的、概要等	3
1 需要調査	7
1-1 調査方法	10
1-2 統計情報	13
1-3 市場実態	51
2 流通・販売に係る規格・規制調査	71
2-1 調査方法	73
2-2 調査結果	75
(1) 規格・規制	75
(2) 輸出にあたっての必要事項	84

3 木材輸入手続き調査	88
3-1 調査方法	90
3-2 調査結果	92
4 日本産木材製品の輸出拡大策の提言	97

本報告は、日本産木材製品のうち特に2×4工法構造材の輸出を促進するため、台湾を対象とした需要調査及び規格・規制調査を行い、その結果を取りまとめたものです

事業の目的

- 2030年に5兆円を目指す農林水産物・食品輸出額目標の達成のためには、海外市場へ展開する製品のターゲットとする国・地域の市場実態等を的確に捉え、効果的な方法で販路開拓の取組を進めていくことが重要です。
- 本事業は、2×4工法構造材の有望な輸出先と考えられる国・地域にターゲットを絞り、ターゲット国・地域における2×4工法構造材の市場実態等について、専門的な調査・分析を行い、日本産樹種の2×4工法構造材としての輸出促進に資することを目的としています。

事業の概要

- 本事業では、米国、中国、韓国、台湾、ベトナムにおける、2×4工法構造材の市場実態、消費者特性、流通・販売に係る規制、商慣習等について調査・分析を行い、国・地域ごとに体系的に取りまとめました。
- 日本産木材製品の輸出に係る調査としては、下記の2つの観点から調査を実施しました。
 - I.【需要調査・分析】
 - ・ 市場実態
 - ・ 競合製品の市場動向、その他
 - II.【流通・販売に係る規制、商慣習等の調査・分析】
 - ・ 規格や品質基準、規制等の運用状況
 - ・ 流通・販売に係る規制、商慣習
 - ・ 日本産木材製品が各国における規格・基準を満たすために必要となる手続きの調査・整理
 - ・ 日本産木材製品（スギ、ヒノキ等）を各国に輸出するに当たっての必要事項の整理

本調査では、輸出相手国・地域の実態調査結果について、章別に内容を取りまとめました

調査報告書の構成

調査結果

1章 需要調査

- ▶ 対象国・地域における輸入統計、住宅統計等から、主に2×4構造用製材・構造用面材の需要調査、競合製品分析等を実施

2章 規格・規制調査

- ▶ 対象国・地域において、木造建築物に用いる木材製品に求められる規格や品質基準、規制等の運用状況、流通・販売に係る規制や商慣習、日本産木材製品が各国における規格・基準を満たすために必要となる手続き、必要事項の整理を行った

3章 輸出手続き

- ▶ 構造用製材、構造用面材を対象国・地域に輸出するための手続きを取りまとめた

提言

4章 日本産木材製品の輸出拡大策の提言

- ▶ 1～3章を踏まえ、今後の日本産木材製品の輸出拡大策の提言を取りまとめた

本調査事業における調査対象品目は下記の通りとしました

調査対象品目（各国・地域共通）

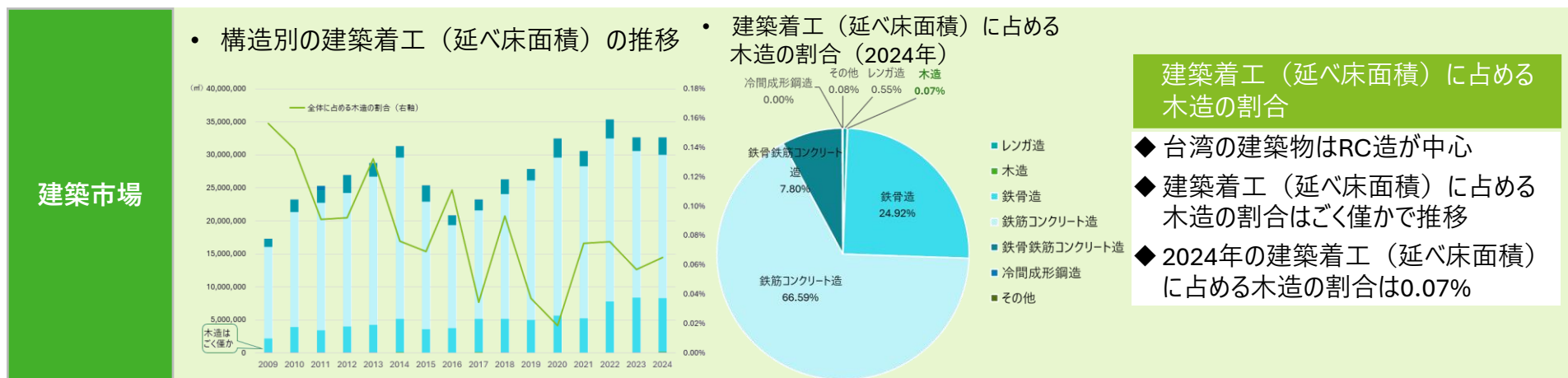
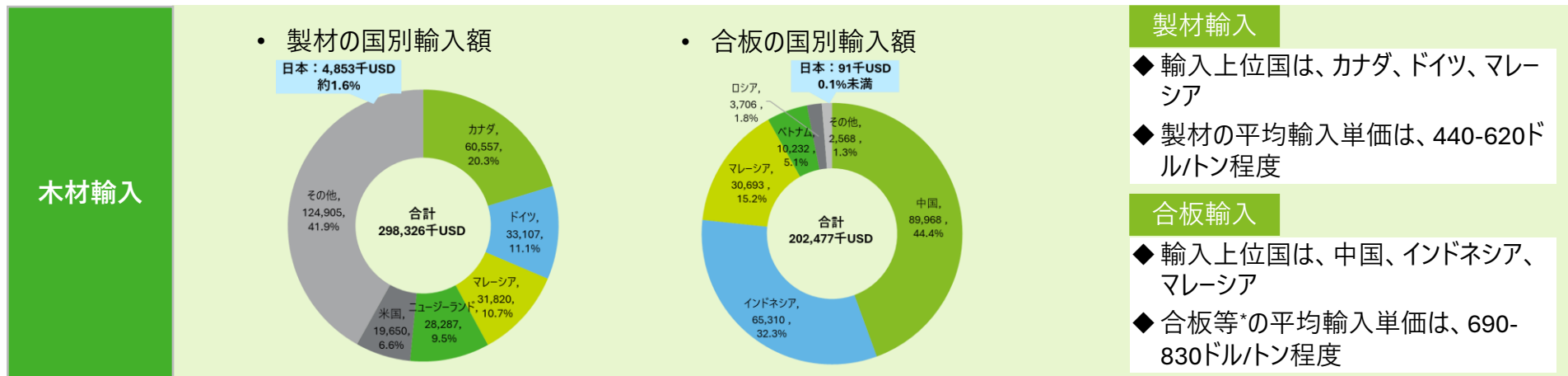
樹種	HSコード	調査対象品目	具体例
スギ、ヒノキ、カラマツ	4407	製材	主として2×4構造用製材
	4412	合板	主として2×4構造用合板

調査項目	主な調査内容
対象国・地域における市場実態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入統計、住宅統計等から統計資料を調査・分析 ■ 市場実態については、主に2×4構造用製材・構造用面材の需要、市場実態を調査・分析
対象国・地域における木材製品の流通・販売に係る規制及び制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2×4構造用製材・構造用面材の流通・販売に当たって必要となる規格・規制等 ■ 木材製品の規格や品質基準（日本工業規格や日本農林規格に該当するもの）の有無、運用状況及び当該基準の普及状況
対象国・地域における建築基準等の調査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造建築物に関する建築基準等の有無、運用状況
対象国・地域における木材製品の輸入に係る規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本からの調査対象品目の輸入に係る植物検疫の条件 木材製品に対する検疫要求 輸入許可書、輸出植物検疫証明書等 ■ 調査対象品目の通関時に提出必要となる書類や品質検査等、輸入時における規制状況

1 需要調査

台湾の建築着工（面積）に占める木造の割合はごく僅かであり、構造材としての木材消費量は限定的です

需要調査（統計）（概要）



* 合板等の平均輸入単価はHSコード4桁で算出（6桁データは取得不可）しているため、合板の他、LVL、ブロックボード、その他積層木材を含む

台湾の木造住宅は2×4工法が主流で、市場は限定的です。日本産木材製品の輸出拡大のためには、台湾の商習慣やニーズ等を踏まえた販売戦略が必要です

需要調査（市場実態）（概要）

台湾における木造住宅事情	木造住宅事情	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 台湾の木造住宅は少なく、特に都市部では高さ制限による土地活用効率の悪さや費用対効果の面から建築は難しい ◆ さらに、台湾の湿度等の環境への対応や施工コスト、施工技術者、消費者心理等の諸課題もある
	課題解決に向けた方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ヒアリング先からは、高さ制限の規定等について制度面での整備の必要性、住宅ローンに影響する耐用年数の記載、耐火に関する研究について言及あり
木造住宅の状況と木材の流通	木造住宅の現状	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 台湾の木造住宅は北米規格の2×4工法が主流、木材は主に北米産。非住宅の小屋や別荘の取り扱いが多い
	木材価格と用途	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本産木材は北米材と比較して高価。台湾における木材の用途は、建材・梱包資材・家具・小物等である
	規格・規制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 台湾では、木材製品の一般的な規格としてCNS規格が定められている ◆ CNS規格は必須ではないものの、条件によっては求められる。また、流通している木材の標準サイズは北米が基準で日本とは異なる
	木材のニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 富裕層のみならず一般消費者も木材へのニーズは高いと考えられるが、ユーザー、事業者ともに知見が不足。普及啓発が必要である
	日本産木材に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本産木材は見た目の美しさが評価されている。長所を活かした内装等の付加価値の高いビジネスモデルの構築が示唆されている
	日本産木材の販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 台湾の商習慣を踏まえた現物販売や現地企業と連携した展示販売等の販売促進、高品質を求める顧客層をターゲットにしたビジネスモデル、非住宅分野への利用拡大の有効性が示唆されている

1-1 調査方法

貿易・産業統計等によりデスクトップ調査を行うとともに、日本産木材を輸出する国内事業者や台湾事業者へのヒアリングを行い、需要調査を実施しました

需要調査 調査方法

デスクトップ調査

各種統計資料等の調査・分析

- 統計資料等の収集
- 住宅市場、木材市場等の分析
- 製材品等における樹種特性等の調査

ヒアリング後の情報収集

- ヒアリングで得られた情報に関連する資料等の収集

為替の設定

- 為替については、以下のレート*で算出した
 - 1円 = 0.2099TWD (2024年平均)

木材商社・卸売事業者等へのヒアリング

オンラインヒアリング

- 【国内事業者】
 - ・ 実際に台湾に輸出している国内事業者

現地ヒアリング

- 【台湾事業者】
 - ・ 木材製品卸売事業者、住宅事業者等
 - ・ 木材製品規格の関係者等

ヒアリング内容

- 市場・需要実態調査
 - ・ 2 × 4 住宅の建築材等の市場規模、価格帯
 - ・ 台湾における 2 × 4 材の流通経路、競合製品等
- 規格規制・商慣習等の取引実態
 - ・ 台湾における 2 × 4 材の流通・販売時の規格等の取り扱い

* 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「参考為替相場」

本報告書では単位表記統一の為、必要に応じて換算係数を用いて集計しています

本報告書で適用する単位について

本報告書での通貨表記

- グラフ上の通貨の表記は、米ドルはUSD、カナダドルはCADに統一している

本報告書で適用する換算係数

- 数量データは、以下の換算係数を用いて品目ごとに単位を m³ に変換している
- 換算困難な単位（1,000meters, Unit, Mixed）は、データ内の主要単位と同一と仮定して変換している

Product	製品名	該当するHSコード	m ³ /tons		
			General (一般)	Coniferous (針葉樹)	Non-coniferous (広葉樹)
Sawlogs and veneer logs	製材用丸太と単板用丸太				
Tropical	熱帯	4403.41,4403.42,4403.49			1.37
Non-tropical	非熱帯	4403.11, 4403.12, 4403.21-26, 4403.91, 4403.93-99		1.43	1.25
Sawnwood	製材	4407.11-4407.19, 4407.21-29, 4407.91-99 4418.81- 83, 4418.89*		1.82	1.43
Plywood	合板	4412.10, 4412.31, 4412.33-34, 4412.39	1.54		
OSB and Particle board	OSB・パーティクルボード	4410.12, 4410.11	1.54		
Medium/high density fibreboard(MDF/HDF)	MDF/HDF	4411.12-14	1.34		

参考：Food and Agriculture Organization of the United Nations 「Forest product 2019」をもとに当法人が作成

* HS4418.81-83,4418.89に関しては、該当する係数がなかったことから針葉樹の製材の換算係数で代用

1-2 統計情報

台湾は、世界各国から製材、合板、OSB・パーティクルボード等を輸入しています。国別の輸入額は、中国は約3割と最も多く、インドネシア、マレーシア等が続き日本はごく僅かです

木材輸入額【木材・木材製品（HS44）】

需要調査

輸入統計情報

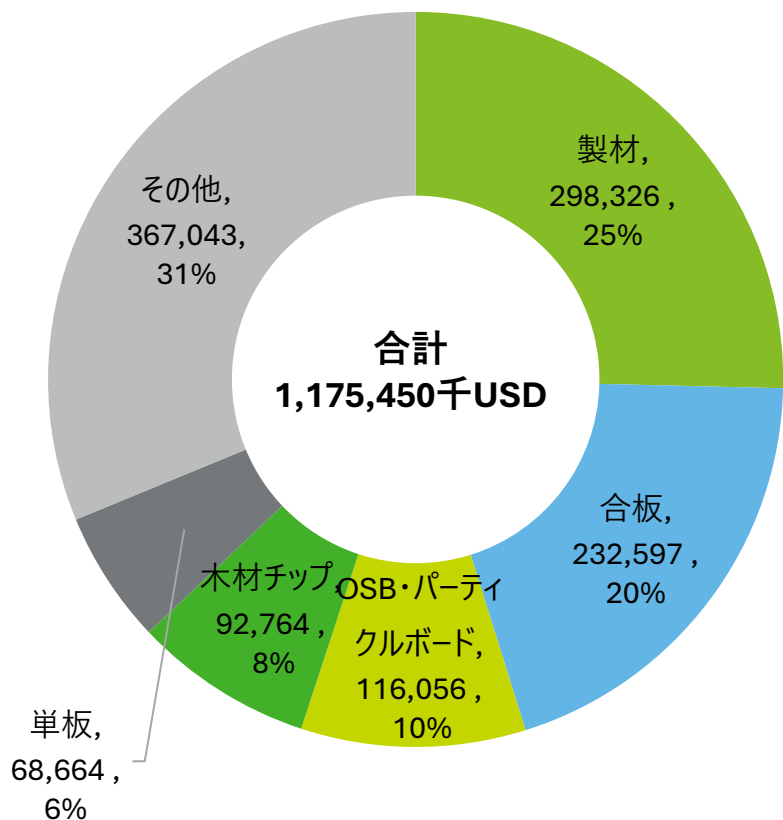
製材

合板

他の面材

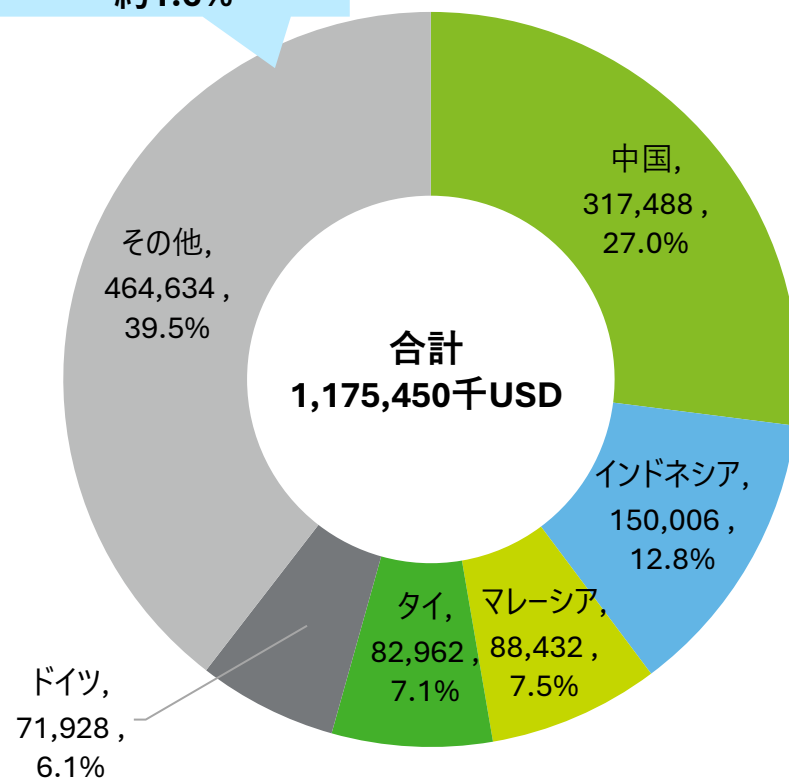
集成材等

木材・木材製品の品目別輸入額（2024年）(千USD)



木材・木材製品の国別輸入額（2024年）(千USD)

日本：18,505千USD
約1.6%



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

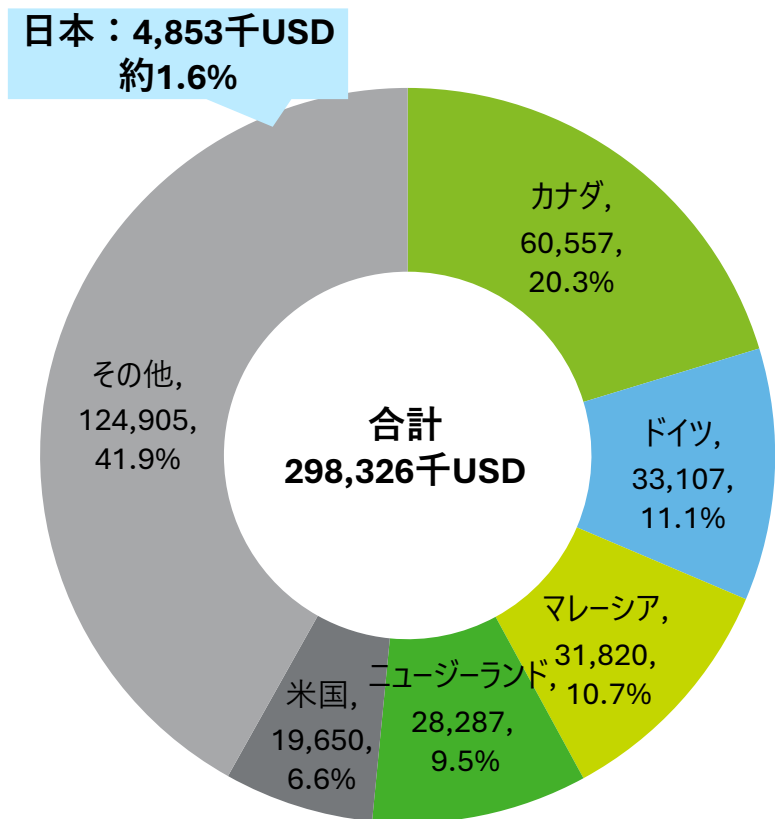
台湾は製材をカナダ、ドイツ、マレーシア等から輸入しており、輸入額に占める日本の割合は約1.6%です

主要輸入国【製材（HS4407）】（1/2）

製材の国別輸入額（2024年）（千USD）

製材の国別輸入量（2024年）

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等



国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
カナダ	176,340	320,939
ドイツ	70,498	128,306
ニュージーランド	53,630	97,607
マレーシア	49,533	90,150
オーストラリア	45,011	81,920
その他	228,953	416,695
合計	623,965	1,135,617

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

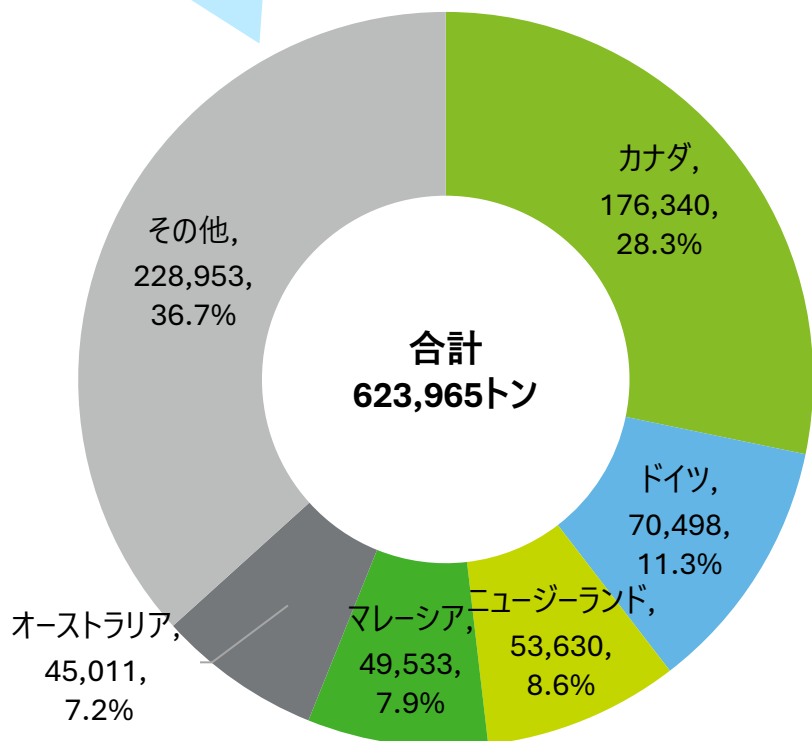
* 換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

台湾は製材をカナダ、ドイツ、ニュージーランド等から輸入しており、日本からの輸入量は全体の約2%です

主要輸入国【製材（HS4407）】（2/2）

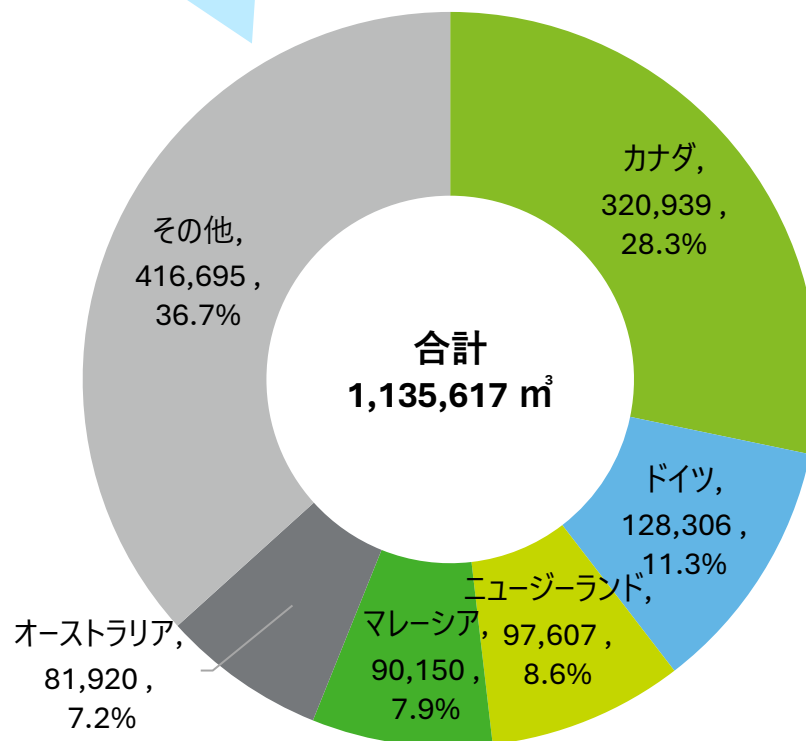
製材の国別輸入量（2024年）（トン）

日本：12,429トン
約2%



製材の国別輸入量（2024年）*（m³）

日本：22,621m³
約2%

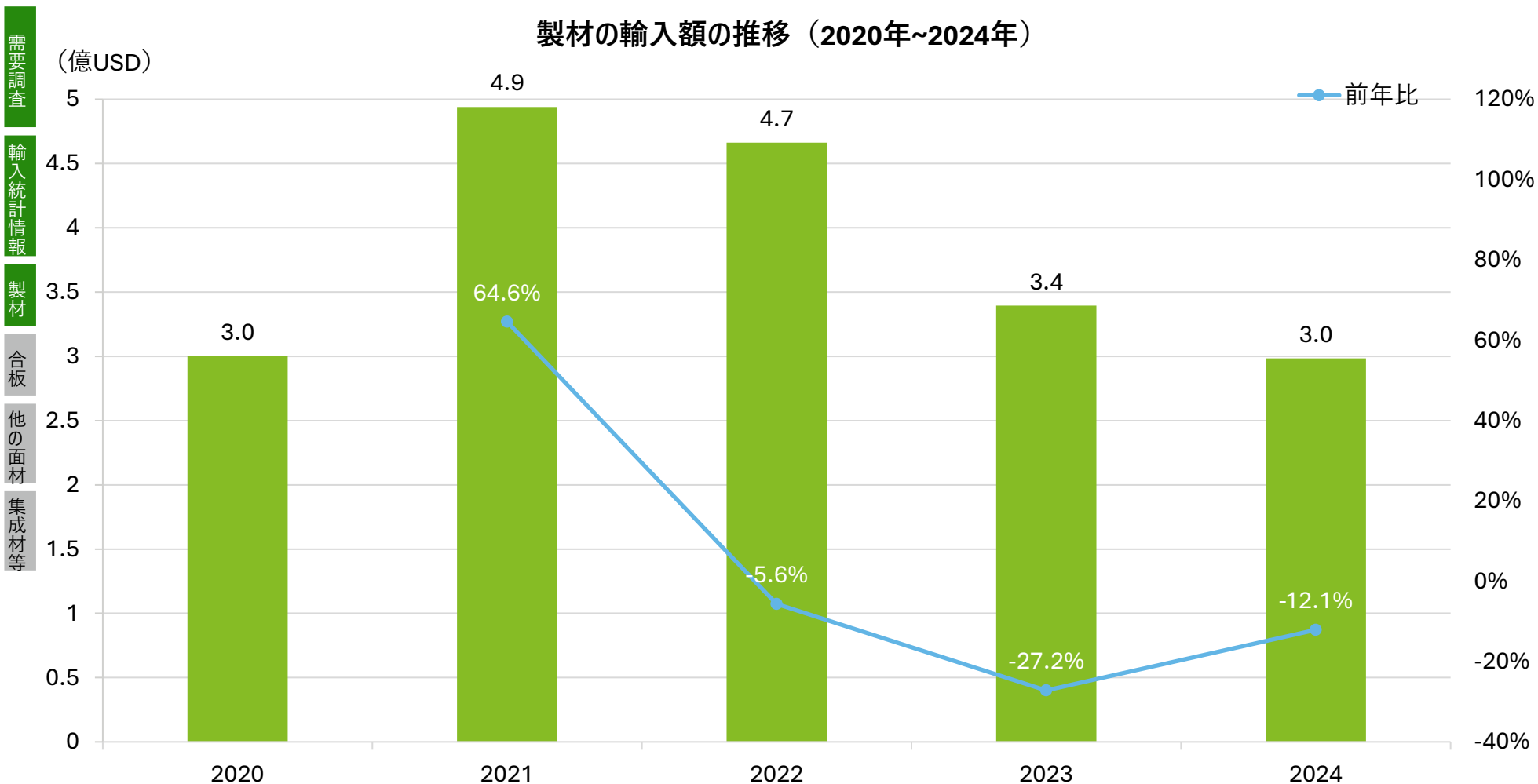


参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

台湾における製材輸入額は、2021年をピークに、直近3年間は減少を続けています

輸入額推移【製材（HS4407）】



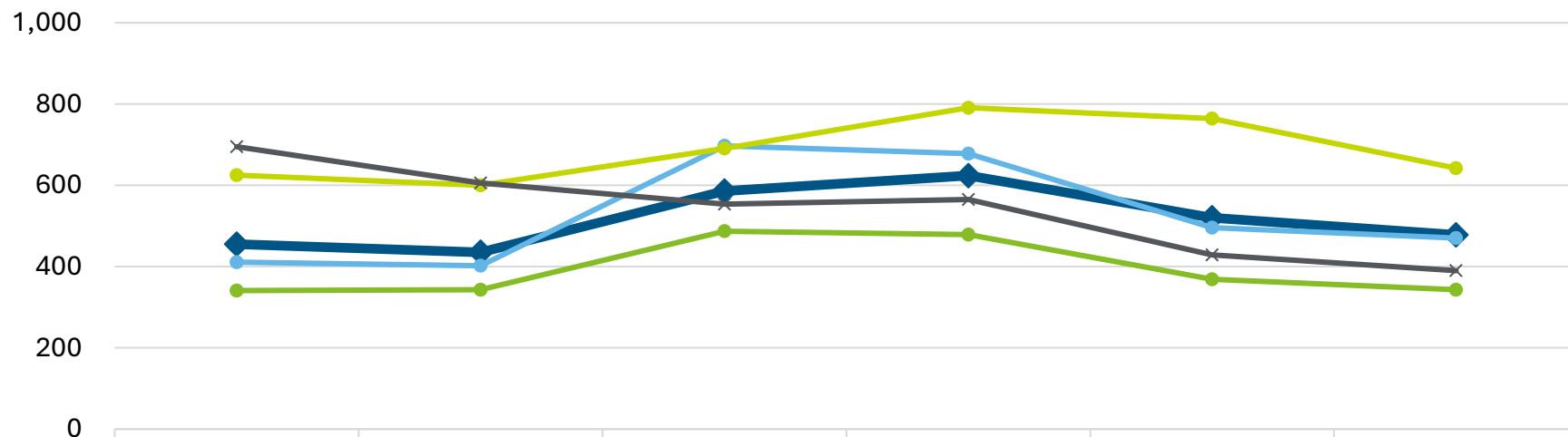
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

台湾における製材の平均輸入単価は、世界平均で約440-620ドル/トン前後の推移となっています

台湾における国別平均輸入単価【製材（HS4407）】

製材の国別輸入額（2024年）上位3か国及び日本の平均輸入単価（USD/トン）

(USD/トン)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
◆ 世界平均	455	435	586	624	520	478
● カナダ	341	343	487	479	369	343
● ドイツ	411	402	697	678	496	470
● マレーシア	625	600	691	791	764	642
× 日本	695	606	554	565	429	390

◆ 世界平均 ● カナダ ● ドイツ ● マレーシア × 日本

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

製材の樹種別割合は、マツ属、モミ属・トウヒ属の割合が高くなっています

台湾における樹種別輸入額【製材（HS4407）】

需要調査

輸入統計情報

製材

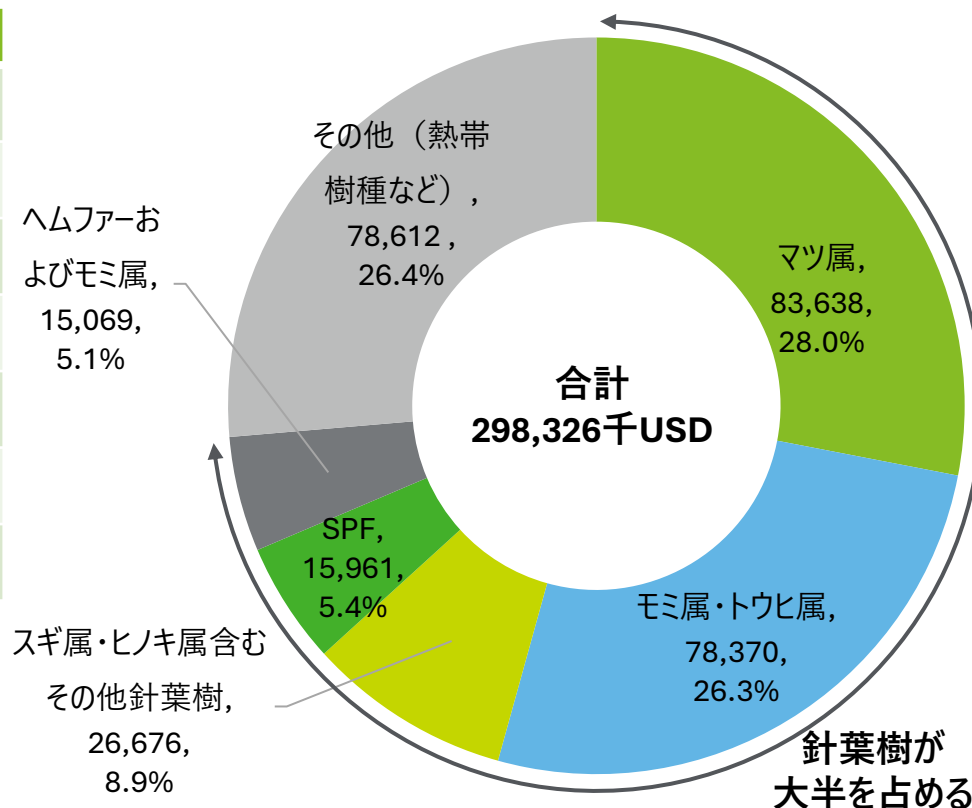
合板

他の面材

集成材等

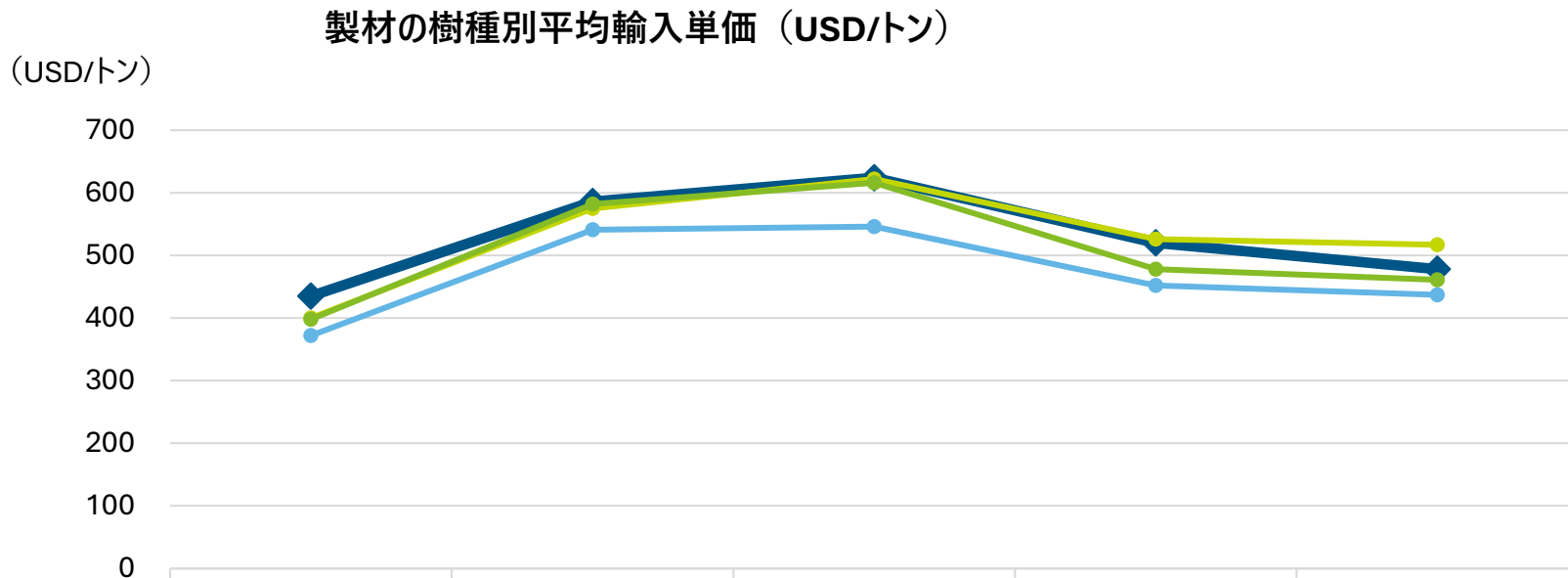
HSコード	詳細分類
4407	製材全般
4407.11	-- マツ属
4407.12	-- モミ属・トウヒ属
4407.13	-- S P F
4407.14	-- ヘムファーおよびモミ属
4407.19	-- スギ属・ヒノキ属含むその他針葉樹
4407.21-99	その他（熱帯樹種など）

製材の樹種別輸入額（2024年）（千USD）



台湾における製材の樹種別の平均輸入単価は、製材全体で430-620ドル/トン前後の推移となっています

台湾における樹種別平均輸入単価【製材（HS4407）】



(USD/トン)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
製材全体	435	586	624	520	478
スギ属・ヒノキ属含むその他針葉樹	400	575	622	526	517
マツ属	398	582	616	478	461
モミ属・トウヒ属	372	541	546	452	437

◆ 製材全体

◆ スギ属・ヒノキ属含むその他針葉樹

◆ マツ属

◆ モミ属・トウヒ属

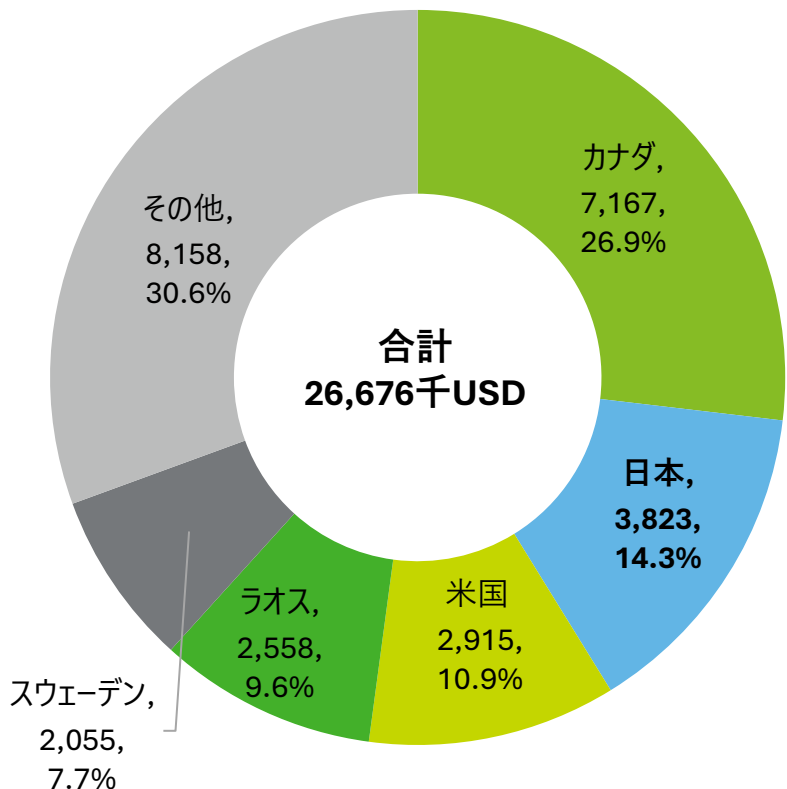
台湾は、スギ・ヒノキを含む「その他針葉樹製材」をカナダ、日本等から輸入しており、輸入額に占める日本の割合は約14.3%です

主要輸入国【その他針葉樹製材（HS4407.19）】（1/2）

その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）*1（千USD）
の国別輸入額（2024年）

その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）*1
の国別輸入量（2024年）

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等



国名	輸入量 (トン)	輸入量*2 (m ³)
カナダ	17,169	31,248
日本	10,284	18,717
スウェーデン	4,678	8,514
ドイツ	3,908	7,113
米国	3,030	5,515
その他	12,510	22,768
合計	51,579	93,874

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

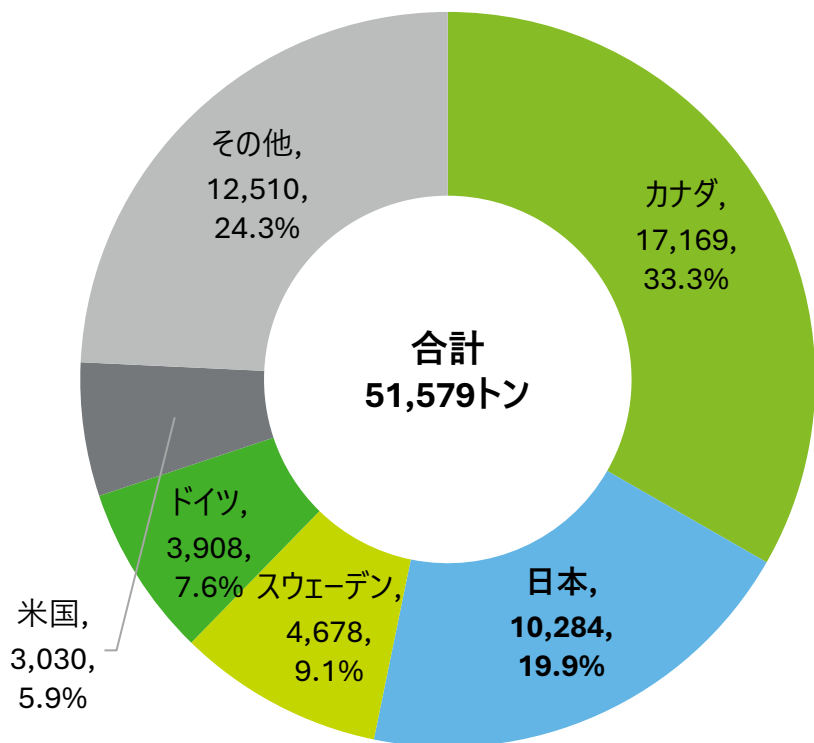
*1：「その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）」は、HS4407.19（スギ属・ヒノキ属含むその他）を集計

*2：換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

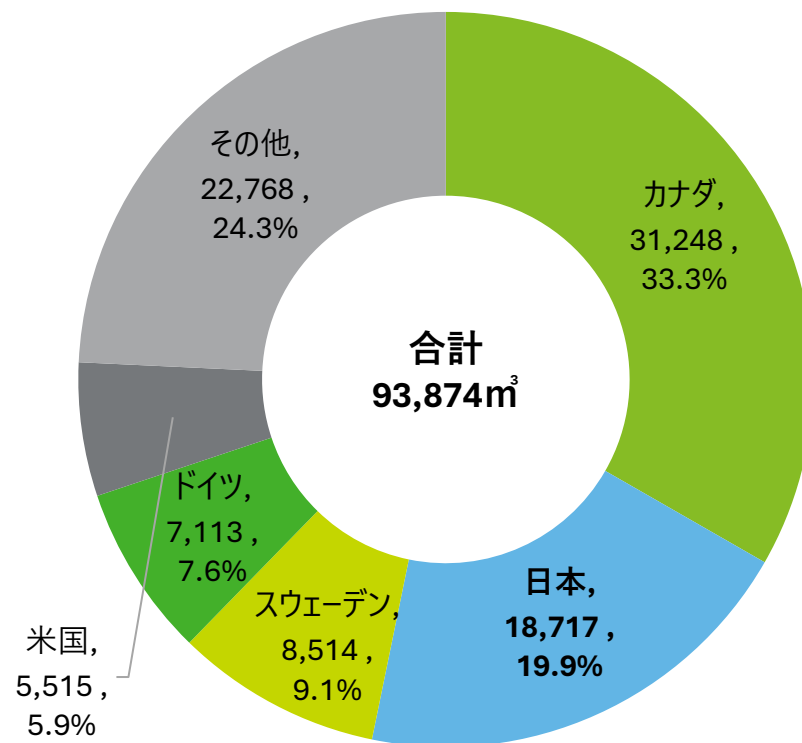
台湾は、スギ・ヒノキ含む「その他針葉樹製材」をカナダ、日本等から輸入しており、日本からの輸入量は全体の約19.9%を占めています

主要輸入国【その他針葉樹製材（HS4407.19）】（2/2）

その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）*1（トン）
の国別輸入量（2024年）



その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）*1,*2(m³)
の国別輸入量（2024年）



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

*1：「その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）」は、HS4407.19（スギ属・ヒノキ属含むその他）を集計

*2：換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

台湾におけるを含む「その他針葉樹製材」の平均輸入単価は、世界平均で約400-620ドル/トン前後で推移しています

台湾における国別平均輸入単価【その他針葉樹製材（HS4407.19）】

需要調査

輸入統計情報

製材

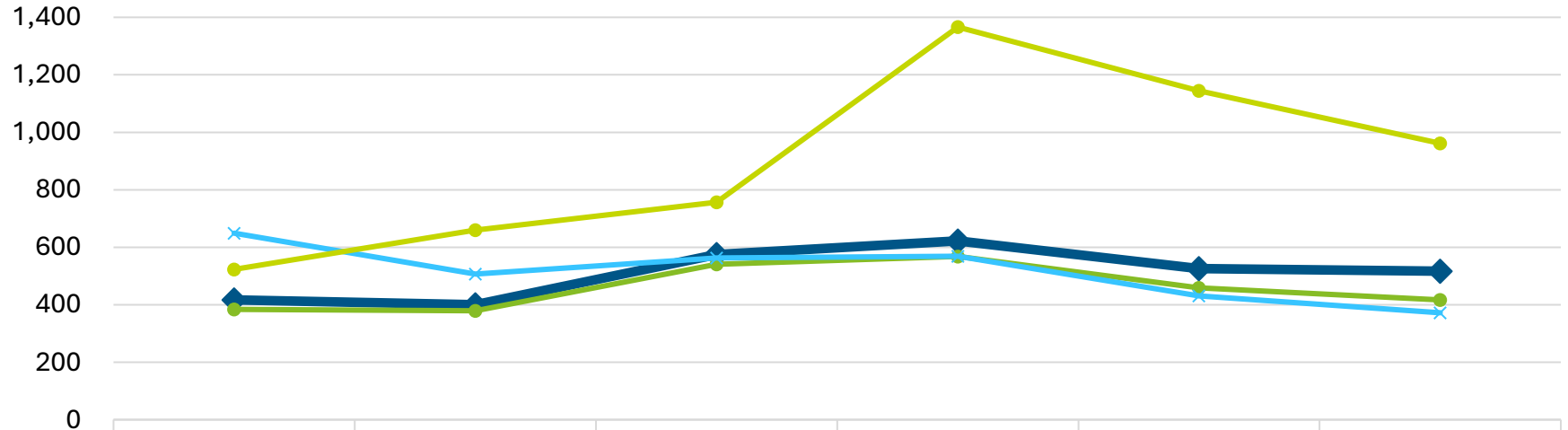
合板

他の面材

集成材等

その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）*の国別輸入額（2024年）の
上位3か国及び日本の平均輸入単価（USD/トン）

(USD/トン)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
世界平均	417	400	575	622	526	517
カナダ	384	379	541	568	459	417
日本	649	507	563	569	431	372
米国	523	660	757	1,366	1,144	962

世界平均

カナダ

日本

米国

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

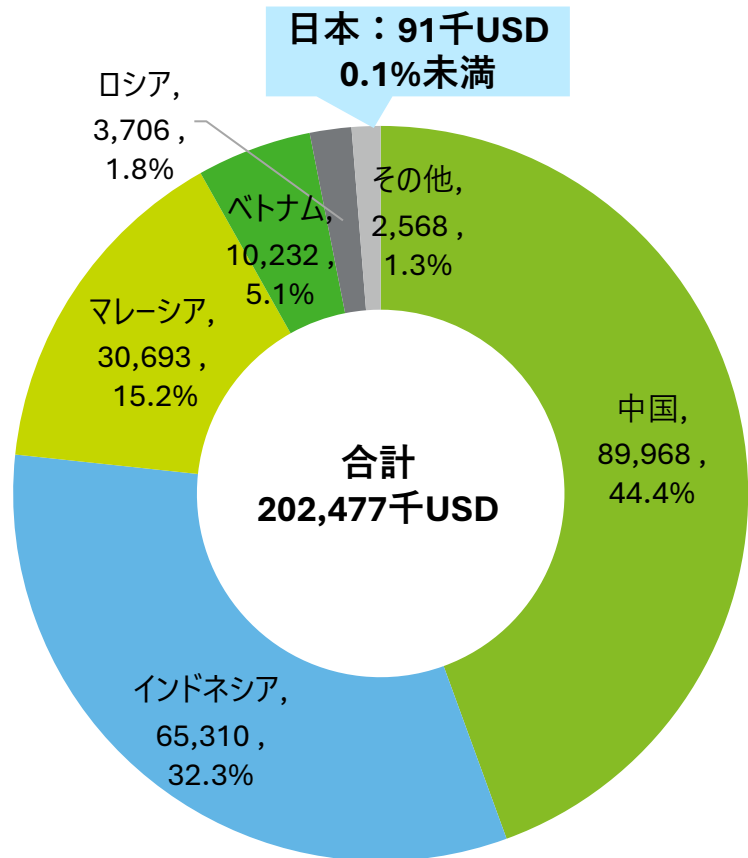
* 「その他針葉樹製材（スギ、ヒノキ等）」は、HS4407.19（スギ属・ヒノキ属含むその他）を集計

台湾は合板を中国、インドネシア、マレーシア等から輸入しており、輸入額に占める日本の割合は、0.1%未満です

主要輸入国【合板（HS4412.10, 4412.31, 4412.33-34, 4412.39）】（1/2）

合板の国別輸入額（2024年）（千USD）

合板の国別輸入量（2024年）



国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
中国	160,070	246,508
インドネシア	74,736	115,093
マレーシア	38,266	58,930
ベトナム	17,099	26,332
ロシア	4,748	7,312
その他	1,000	1,540
合計	295,919	455,715

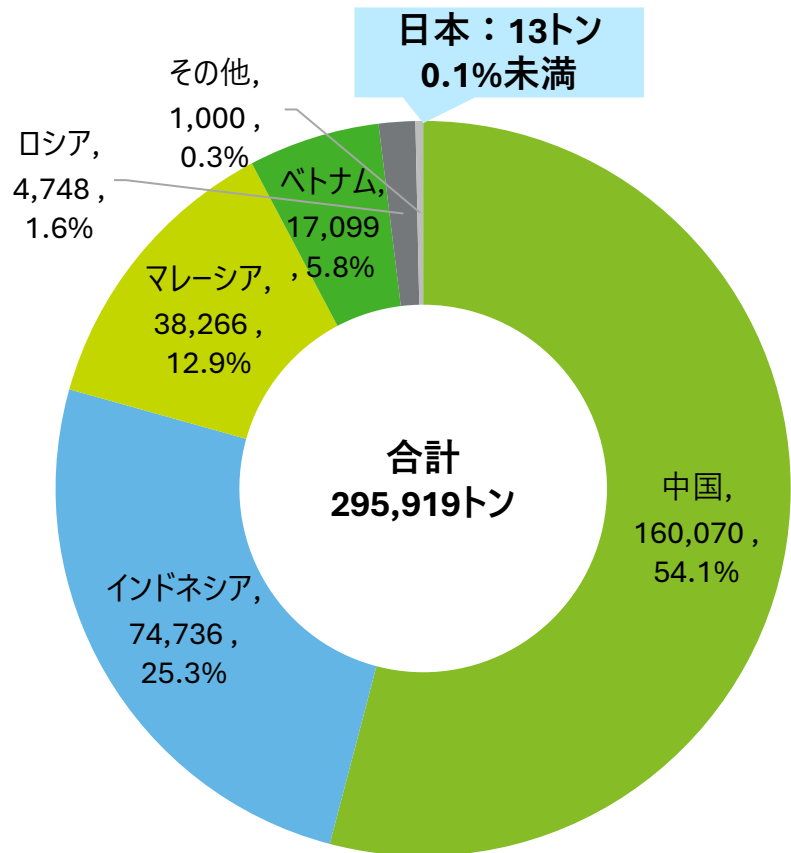
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

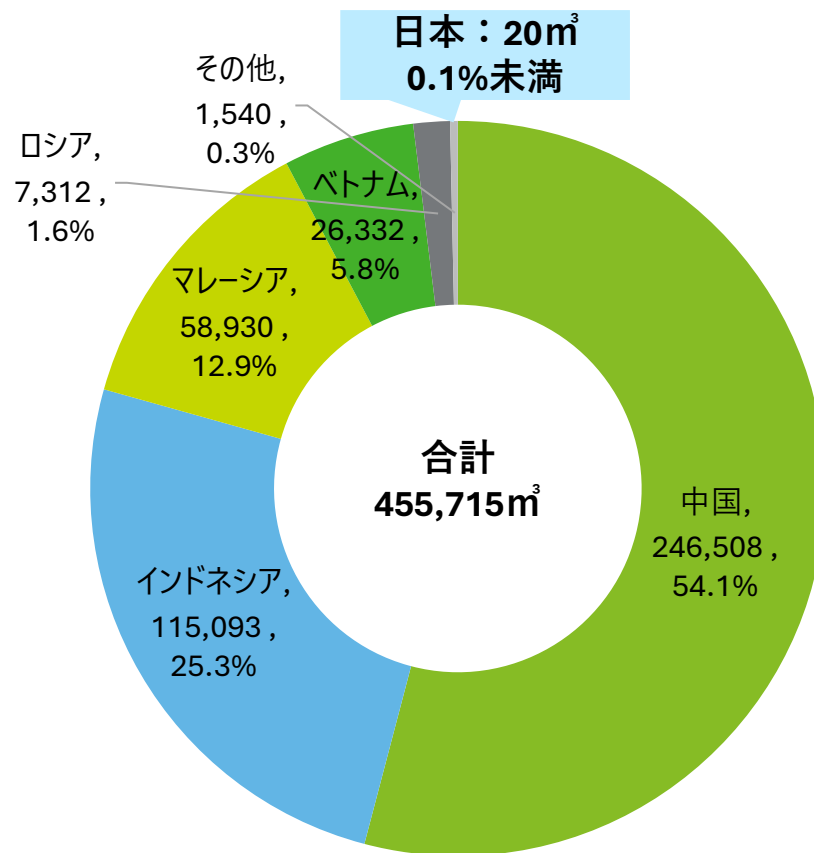
台湾は合板を中国、インドネシア、マレーシア等から輸入しており、日本からの輸入量は全体の0.1%未満です

主要輸入国【合板（HS4412.10, 4412.31, 4412.33-34, 4412.39）】（2/2）

合板の国別輸入量（2024年）（トン）



合板の国別輸入量（2024年）*（m³）



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

25 輸出相手国の市場実態等調査（台湾）

需要調査

輸入統計情報

製材

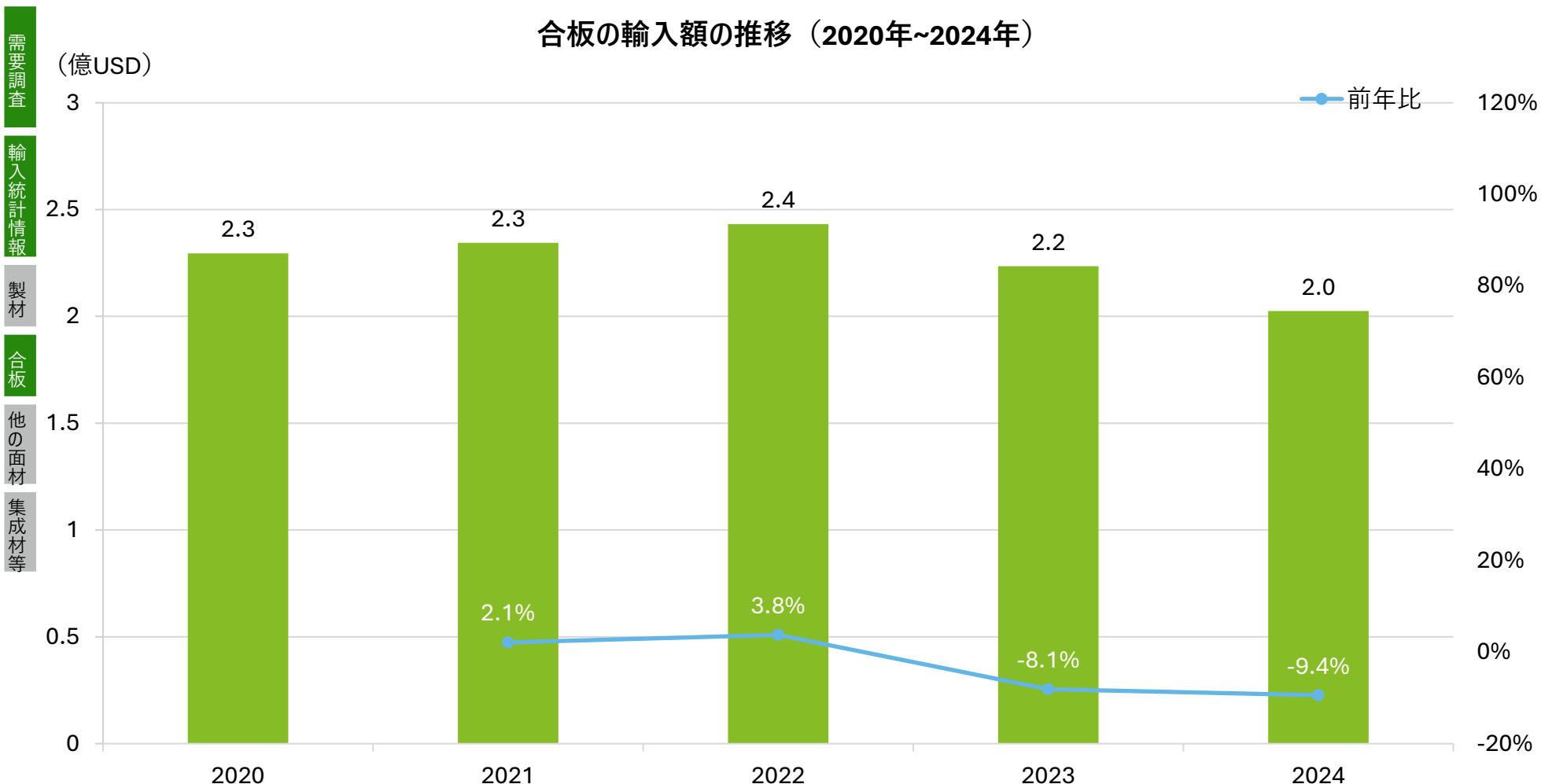
合板

他の面材

集成材等

近年の台湾における合板の輸入額は、2.2億ドル前後で推移しています

輸入額推移【合板（HS4412.10, 4412.31, 4412.33-34, 4412.39）】

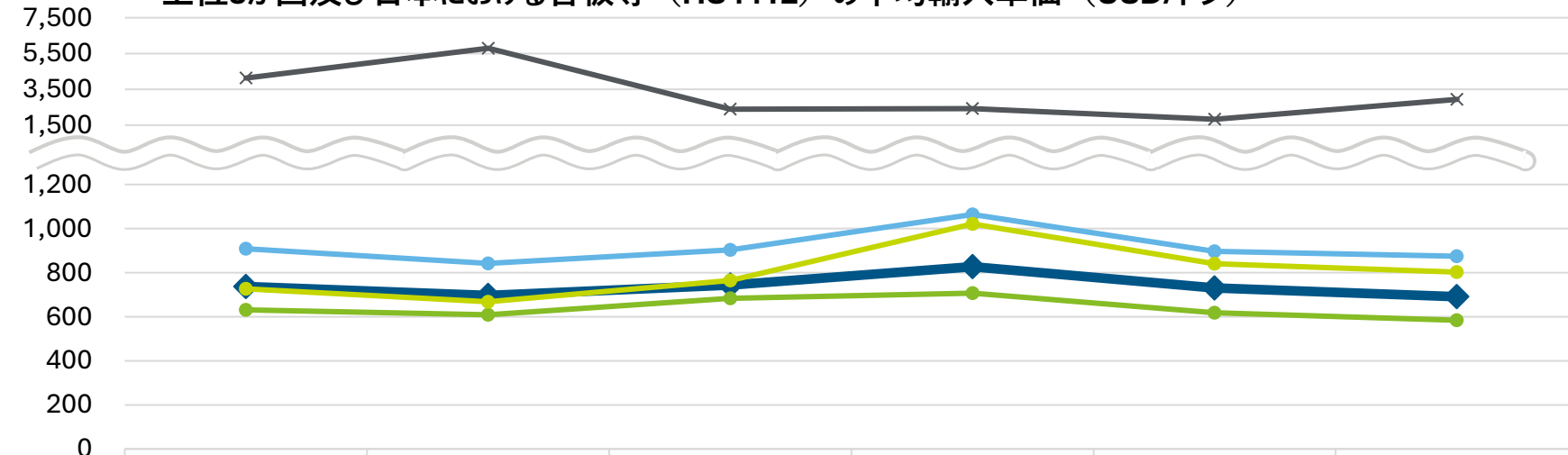


参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

台湾における合板等の平均輸入単価は、世界平均で690-830ドル/トン前後の推移となっています

台湾における国別平均輸入単価【合板等（HS4412）*】

合板（HS4412.10, 4412.31, 4412.33, 4412.34, 4412.39）の国別輸入額（2024年）
 上位3か国及び日本における合板等（HS4412）の平均輸入単価（USD/トン）



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
世界平均	737	696	744	827	730	691
中国	631	609	683	707	618	584
インドネシア	908	842	903	1,064	897	875
マレーシア	727	668	764	1,021	841	802
日本	4,122	5,794	2,397	2,417	1,826	2,931

◆ 世界平均
 ● 中国
 ● インドネシア
 ● マレーシア
 × 日本

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 平均輸入単価はHSコード4桁で算出（6桁は単価の取得が不可のため）、HS4412は合板の他、LVL、ブロックボード、その他積層木材を含む

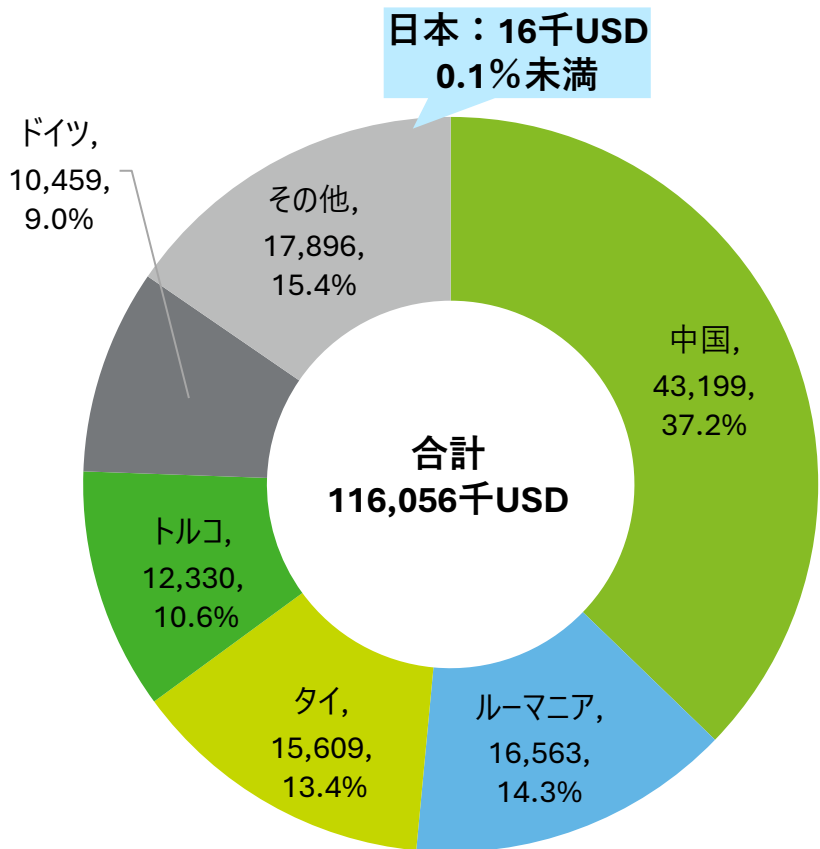
台湾は、OSB・パーティクルボード等を主に中国、ルーマニア、タイ等から輸入しており、輸入額に占める日本の割合は0.1%未満です

主要輸入国【OSB・パーティクルボード等（HS4410）】（1/2）

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等

OSB・パーティクルボード等*1の国別輸入額（2024年）(千USD)

OSB・パーティクルボード等*1の国別輸入量（2024年）



国名	輸入量 (トン)	輸入量*2 (m ³)
中国	120,897	186,181
タイ	58,922	90,740
トルコ	28,276	43,545
ルーマニア	22,498	34,647
ドイツ	13,738	21,157
その他	28,967	44,609
合計	273,298	420,879

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

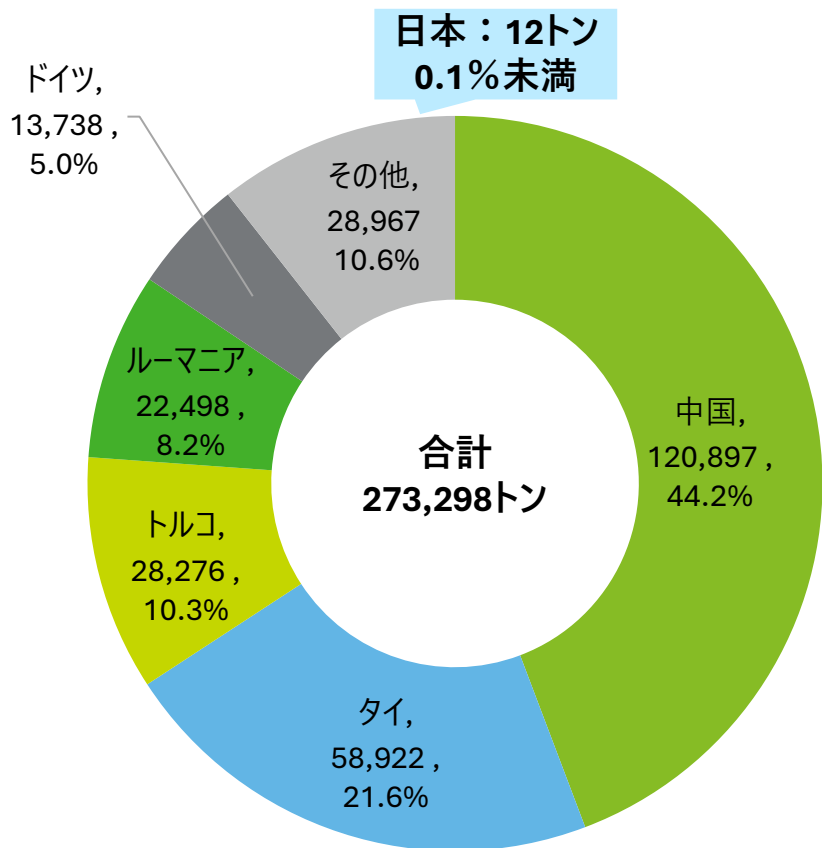
*1： OSB、パーティクルボード、その他木質ボード等を含む

*2： 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

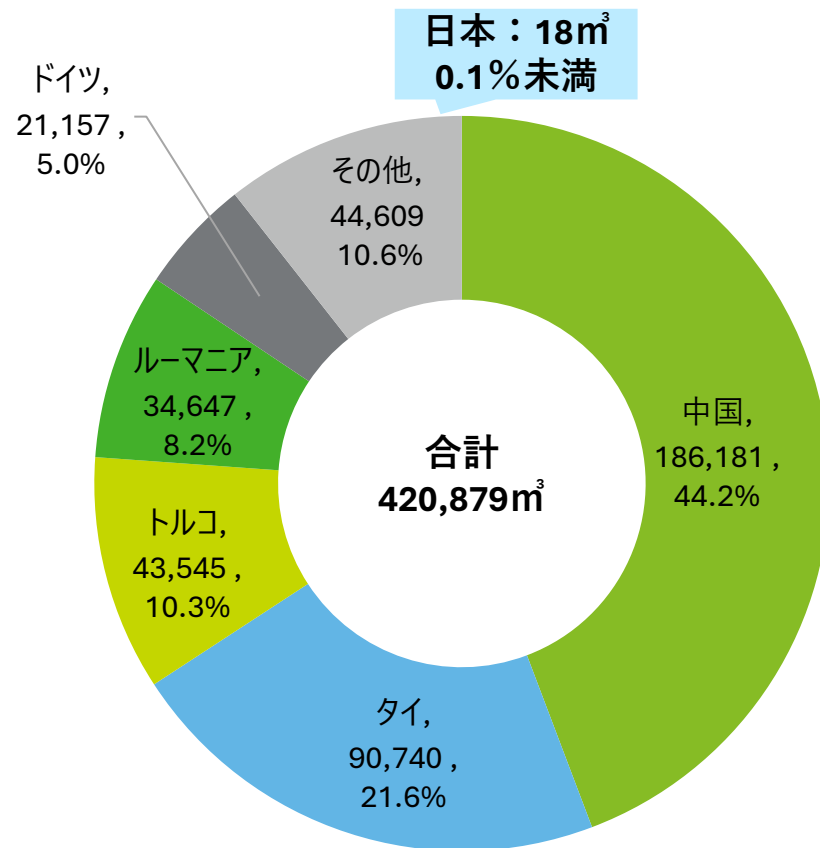
台湾は、OSB・パーティクルボード等を主に中国、タイ、トルコ等から輸入しており、日本からの輸入量は全体の0.1%未満です

主要輸入国【OSB・パーティクルボード等（HS4410）】（2/2）

OSB・パーティクルボード等*1の国別輸入量（2024年）（トン）



OSB・パーティクルボード等*1の国別輸入量（2024年）*2(m³)



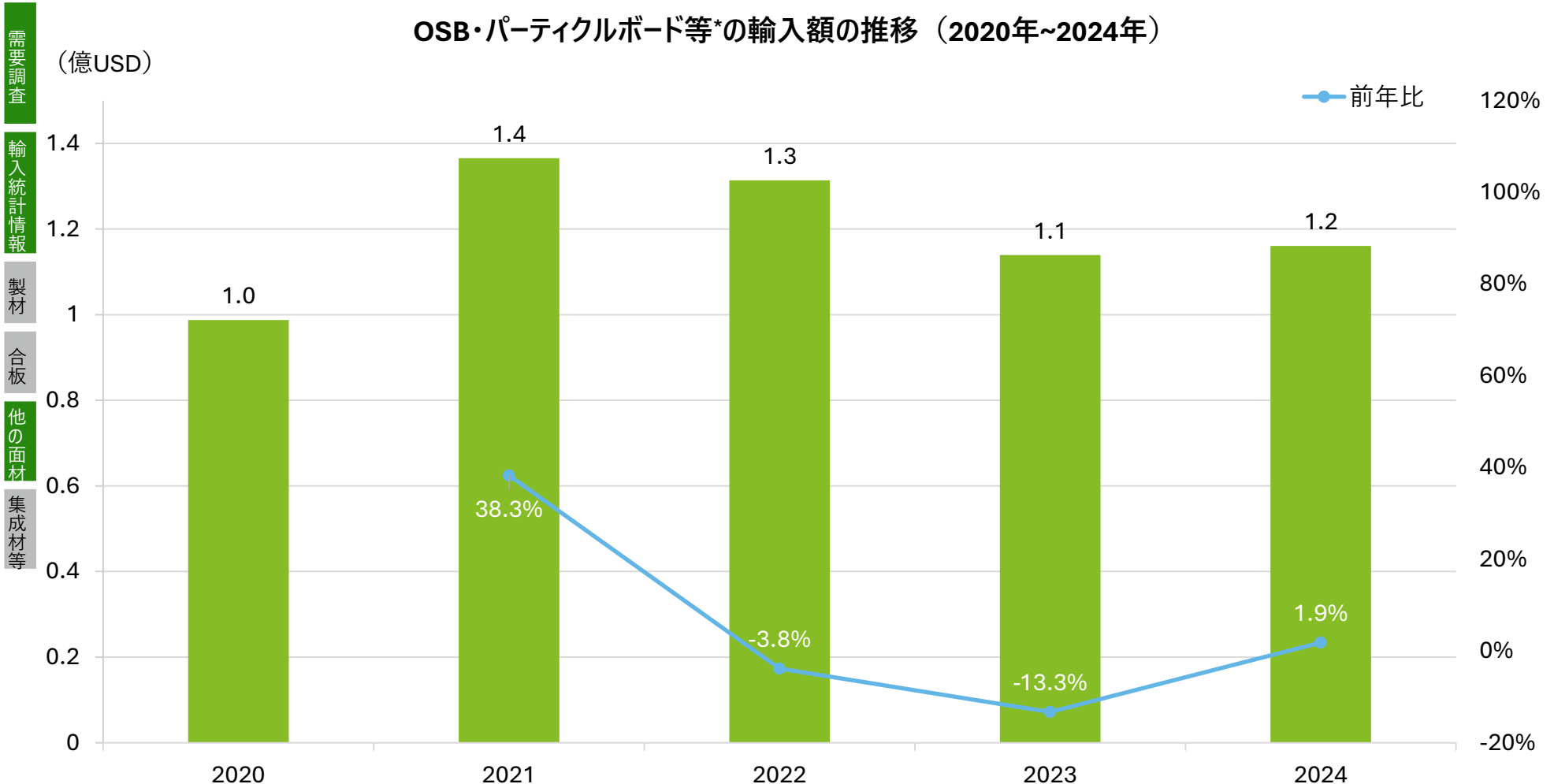
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

*1： OSB、パーティクルボード、その他木質ボード等を含む

*2： 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

近年の台湾におけるOSB・パーティクルボード等の輸入額は、1.2億ドル前後で推移しています

輸入額推移【OSB・パーティクルボード等（HS4410）】



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* OSB、パーティクルボード、その他木質ボード等を含む

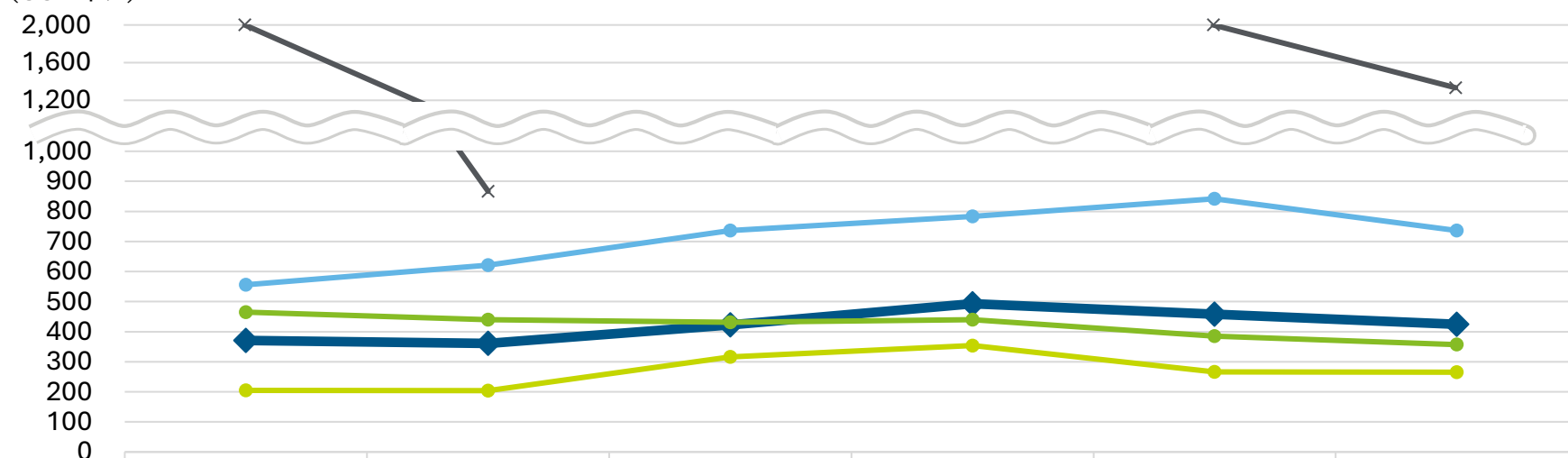
30 輸出相手国の市場実態等調査（台湾）

台湾におけるOSB・パーティクルボード等の平均輸入単価は、世界平均で360-490ドル/トン前後の推移となっています

台湾における国別平均輸入単価【OSB・パーティクルボード等（HS4410）】

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等

OSB・パーティクルボード等*1の国別輸入額（2024年） 上位3か国及び日本の平均輸入単価（USD/トン）
(USD/トン)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
◆ 世界平均	371	361	423	493	458	425
● 中国	465	440	431	440	385	357
● ルーマニア	556	621	736	783	842	736
● タイ	205	204	316	354	266	265
× 日本	2,000	867	-	-	2,000	1,333

◆ 世界平均 ● 中国 ● ルーマニア ● タイ × 日本

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

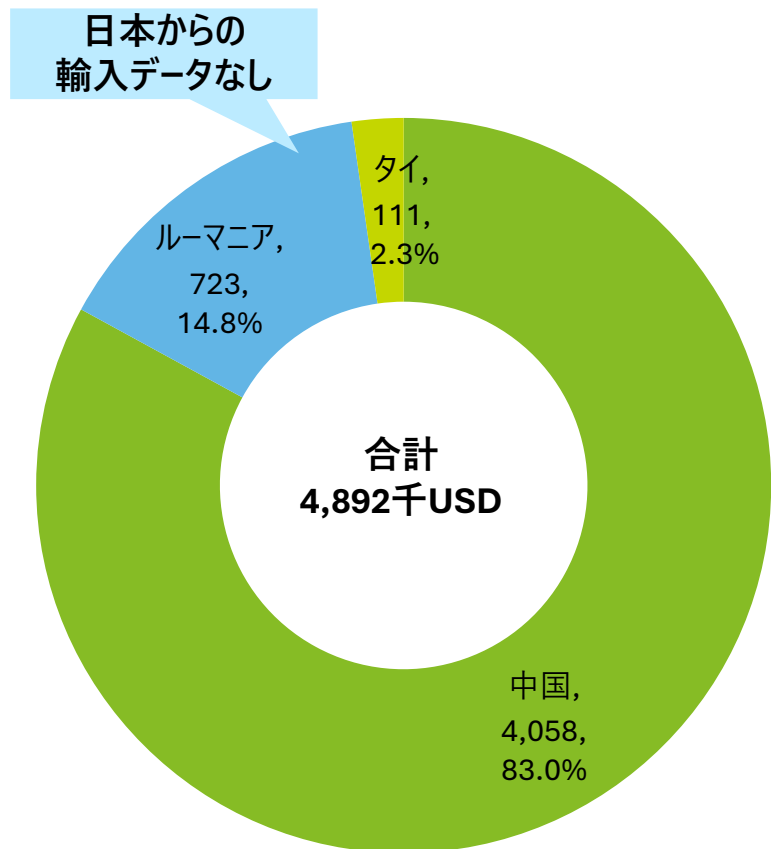
*1：OSB、パーティクルボード、その他木質ボード等を含む

*2：表中「-」の記載箇所は参考元データが欠損していることを示す

台湾はOSBを中国、ルーマニア等から輸入しており、日本からの輸入はありません

主要輸入国【OSB（HS4410.12）】（1/2）

OSBの国別輸入額（2024年）（千USD）



OSBの国別輸入量（2024年）

国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
中国	8,321	12,814
ルーマニア	888	1,368
タイ	353	544
合計	9,562	14,725

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

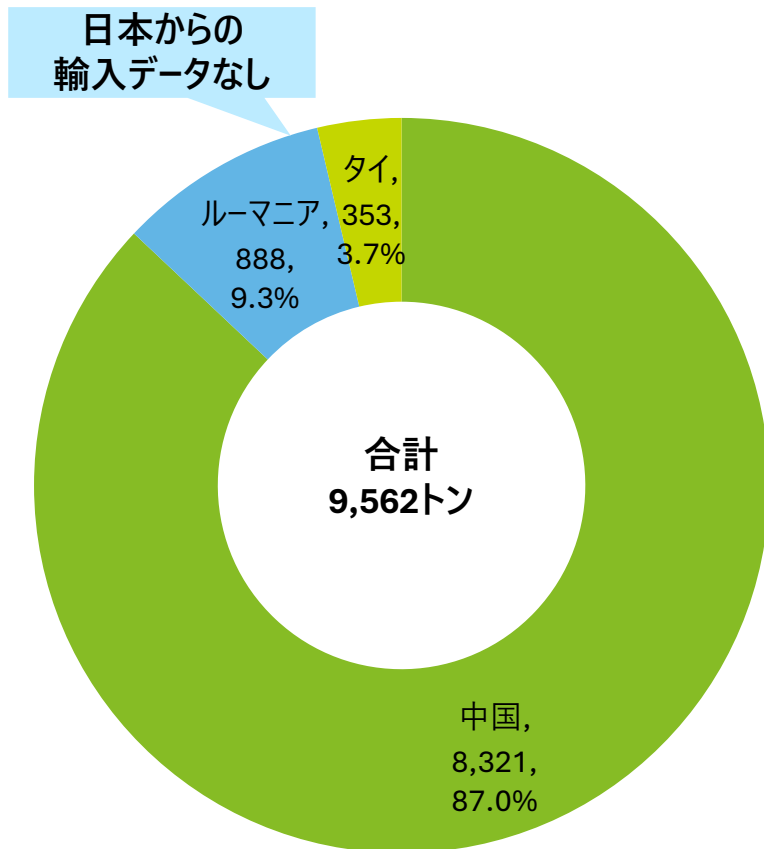
* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

32 輸出相手国の市場実態等調査（台湾）

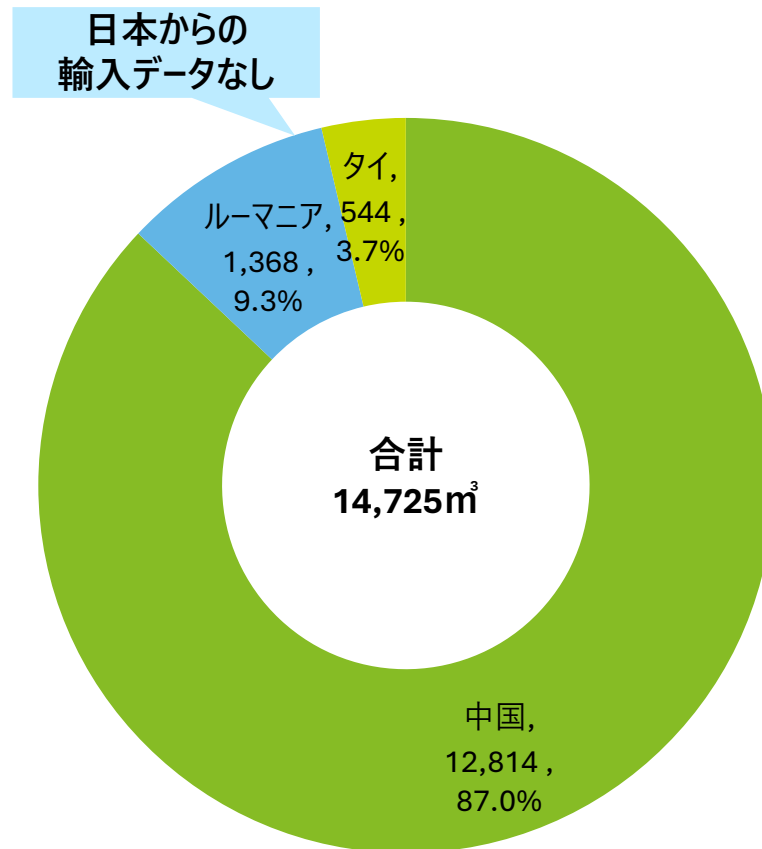
台湾はOSBを中国、ルーマニア等から輸入しており、日本からの輸入はありません

主要輸入国【OSB（HS4410.12）】（2/2）

OSBの国別輸入量（2024年）（トン）



OSBの国別輸入量（2024年）*（m³）



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

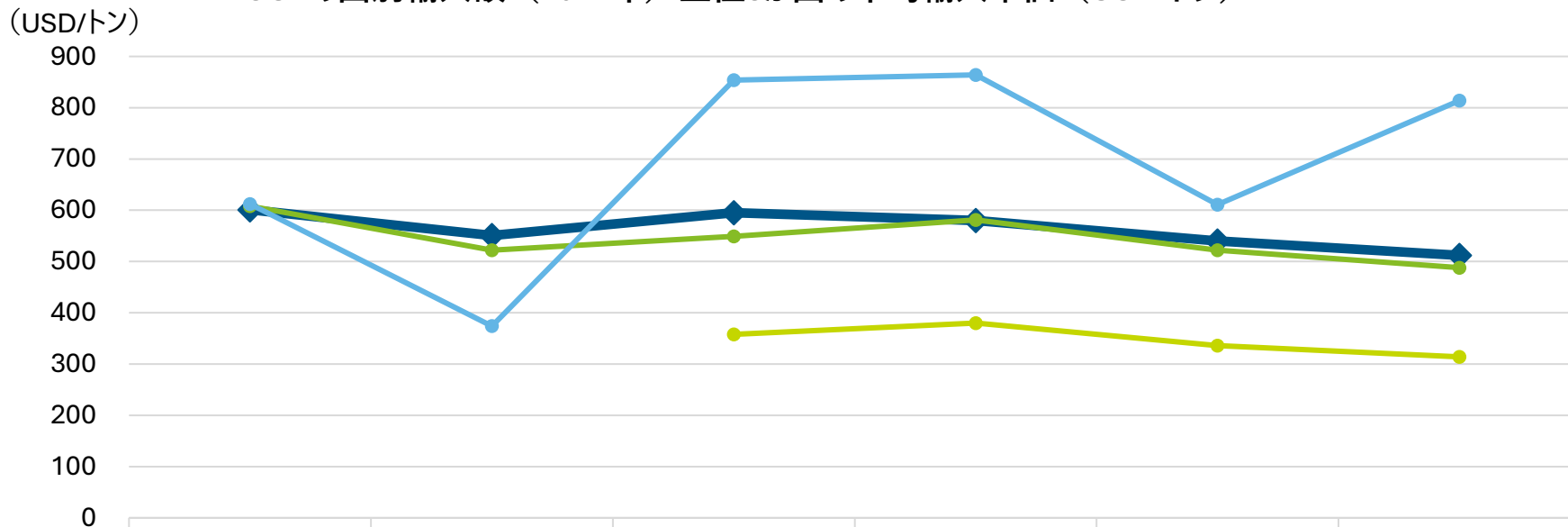
33 輸出相手国の市場実態等調査（台湾）

台湾におけるOSBの平均輸入単価は、世界平均で510-600ドル/トン前後の推移となっています

台湾における国別平均輸入単価【OSB（HS4410.12）】

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等

OSBの国別輸入額（2024年）上位3か国の平均輸入単価（USD/トン）



(USD/トン)	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
世界平均	601	551	595	580	540	512
中国	608	522	549	581	522	488
ルーマニア	612	374	854	864	611	814
タイ	-	-	358	380	336	314

◆ 世界平均
 ◆ 中国
 ◆ ルーマニア
 ◆ タイ

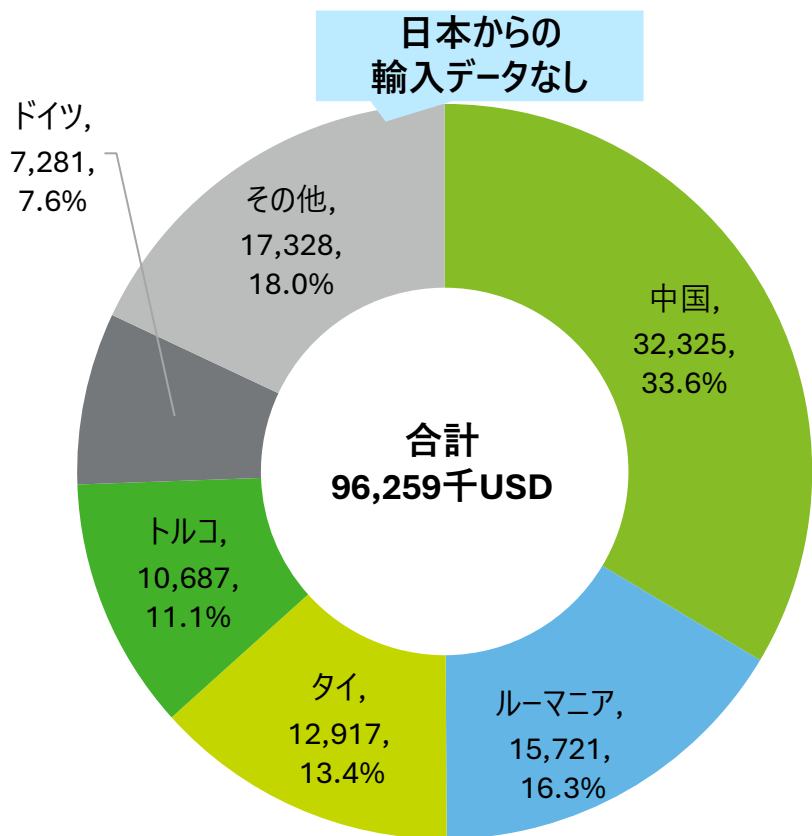
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 表中「-」の記載箇所は参考元データが欠損していることを示す

台湾はパーティクルボードを中国、ルーマニア等から輸入しており、日本からの輸入はありません

主要輸入国【パーティクルボード（HS4410.11）】（1/2）

パーティクルボードの国別輸入額（2024年）（千USD）



パーティクルボードの国別輸入量（2024年）

国名	輸入量（トン）	輸入量*（m ³ ）
中国	92,898	143,063
タイ	47,639	73,364
トルコ	24,263	37,365
ルーマニア	21,419	32,985
イタリア	12,217	18,814
その他	26,045	40,109
合計	224,481	345,701

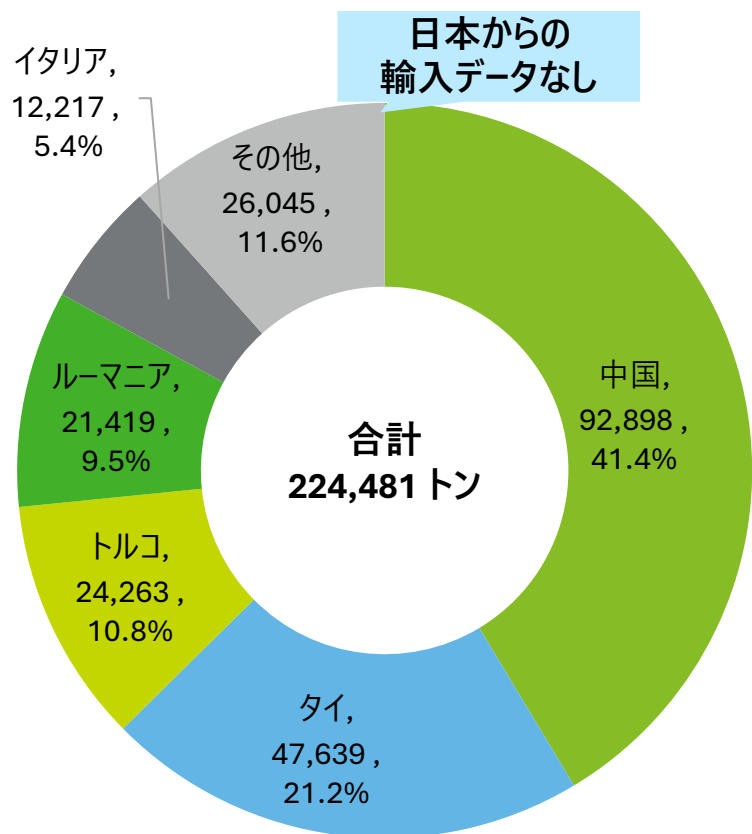
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

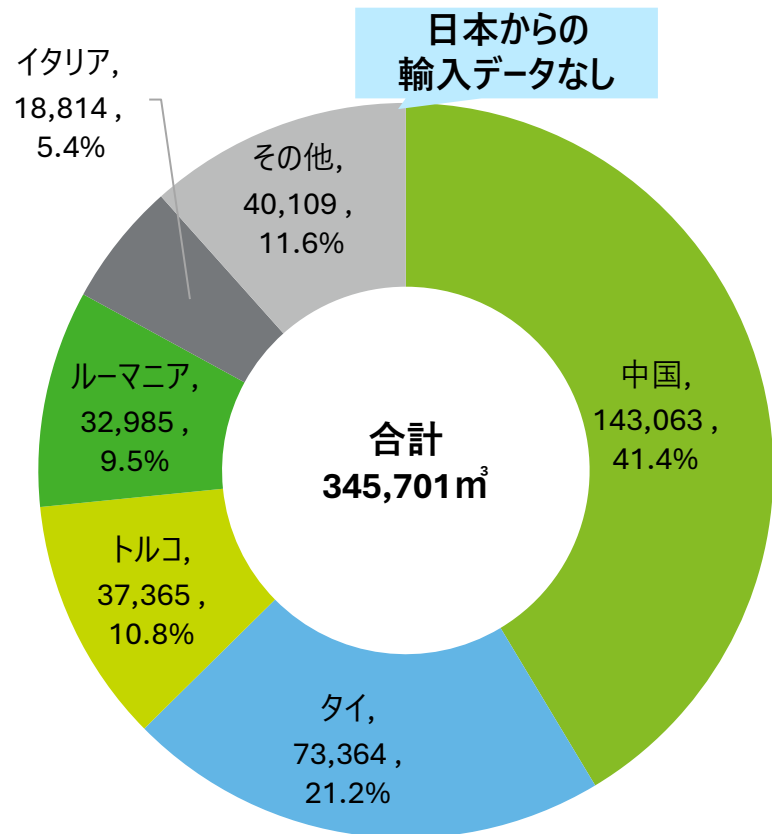
台湾はパーティクルボードを中国、タイ等から輸入しており、日本からの輸入はありません

主要輸入国【パーティクルボード（HS4410.11）】（2/2）

パーティクルボードの国別輸入量（2024年）（トン）



パーティクルボードの国別輸入量（2024年）*（m³）



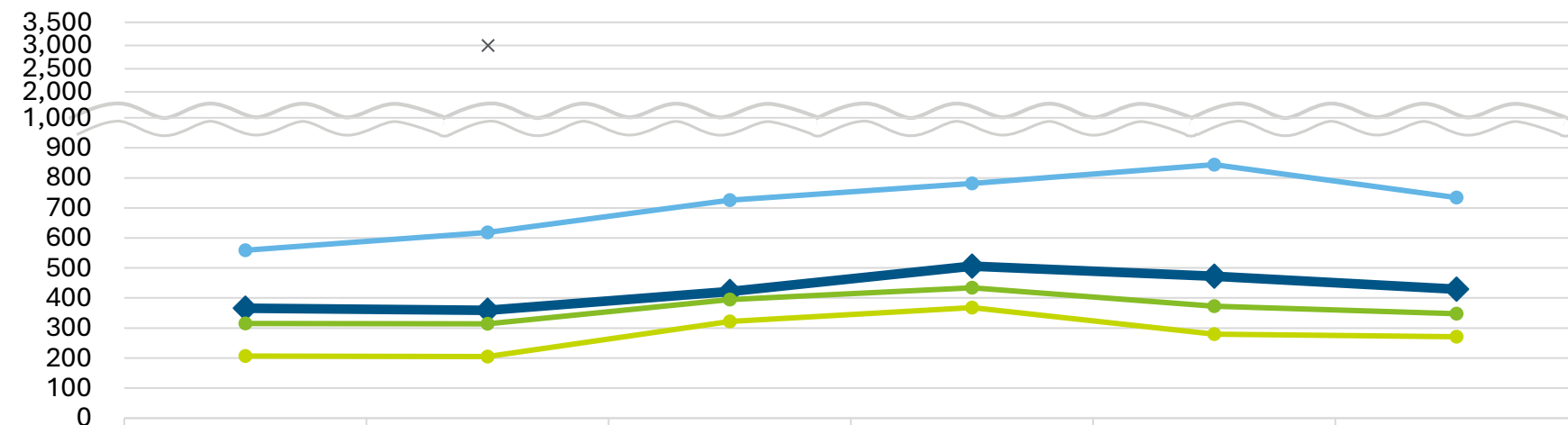
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.54を用い、トン→m³に換算

台湾におけるパーティクルボードの平均輸入単価は、世界平均で360-510ドル/トン前後の推移となっています

台湾における国別平均輸入単価【パーティクルボード（HS4410.11）】

パーティクルボードの国別輸入額（2024年） 上位3か国及び日本の平均輸入単価（USD/トン）
 (USD/トン)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
◆ 世界平均	366	359	422	506	472	429
● 中国	315	314	395	434	373	348
● ルーマニア	559	618	726	781	844	734
● タイ	207	205	322	368	280	271
× 日本	-	3,000	-	-	-	-

◆ 世界平均 ● 中国 ● ルーマニア ● タイ × 日本

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

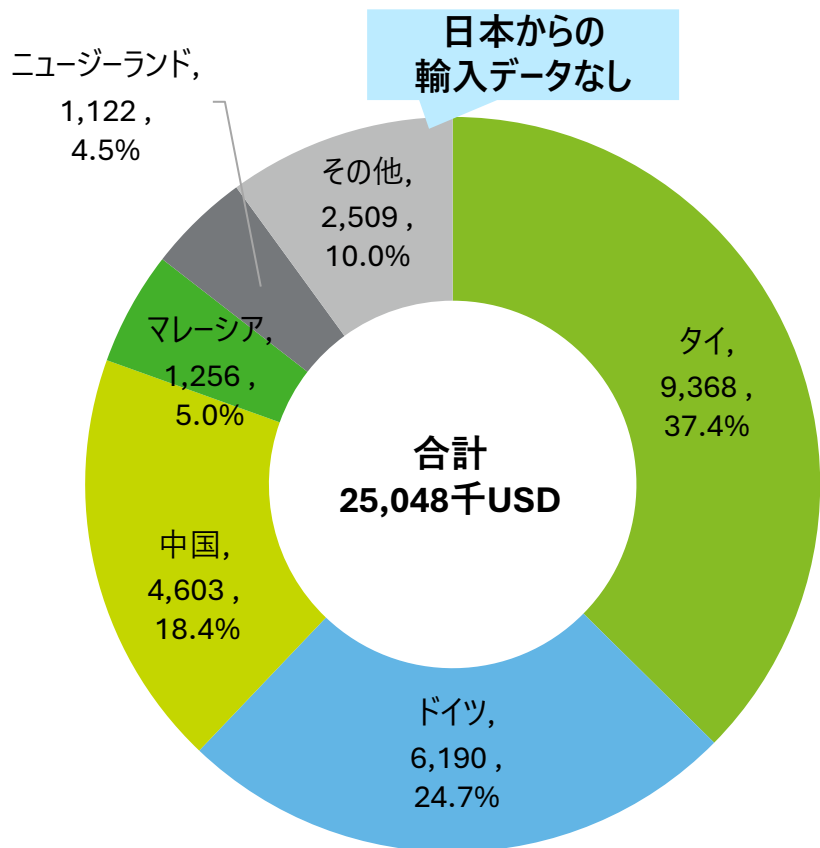
* 表中「-」の記載箇所は参考元データが欠損していることを示す

需要調査
 輸入統計情報
 製材
 合板
 他の面材
 集成材等

台湾はMDFをタイ、ドイツ、中国等から輸入しており、日本からの輸入はありません

主要輸入国【MDF（HS4411.12-14）】（1/2）

MDFの国別輸入額（2024年）（千USD）



MDFの国別輸入量（2024年）

国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
タイ	27,332	36,625
中国	7,968	10,677
ドイツ	5,297	7,098
ニュージーランド	2,369	3,174
マレーシア	1,993	2,671
その他	3,430	4,596
合計	48,389	64,841

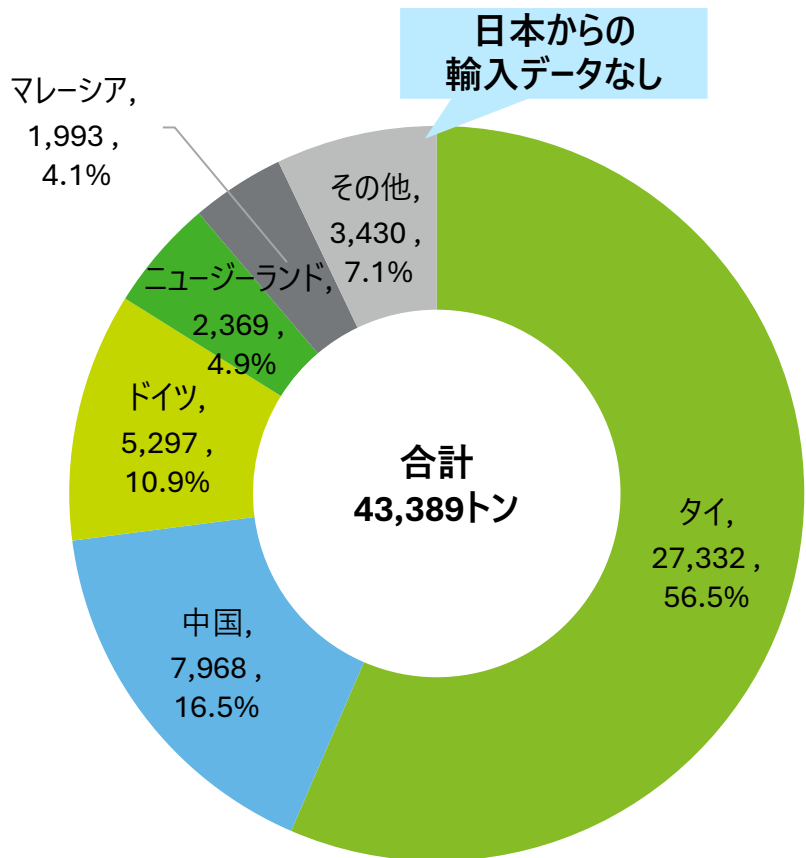
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.34を用い、トン→m³に換算

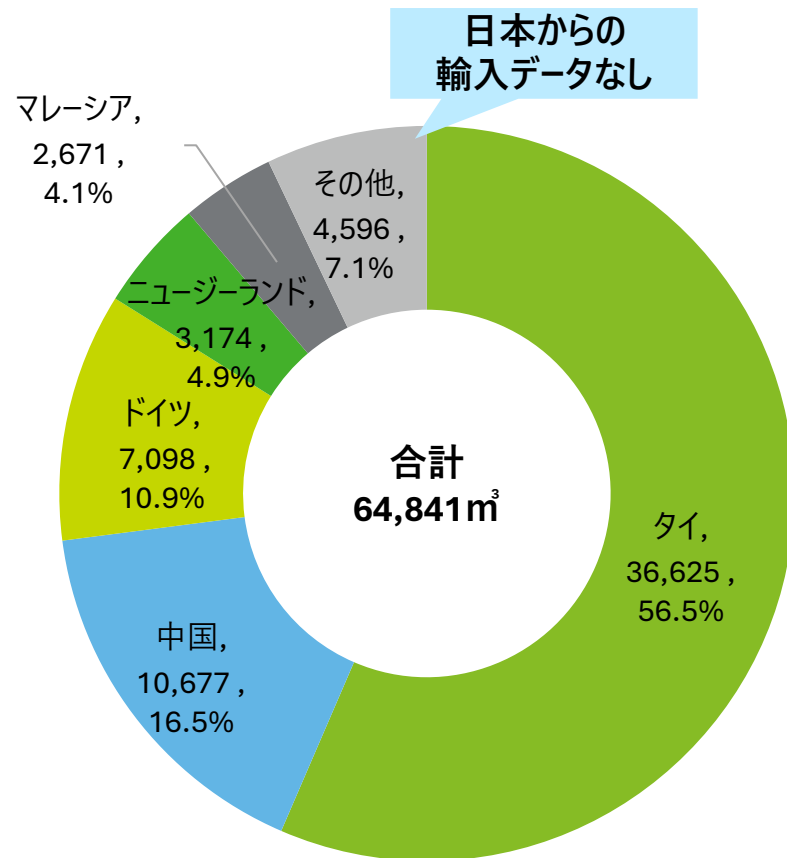
台湾はMDFをタイ、中国、ドイツ等から輸入しており、日本からの輸入はありません

主要輸入国【MDF（HS4411.12-14）】（2/2）

MDFの国別輸入量（2024年）（トン）



MDFの国別輸入量（2024年）*（m³）

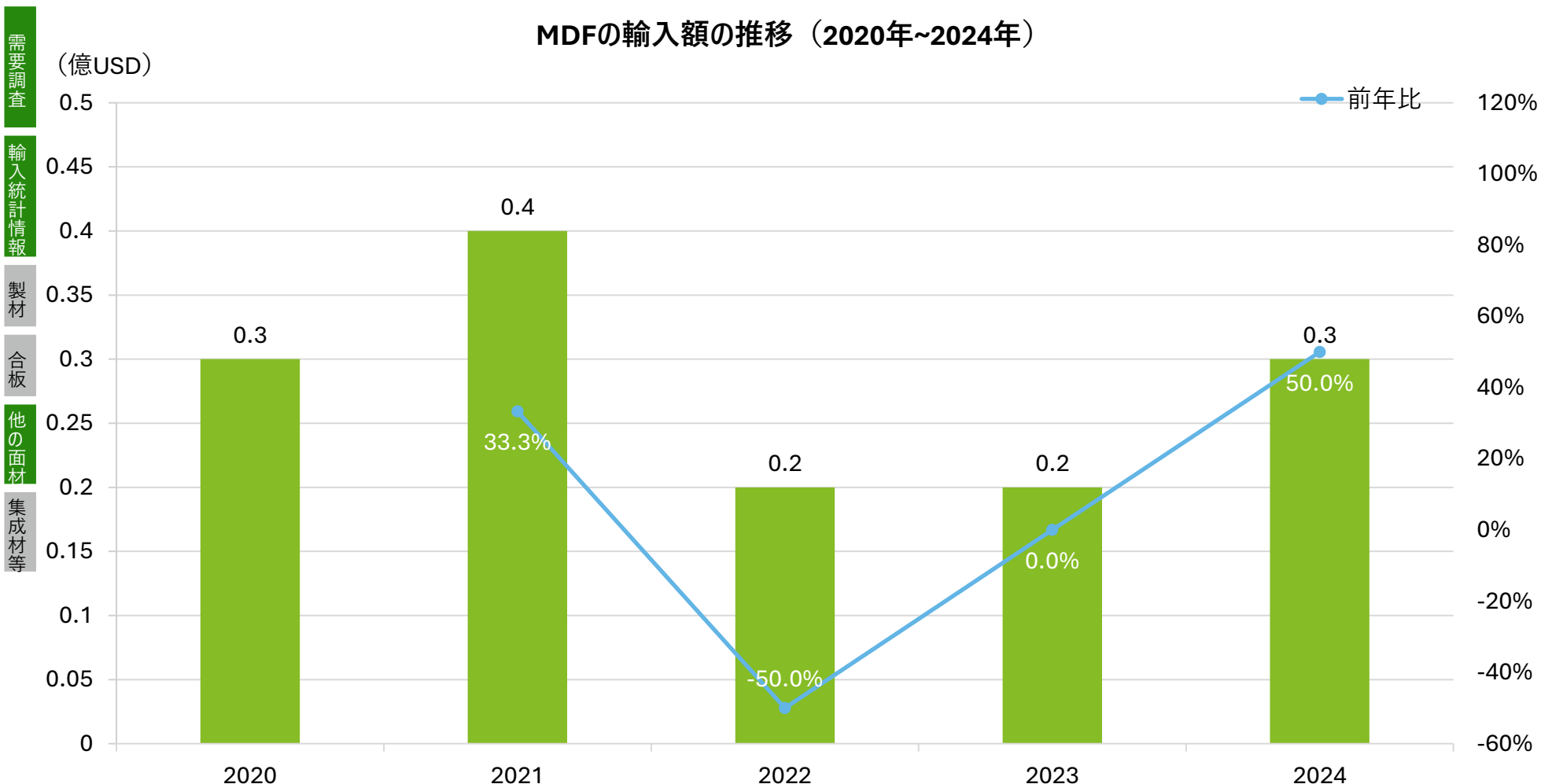


参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.34を用い、トン→m³に換算

近年の台湾におけるMDFの輸入額は、0.3億ドル前後で推移しています

輸入額推移【MDF（HS4411.12-14）】



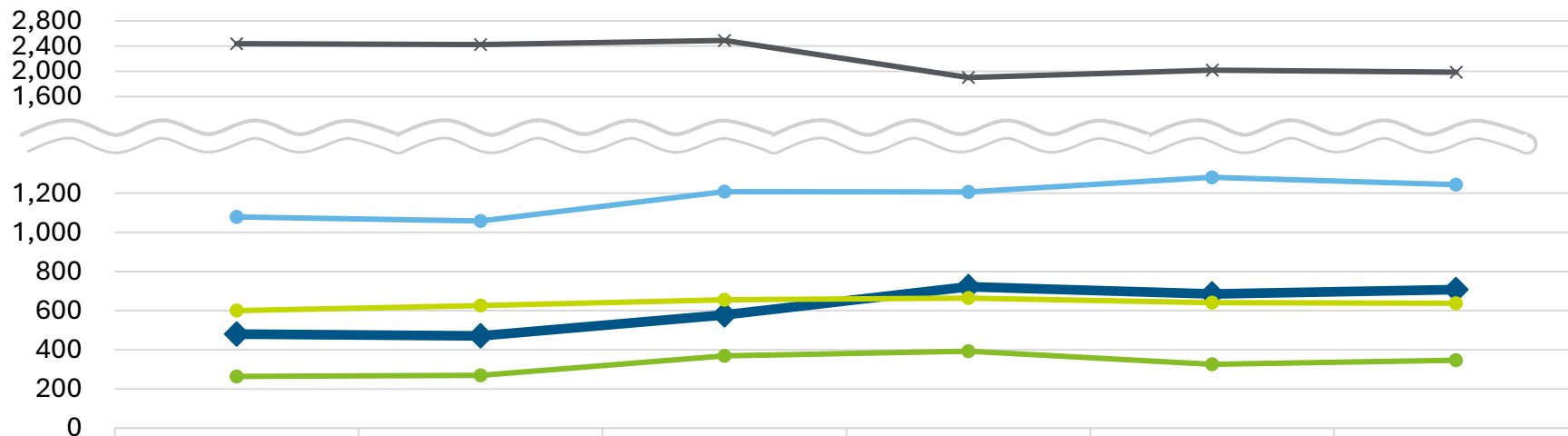
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

台湾におけるMDF・繊維板の平均輸入単価は、世界平均で470-720ドル/トン前後の推移となっています

台湾における国別平均輸入単価【MDF・繊維板（HS4411）*】

MDF（HS4411.12-14）の国別輸入額（2024年）上位3か国及び日本におけるMDF・繊維板（HS4411）平均輸入単価（USD/トン）

(USD/トン)



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
◆ 世界平均	481	471	578	722	685	707
● タイ	264	270	369	393	326	346
● ドイツ	1,078	1,058	1,208	1,206	1,281	1,243
● 中国	600	626	656	664	640	637
× 日本	2,438	2,423	2,490	1,903	2,020	1,986

◆ 世界平均 ● タイ ● ドイツ ● 中国 × 日本

参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

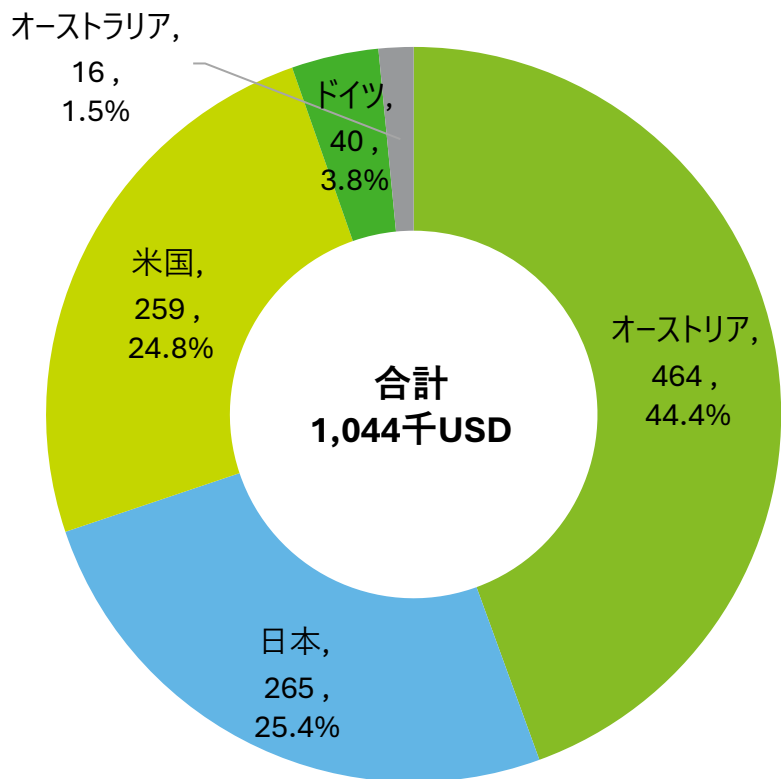
* 平均輸入単価はHSコード4桁で算出（6桁は単価の取得が不可のため）、HS4411はMDF・その他繊維板

41 輸出相手国の市場実態等調査（台湾）

台湾は集成材・CLT等をオーストリア、日本、米国等から輸入しており、輸入額に占める日本の割合は約25.4%となっています

主要輸入国【集成材・CLT等（HS4418.81- 83, 4418.89）】（1/2）

集成材・CLT等の国別輸入額（2024年）(千USD)



集成材・CLT等の国別輸入量（2024年）

国名	輸入量 (トン)	輸入量* (m ³)
オーストリア	200	364
米国	69	126
日本	63	115
ドイツ	15	27
オーストラリア	7	13
合計	354	644

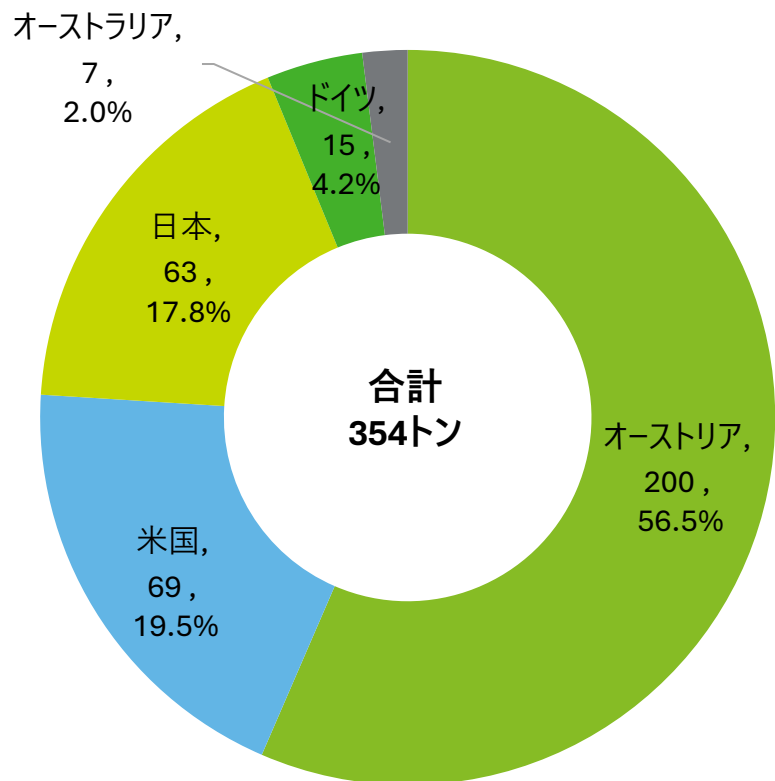
参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

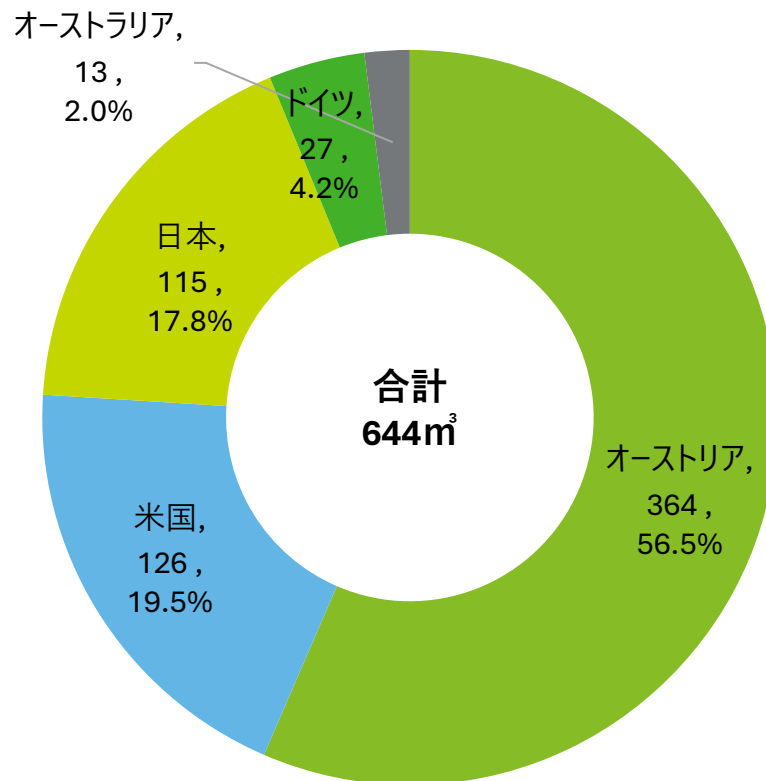
台湾は集成材・CLT等をオーストリア、米国、日本等から輸入しており、日本からの輸入量は全体の約17.8%となっています

主要輸入国【集成材・CLT等（HS4418.81- 83, 4418.89）】（2/2）

集成材・CLT等の国別輸入量（2024年）
（トン）



集成材・CLT等の国別輸入量（2024年）*
（m³）

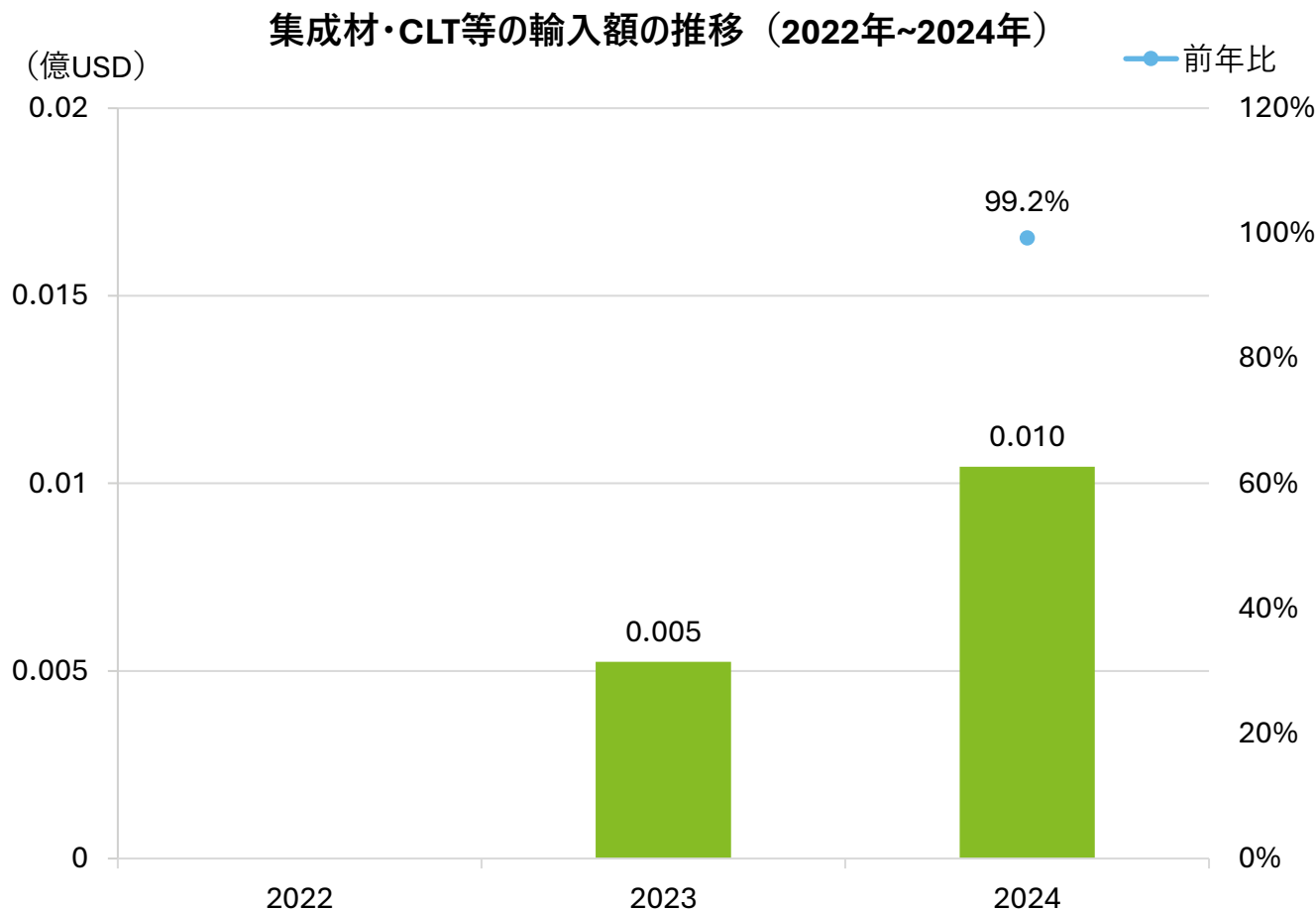


参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 換算係数1.82を用い、トン→m³に換算

近年の台湾における集成材・CLT等の輸入額は、約100万ドルで推移しています

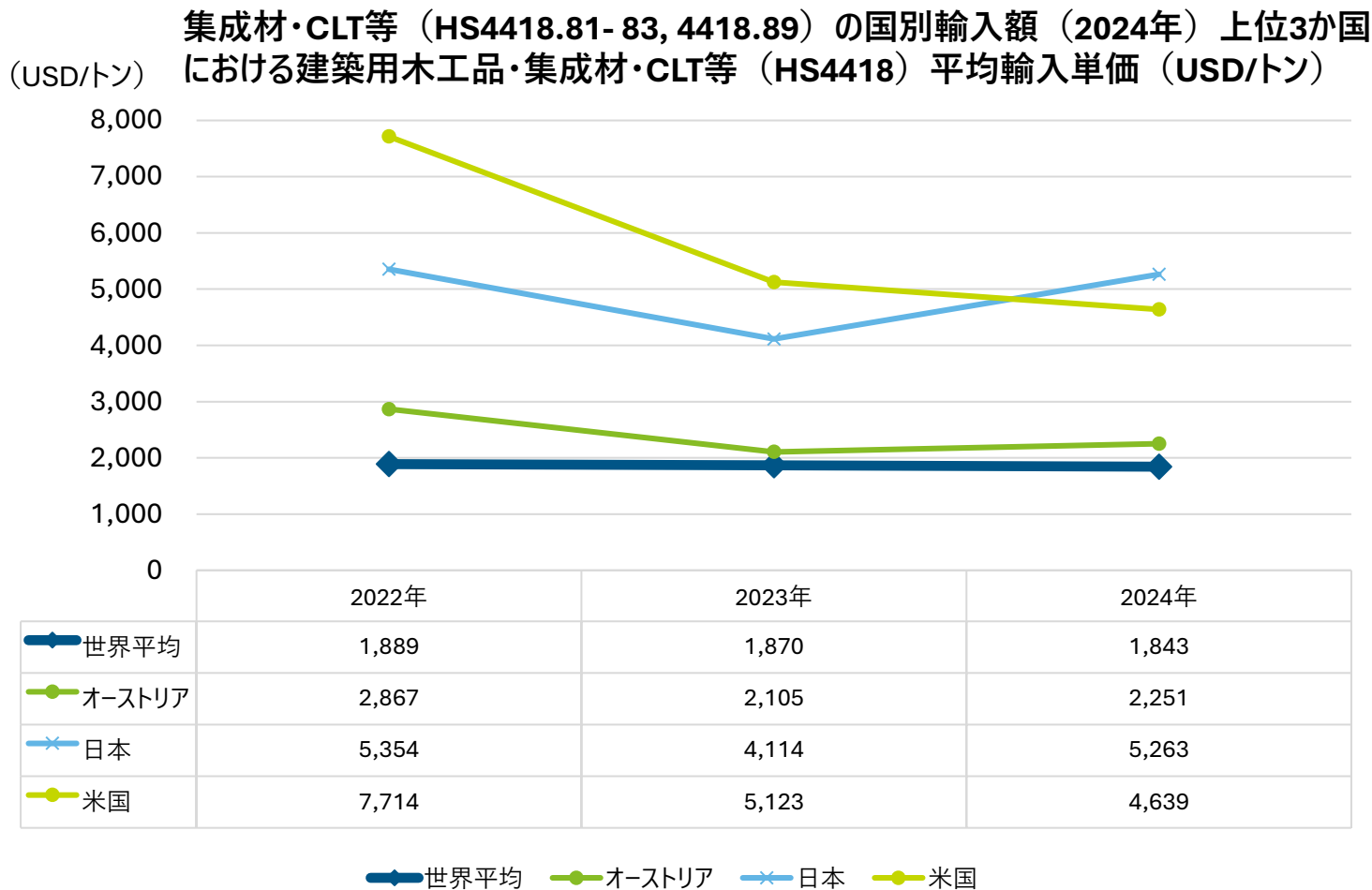
輸入額推移【集成材・CLT等（HS4418.81- 83, 4418.89）】



*：HS 6 桁コードでは2022年のデータが僅少な為、上記グラフでは2022年のデータが欠損している

台湾における建築用木工品・集成材・CLT等の平均輸入単価は、世界平均で1,840-1,890ドル/トン前後の推移となっています

台湾における国別平均輸入単価【建築用木工品・集成材・CLT等（HS4418）*】



参考：International Trade Centre「Trade Map」をもとに当法人が作成

* 平均輸入単価はHSコード4桁で算出（6桁は単価の取得が不可のため）、HS4418は建築用木工品、集成材、CLT、木製建具等
45 輸出相手国の市場実態等調査（台湾）

需要調査

輸入統計情報

製材

合板

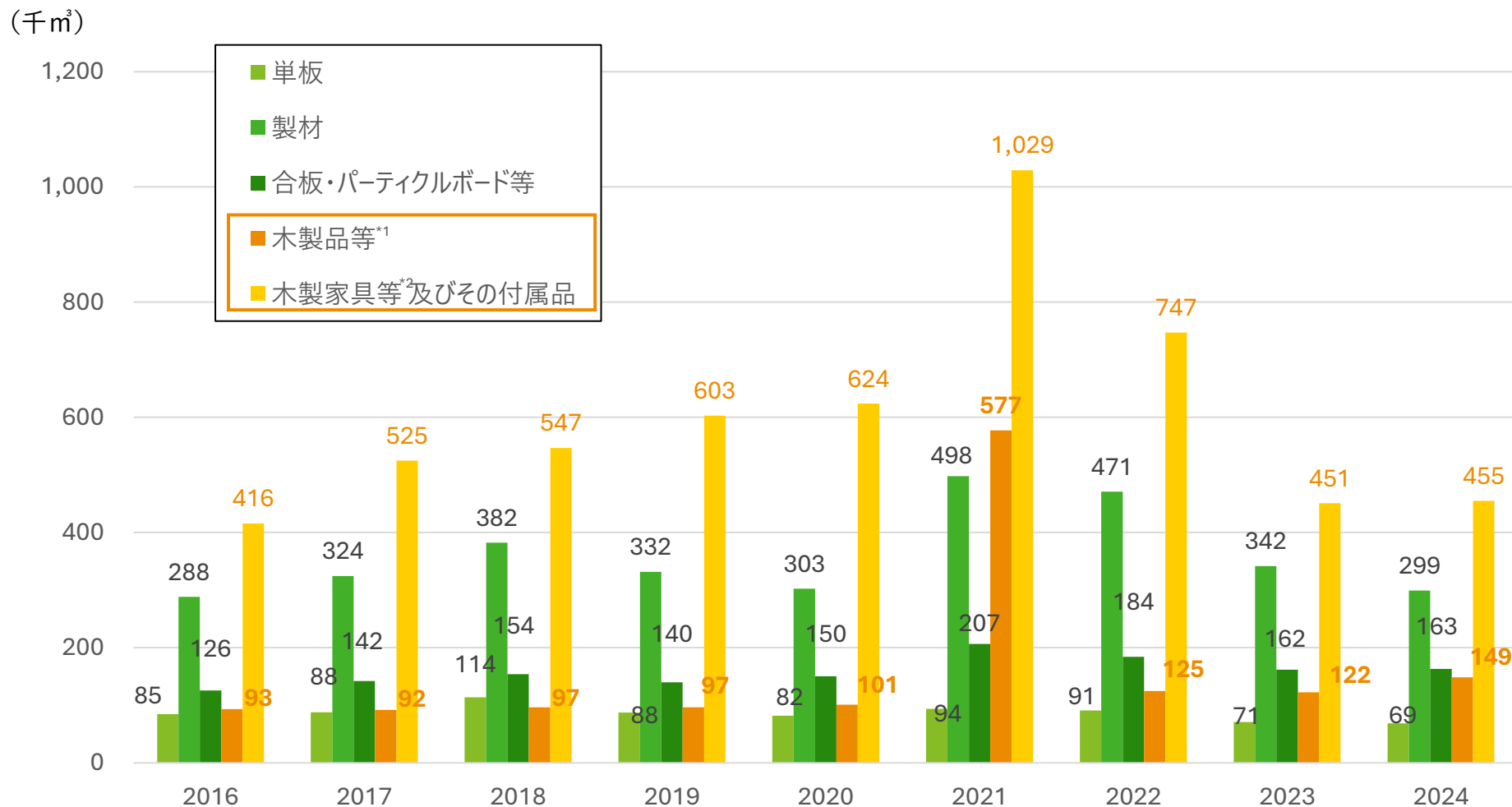
他の面材

集成材等

木材製品等の輸入量を品目別に見ると、木箱といった木製品等や木製家具等は、単板、製材、合板等と比較しても決して少なくはなく、一定の需要があると推測されます

木材製品等の品目別輸入量の推移（2016-2024）

需要調査
輸入統計情報
製材
合板
他の面材
集成材等

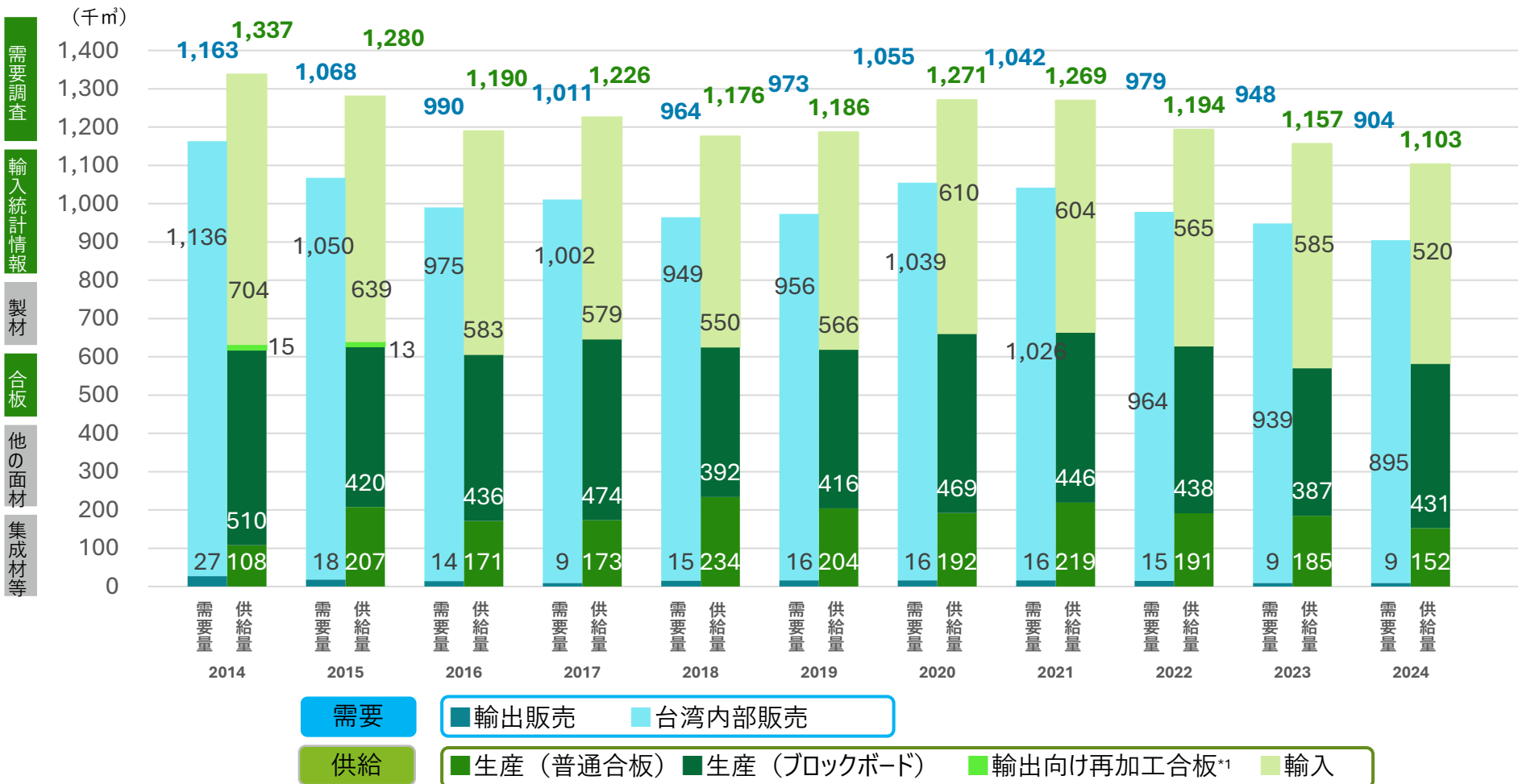


参考：台湾区合板製造輸出業同業公會「台湾合板工業（中華民國114年（2025年）6月）」をもとに当法人が作成

*1,*2：「木製品等」及び「木製家具等」には、竹製及び籐製が含まれる

合板の需要量と供給量は、長期的には減少傾向で推移しています

合板の需要量と供給量



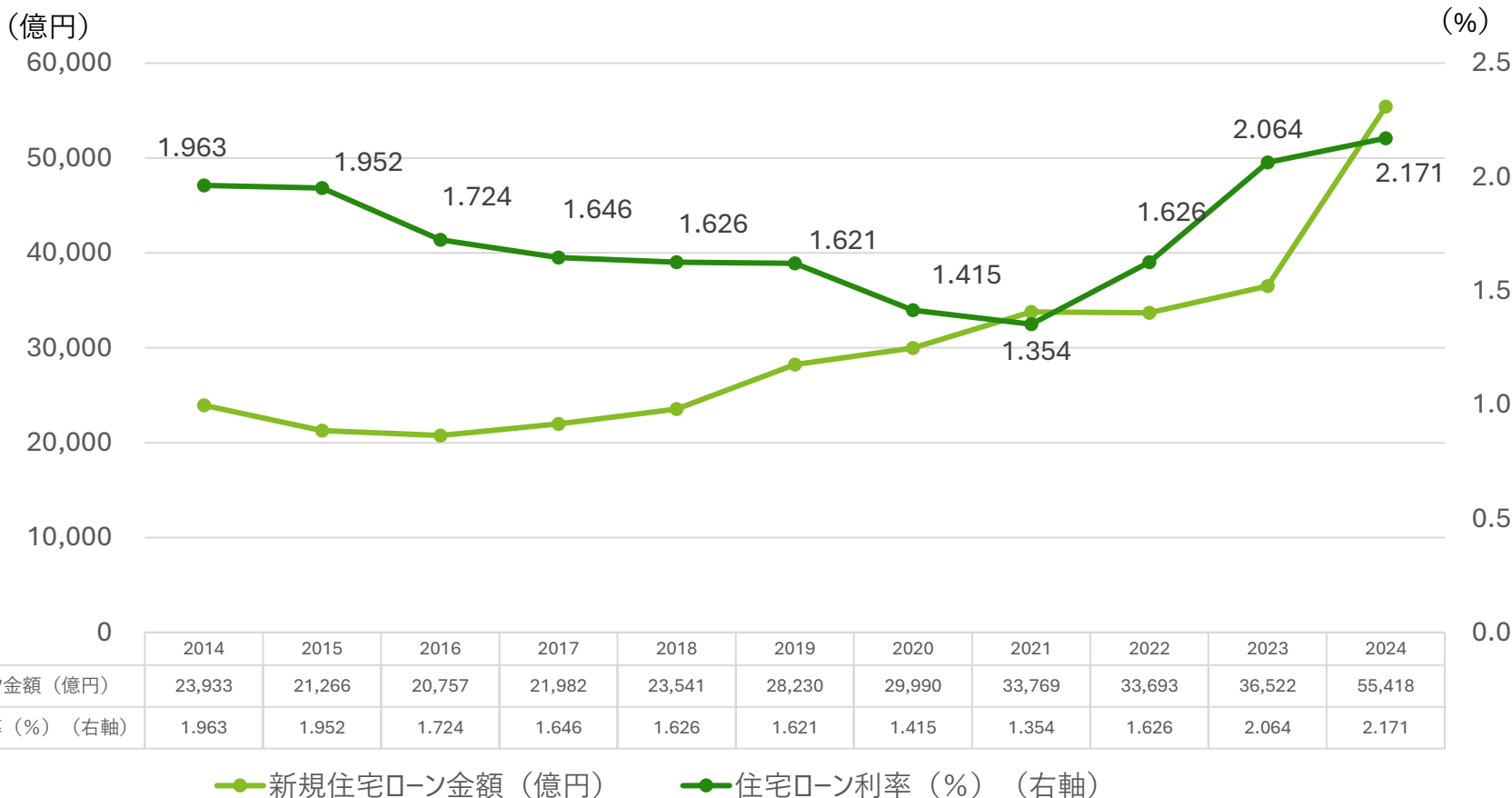
参考：台湾区合板製造輸出業同業公会「台湾合板工業（2025年6月）」をもとに当法人が作成

*1：供給の「輸出向け再加工合板」は、輸入された合板の素材(単板など)を保税倉庫で加工して製品化した合板。2016以降はデータなし

*2：需要量と供給量の差は、在庫量や最終的な需要に至るまでの歩留まりによる減少量等と推測

台湾の5大銀行*における住宅ローンは、金額及び利率ともに近年上昇傾向にあり、2024年12月の住宅ローン金利は16年ぶりの高水準となっています

台湾の5大銀行における新規住宅ローン金額及び利率の推移

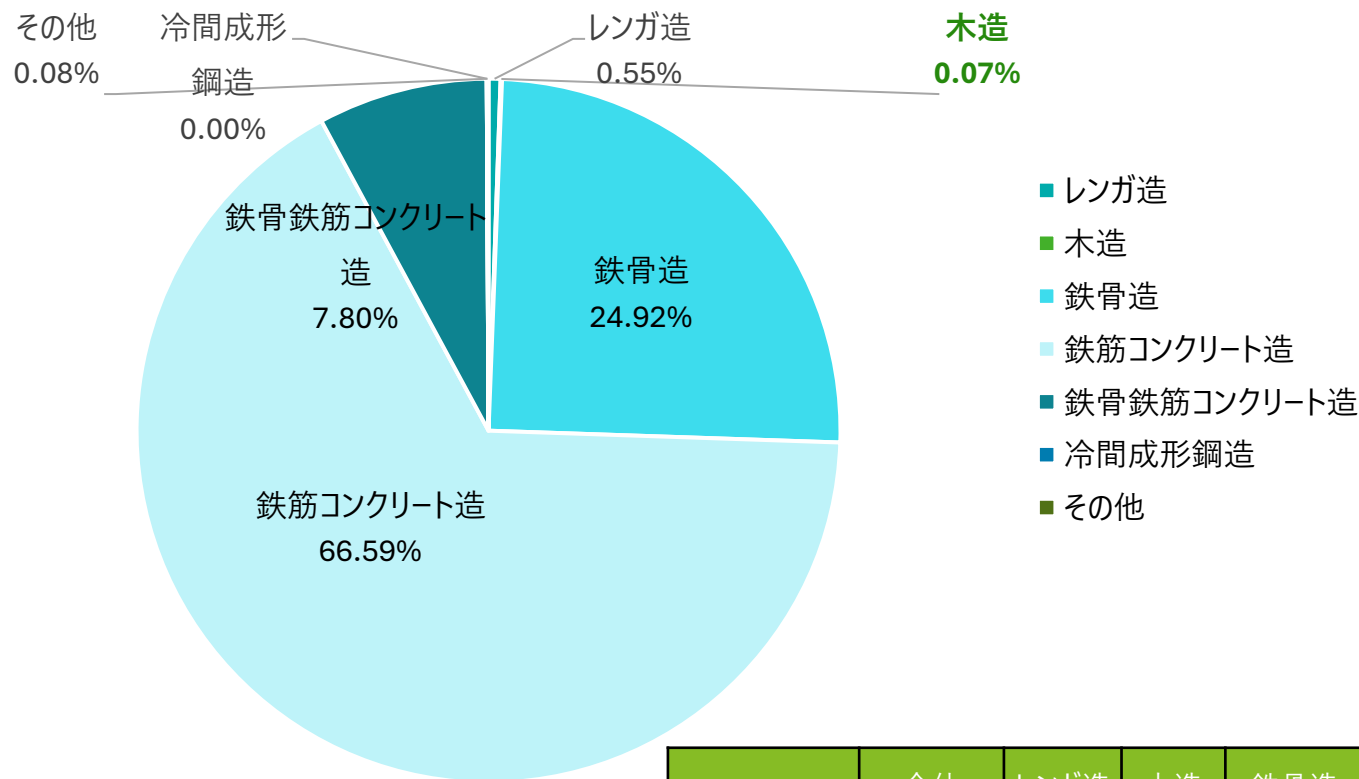


参考：台湾中央銀行「五大銀行新規承認融資額及び金利統計表（五大銀行新承做放款金額與利率統計表）」
 (<https://www.cbc.gov.tw/tw/cp-302-181186-4db48-1.html>) をもとに当法人が作成

* 5大銀行とは、台湾銀行、台湾土地銀行、合作金庫商業銀行、第一商業銀行、華南商業銀行の5行を指し、金額は5行の金額を合わせた総額

2024年の建築着工（延べ床面積）における木造の割合は、0.07%にとどまっています

建築着工（延べ床面積）に占める木造の割合（2024年）

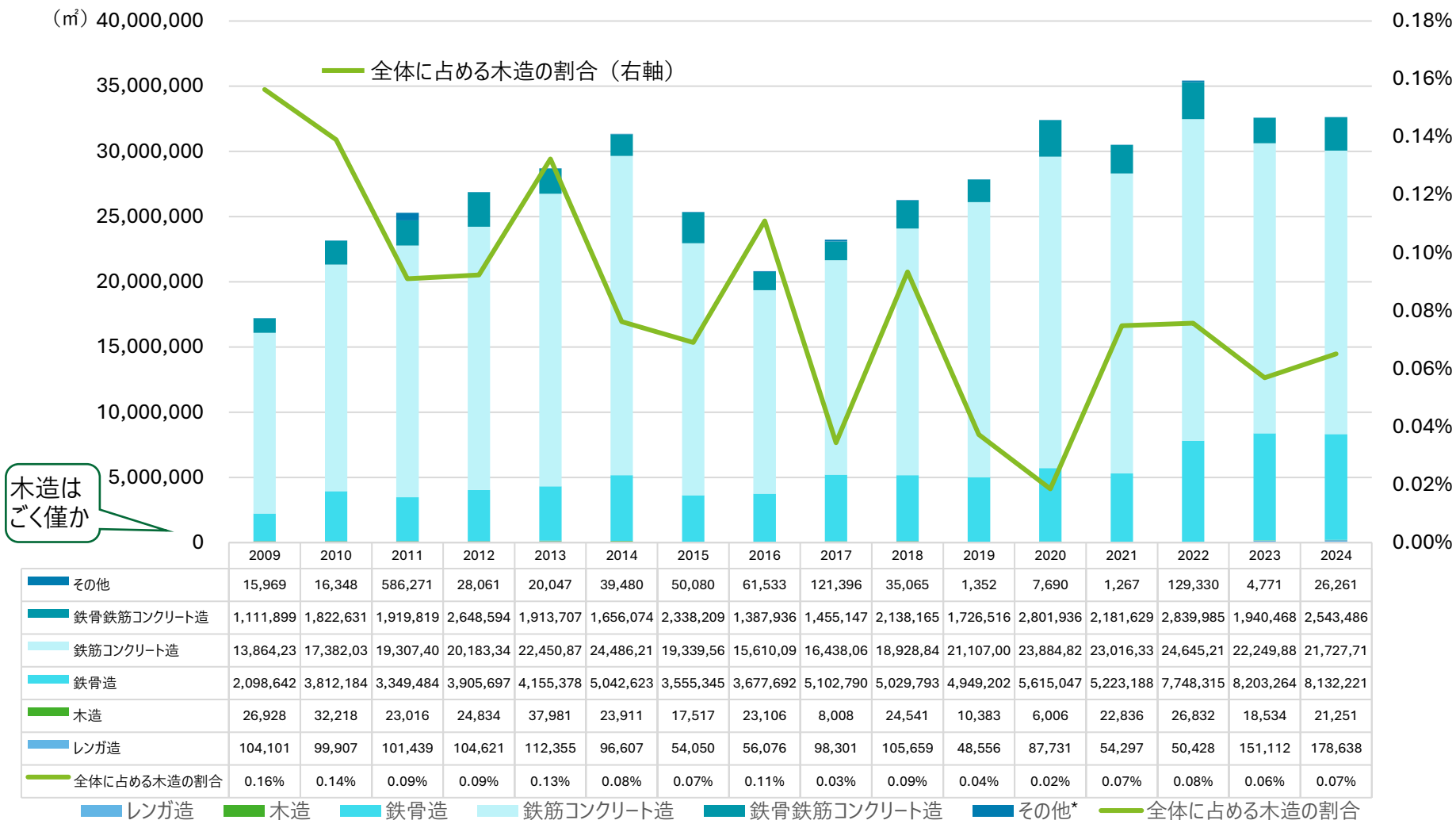


	全体	レンガ造	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	冷間成形鋼造	その他
延べ床面積 (千㎡)	32,630	179	21	8,132	21,728	2,543	0.4	26
【参考】 建築着工件数	14,995	136	10	3,572	10,741	524	2	10

参考：台湾当局内政部国土管理署「建築管理指標月報」（<https://www.nlma.gov.tw/ch/titlelist/stats/14565>）をもとに当法人が作成
2024年1月～12月建築管理指標統計表 表14（建築物着工統計－構造別）のうち、延べ床面積の合計値に占める割合を記載

構造別の建築着工（延べ床面積）に占める木造の割合はごく僅かです

構造別の建築着工（延べ床面積）の推移（2009-2024）



参考：台湾当局内政部「統計月報 8.11-建築物着工統計（構造別）」（<https://www.moi.gov.tw/cl.aspx?n=4412>）をもとに当法人が作成

* その他には「冷間成形鋼造」を含む

50 輸出相手国の市場実態等調査（台湾）

需要調査
統計情報
住宅・建設
構造用途
非構造
製材
集成材等
合板
他の面材

1-3 市場実態

台湾では木材自給率が低く、また木造住宅を建設するにあたっては規制があり、住宅ローンや保険を組むことができず木造住宅へのハードルが高くなっています

台湾の木材市場における特徴・障壁

需要調査

木材自給率が低い

- 木材自給率は1%未満で推移しており（素材生産量は年間4~8万 m³）、木材消費のほとんどは輸入木材に依存してきた。2017年を「国産材元年」に定め、カーボンニュートラルの目標も踏まえて、2040年までに木材自給率10%を目標としている

市場実態

法的な規制あり

- 法的規制により、木造建築物の高さは安全性の問題から「14メートル・約4階まで」*
- 一方で、2019年頃から法律改正に向けた議論もなされている

住宅・建設

住宅ローン、火災保険が組めない

- 台湾の住宅に関する消防規則は主に鉄筋コンクリート造、鉄骨造を念頭に置いており、木造住宅の建築は基本的に想定されていないため、一般的に台湾における木造住宅は住宅ローンを組むことができず、他にも火災保険を契約することができないなど不利な条件に置かれている
- 申請すればローンを組める可能性もあるが、障壁は高いと推測

構造用途


転売市場がない

- 木造住宅の転売市場がないため、木造住宅を建てると相続させるしかない

非構造

製材

合板

- 
- 一部の富裕層（人口の数%程度）向けの別荘、セカンドハウスとしての木造住宅ニーズは増えているものの、一般消費者における木造住宅のニーズは広がっていない。
 - 公共工事については木造建築物・木質化の案件が増加しているが、個人住宅の木造化は進んでいない

参考：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「東アジア地域等における日本産木材の輸出ポテンシャル調査報告書」（令和5年3月）をもとに当法人が作成

* 台湾当局内政部国土署「建築技術規則」建築構造編第四章「木構造」第171条

台湾の住宅事情から、木造住宅は様々な要因で普及しにくいと考えられ、 当面は富裕層向けの住宅もしくは非住宅をターゲットにすることが考えられます

日本と台湾の住宅事情の違い

緑字：有利な項目、青字：不利な項目

需要調査 市場実態 住宅・建設 構造用途 非構造 製材 合板	項目		日本	台湾	台湾における木造住宅の普及を 考える上での項目ごとの有利・不利	
	住宅文化	建築様式	木造	RC	-	RC構造が主であり、 木造はほとんど普及していない
価格（坪単価）		坪60～70万円	坪約100万円程度 （台中市）	-	価格面で、従来の建築様式と 比較して圧倒的に不利	
持ち家志向		ある	ある	+	比較的持ち家志向が強い。 また一般人でも住宅に木材を取り入れる のを好む傾向にある	
自然環境	シロアリ	被害あり	被害あり	-	木材全般がシロアリ被害が多いため 一般に木造には懐疑的	
	地震	高頻度	やや高頻度	-	日本と同様地震は比較的起きやすい	
経済環境	住宅ローン	金利1%前後	木造住宅ではそもそも 承認が下りにくい	-	住宅ローンの承認がほぼ下りないことから、 高額な家を購入するハードルが高い	
	住宅施工者	大工・工務店	工務店など	-	木造住宅を専門に施工できる事業者・ 設計士が非常に少ない	
社会制度	建築に係る 法規制・手続き	厳格・煩雑 専門性が高い	厳格・煩雑のうえ、 手続きが不明確	-	厳格であるうえ手続きが不明確であるため ハードルが高い	
	火災対応	火災保険での 被害補償が基本	木造は想定されて いない可能性あり	-	木造住宅は火災リスクが高まる点で 賠償責任が拡大する懸念	
	木造住宅の 耐用年数	22年	10年	-	木造住宅の耐用年数が短いことが住宅 ローンの承認が下りにくい一つの要因	

台湾への木材輸出事業を行う日本企業及び台湾の建築・住宅事業者、自治体当局、大学等へのヒアリングを実施しました

ヒアリング先一覧

#	ヒアリング先	所在地域	主な事業
1	A社	国内	建築事業、施工事業
2	B社	国内	建材事業
3	C社	国内	輸出事業、輸出支援事業
4	D社	台中市	製材事業、建築事業
5	E社	台中市	建築事業、設計事業、輸入事業
6	木材関係団体F	台中市	木材業界の代表として、台湾当局や業界をつなぎ、事業発展・権利保護・市場調整を行う組織 (理事長の所属企業は、貿易事業、製材事業)
7	行政機関G	台中市	<ul style="list-style-type: none"> 産業・商業・工業・公用事業・投資誘致を統括する部局。 都市開発、建築物等を所管する部局
8	大学H	台中市	総合大学、ヒアリング先は森林学系

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

台湾では木造住宅を建築するにあたり複数の要因が絡んでハードルが非常に高くなっており、木造住宅の普及には新しいビジネスモデルの構築が必要です

台湾における木造住宅事情

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

台湾における木造住宅事情

- 台湾での木造住宅は少なく、特に都心部では木造住宅の建築が難しい
 - 都心部は木造住宅の建築が難しい（不可能ではないがハードルが高くかつ費用対効果に見合わない）。一方で、山間部は建築規制が比較的緩いこともあり、富裕層を中心に郊外で別荘を建築するにあたり、日本の木造住宅へのニーズが増えている（#3）
 - 台中市では、10年間で住宅2万件のうち木造住宅は5件であり、全体の0.025%にとどまっている（#7）
- 台湾で木造住宅の建築が難しい理由
 - ①高さ制限（4階・14メートルまで）のため容積率が低く、土地活用効率が悪いこと、②湿度が高く、耐久性の面で木材が不利であること、③保険や融資の審査が厳しく評価も低いこと、④施工コストが大きく施工期間が長いこと、⑤件数が少ないため熟練した職人が少ないこと、⑥RCと異なり木造には明確な規定がないため一件ずつ確認する必要があること、件数が少なく知見が蓄積しづらいことから申請・承認に時間がかかることなどが挙げられる（#7）
 - 銀行のローンが下りにくい理由としては、財政部が定めた「固定資産耐用年数表」に木造住宅の耐用年数が10年と記載されていることが一つの要因（#8）
 - 一般消費者の木材に対する誤解があり、劣化・火災・防霉などを懸念している（#8）
 - 最近では一般消費者への啓発活動により、木材の品質に対する理解は進み、心理的な抵抗は下がっている。また、技術的な問題も克服可能。残る問題は法改正や耐用年数における関係機関との調整。銀行のローンが下りにくいことも耐用年数の整理ができていないことに起因する（#8）



- 台湾の木造住宅市場はシェアが極めて小さい。低価格競争や不動産市場の低迷によるリスクを回避するため、品質管理を強化し、持続可能なビジネスモデルの構築や諸課題の解決に向けた取組を進めることが必要

現地研究機関では、耐火の実証実験を行うなど、木造建築のハードル解消に向けた取組が行われています。しかし、課題は多く、解消に時間を要する見込みです

木造住宅の建築に向けたハードル解消の方向性

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

ハードル解消のために
考えられること

■ 制度面

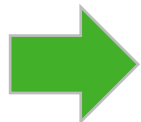
- ①中央当局（台湾内政部）による建築高さ制限の法改正、②当局レベルでの制度整備と関連法規導入（日本を始めとした他国基準の導入）、③緑建築（環境配慮型建築）認証制度の推進（SDGsの流れで木造建築を普及）が想定される。台湾では土地価格が高く低層建築では採算が合わないため制度改正が必要（#7）

■ 耐用年数

- 住宅ローンが組みにくい要因の一つである「木材耐用年数10年」という規定は、財政部の設備資産の耐用年数に基づくがSDGsの文脈での規定*では、木造建築物の耐用年数を30年と記載しているものもある（#8）

■ 耐火

- 都市部での木造建築物の普及は、5階建以上の耐火性建築技術を広めれば可能性はある。在来軸組工法では3階建が限界があるため、その点は2×4工法の普及の方が可能性はあるかもしれない（#3）
- 現在、複数の機関において、耐火の実証実験などの研究を重ね「現行の4階建て・防火1時間」基準を「8階建て・防火2時間」基準へ拡大できるよう取り組んでいる。その結果を台湾内政部に報告し、法改正に反映させるように動いている。RC構造と木造を組み合わせたハイブリッド構造の研究も進行中（#8）
- ただし、8階建ての木造建築物に対して、一般市民は心理的なハードルが高い可能性もある（#8）
- 理屈上筋が通っていることが証明された場合でも、法律を改正するには相応の時間を要する。一例としては、管轄機関から学者にオファーがあり議論し、有識者会議、パブコメといった流れが必要（#8）



- 木造建築のハードル解消に向けた動きもあり、将来的に木造建築物が普及する可能性もある
- ただし、ハードル解消の課題は多く、また時間を要することから、現状では、別のアプローチから木材製品の普及を図る必要がある

* 一例として、低炭素建築連盟 陳怡蓉 博士「低炭素建築評価制度」（「低炭(低蘊含炭)建築評価制度」）
(https://www.tccarch.org.tw/Upload/20230913105223_25996.pdf)

台湾では、木造住宅の建築許可が下りづらいこともあり、非住宅の小屋、富裕層向け別荘が多いのが現状であるとともに、日本産木材よりも北米材に優位性がある状況です

台湾の木造住宅を取り巻く状況

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

台湾における木造住宅の現状


- 台湾の木造住宅は2×4工法が主流、主なクライアントは富裕層
 - 台湾での木造住宅全体のうち、約80%が2x4工法（#4）
 - 台中で2x4工法を扱う主な事業者は5社ほどで、その他は小規模に実施している非専門事業者（#5）
 - 住宅用というより別荘用途が多い（#4）
 - 法律上の建築物として認可されにくいいため、確認申請や構造計算の手間が発生しない倉庫や物置などの小屋の申請が一般的（#4）
 - 富裕層を主なクライアントとしており、高くても購入してもらえる。一般的な4～5人家族の場合、50～60坪が多く、例えば60坪の場合の価格は約1800万TWD（=約8,576万円）程度（#5）
 - 富裕層向けの別荘以外では、移動式の木造トレーラーハウスの売れ行きも好調。1棟あたり約258万TWD（約1,229万円）～で販売している（#5）

2×4工法で用いる木材の仕入れ先

- 2×4工法で用いる木材の仕入れ先は主に北米
 - アメリカ、カナダ、東南アジアが主（#4）
 - 中心はアメリカとカナダ。基本的には商社を通じて購入しているが、10棟を超える案件は自社で輸入する（#5）

2×4工法における一般的な規格

- 2×4工法で一般的な規格は北米規格
 - 台湾の法規が北米規格（IBCやAPA）にフレンドリーな体制になっている。背景として、北米が30年ほど前から台湾に進出して台湾における規格のプライオリティを得たことによる。日本産木材は北米と寸法が異なり、台湾での承認が得られにくい（#5）

- 
- ヒアリングによると、台湾では木造住宅の約8割が2×4工法。また、木造住宅の建築許可は下りづらく、小屋として申請するケースもある
 - 木材の仕入れ先・規格ともに北米スタンダードであり、日本産木材の2×4工法での使用は不可能ではないが現状ハードルは高い

台湾における木材の用途は、建材・梱包資材・家具・小物等です。日本産木材は北米材と比較して高価です

木材の価格及び使用実態

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

木材・木造住宅（別荘）の価格実態について

■ 日本産木材の価格感

- 輸送コストが上乘せされることもあり、台湾の物価を踏まえると日本の木材は高い（#1）
- ただし、近年では北欧材、北米材の価格が上昇し、日本産木材との価格差が小さくなってきているため、日本産木材を輸出するチャンスであると思う（#1）
- 国際競争での最大の後押しは円安であり、円安により価格競争力がついている状況（#2）
- 北米材2,000～3,000TWD（約9,528～14,293円）/m³に比べて日本産木材は5,000TWD（約23,821円）/m³*（いずれも原木、現地流通価格（ヒアリング調査による））で高価なため屋外で用いることは難しい（#4）

■ 富裕層向け別荘の価格帯

- 別荘（60坪）は約1800万TWD（約8,576万円）トレーラーハウスは1棟約258万TWD（約1,229万円）（#5）

■ 台湾における木材の用途

- 多い順に①建材（ドア、木造小屋の構造材、内装、床材、合板など）。②包装資材（梱包用板、機械用パレットなどの消耗品）。③家具、④特産品、工芸品、玩具などの小物（#6）

■ 日本産木材の用途

- 日本からの輸入材（原木含む）は、主に包装材（約85%）として使用、一部は家具材・建材として使用する。日本のスギ、ヒノキは④特産品、工芸品、玩具などの小物でも用いられる。量は少ないが付加価値は高い（#6）
- 日本産木材は価格が高いため、内装用で用いることがほとんど（#4）
- 家具用途にも多く使われている（#5）

木材用途について



- 他国と比較して日本産木材は概ね高価であると認識されている状態
- 台湾での木材用途は、建材の用途が多いが、家具などの用途も相応にある

* 日本国内での流通価格を勘案するとヒノキ価格と推察されるが、ヒアリング先では日本産木材の樹種について明確に言及がなかったため、樹種は不明

CNS規格は必須ではないものの、台湾独自の規制もあること及び台湾で流通している木材と日本産木材ではスタンダードなサイズが異なることに留意が必要です

規格・規制について

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

規格・規制について

- 台湾のCNS規格について（→CNS規格については76,78-80ページを参照）
 - 台湾では木造法規が十分に整備されていないため、CNS規格がなくても施工可能（#4）
 - CNS規格の大部分がJASを参考にしている。JASが改訂されると、台湾でも状況に応じて更新される（#8）
 - CNS規格については現時点では厳格ではないが、今後は材料のトレーサビリティが求められる（#6）
 - 当局調達では台湾のCNS規格および緑建築基準に準拠する必要がある（#7）
- 認証について
 - 緑建材標章（→77,83ページを参照）は実質的なメリットは少ないが、SDGs、ゼロカーボンに協力していることのアピールにはなる（#4）
- 台湾独自の規格・規制
 - 都市部は防火規制が厳しいため国際規格を満たしていても台湾独自の試験基準がある（#1）
 - 台湾当局独自の認可をする検査機関に事前にサンプルを送らないと許可が下りないこともあり手間である（#1）
 - 日本のシロアリ駆除の薬液塗布のみでは台湾の基準に適合しない（#3）
- 台湾で流通している木材（合板）の一般的なサイズ
 - 台湾の一般的な合板の規格は4×8で日本の3×6と異なる。ただ、マンションのエレベーターに乗りやすいこと、作業員が一人で持ちやすいことなどのメリットがあり今後普及の可能性はある（#4、#5）
 - カナダのように一般的な建材サイズの展開が望ましい。また、カナダからは数種類のサイズを輸入している（#6）



- CNS規格はJASと重複する点が多く、必須ではないものの条件によっては取得が求められることもあり留意する必要がある
- 日本と台湾では一般的な木材の規格が異なり、状況によって日本産木材が有利に働くこともあるが、北米スタンダードということもあり、サイズのバリエーションを考慮する必要もある

台湾では木造住宅のメイン顧客層である富裕層のみならず一般消費者も木材へのニーズは高いと考えられますが、ユーザー、事業者ともに知見が不足しており普及啓発が必要です

台湾の木材ニーズと課題

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

台湾における木材ニーズ

■ 一般消費者の木材ニーズ

- 内装材や壁・フローリングに木製品が使われている（#2）
- 木造建築は富裕層向けと誤解されているが、実際には一般消費者にも需要がある。木造住宅へのハードルが高いため住宅は富裕層向けが多いものの、室内装飾や床材には関心が高く、特に寝室では木質フローリングが人気（#8）

■ 富裕層の木材ニーズ

- 富裕層を主なクライアントとしており、高くても購入してもらえる（#5）

■ 台湾の人々の木材に対する知見

- 事業者、エンドユーザーともに、木材への知見がある者が少ない（#1）
- 木材は耐燃性があるが顧客の木材への知識が十分ではない。重要なのは顧客への防火教育や定期的な防虫管理などの環境整備を行っていくことである（#5）
- 一般の人々は（木材への関心が高いが）本物の木材が分からず、実際には木目調のプラスチックボードが使われる場合も多い。本物の木材がどのようなものであるかを普及啓発していく機会が必要である（#8）

■ 専門事業者・行政担当者

- 専門施工会社は台湾で10社未満。今後SDGsやゼロカーボンの流れで変わる可能性はある（#8）
- 台中で2x4工法を扱う主な事業者は5社ほどで、その他は小規模に実施している非専門事業者（#5）
- 木造住宅の件数が少ないため、建築確認を行う行政担当者も知識を蓄積しづらい（#7）

木材を取り巻く台湾独自の課題



➢ ユーザーや事業者等に対し、木材や木造建築に関する普及啓発活動を行い、潜在的なニーズの掘り起こしを図ることも考えられる

日本産木材は見た目の美しさが評価されており、長所を活かした用途での付加価値の高いビジネスモデルの構築が示唆されます

日本産木材に対する事業者の意見

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

日本産木材に対する事業者の意見

■ 日本産木材に対する意見

- 日本産木材は、内装の壁板で使うのが良いのでは。仕上げが綺麗で良い。一方で、外装は防腐処理を行う必要があり、日本産木材は高いので向いていない（#4）
- 日本の合板は主に室内用に向いている。装飾がなくても美しく家具にも応用できる。クライアントを選別すれば高価であっても需要がある（#5）
- 日本のスギ、ヒノキは小物で用いられる。使用量は少ないが付加価値は高くつくと思う（#6）
- 台湾の人々の木材ニーズが高いこともあり、日本の木材を内装（リフォームなど）や住宅市場に導入できる可能性は十分にある（自分自身の自宅リフォームでも日本産のヒノキを使用している）（#8）
- 日本の針葉樹（スギ・ヒノキ）は建材として主に輸入されているが、家具用途は広葉樹が中心。そのため輸出範囲を広葉樹まで広げたらどうか。現在でも日本産木材は型枠用途としての需要が高い状況であり、それだけだと付加価値は高くないので少しもったいない（#8）



- 日本産木材の長所を活かし、人目に付きやすく、触れやすい用途で高価格帯を狙うビジネスモデルの構築が考えられる

日本産木材の販路拡大について、物流拠点を設けた現物販売、現地企業と連携した展示販売、消費者向けの普及啓発活動等による販売促進の有効性が示唆されました

販売促進、商慣習及び日本産木材の販路拡大のための提案1/2

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

販売促進

■ BtoBの販売促進

- 2×4工法を普及するには、価格の観点からユニット製造工場を台湾内部に建築することが必須（現状は2×4建築の大手企業は台湾には進出しておらず専用工場もない）（#3）
- 在庫を持ち、物流拠点を設けることが効果的。台中に責任者を置き、台湾全域をカバーする形が望ましい。倉庫を作って、買えるときにいつでも現物を手にできることが望ましい。現物展示がBtoB販売拡大に有効（#4）
- 日本企業の台湾進出は多いが、継続性が課題。代理店は利益率の高い材を優先するため日本産木材販売のみに注力しない。日本の大手ブランドが台湾に拠点を置き、直接取引できる方が効率的。日本産木材としてのターゲットを絞ったブランド戦略が有効（#5）

■ BtoCの販売促進

- 台湾の大学との人事交流を深める、台湾の建材展へ出展する、県産材をインターネットでPRする、現地でのワークショップを行う等様々な販売促進活動を行っている（#1）
- 台湾ではDIYよりも室内設計デザイナーに依頼する傾向がある。ホームセンターで一般消費者が木材を見て学べる仕組みを作ることも考えられる。消費者はスギやヒノキといった樹種に詳しくないため、触れて理解できる環境づくりが必要。また、現在はそのような仕組みになっていないが、今後は、事前にプレカットされた木材を展示・販売することで、消費者が直接購入できる形になると、なお望ましいと考える（#8）

■ 展示会を活用した販売促進

- 展示会はあくまでBtoC用途であり、BtoBではないと思う（#4）
- 日本の製品を紹介するため、台湾の家具企業を通じた展示販売をするのはどうか。台中商業会などの団体と連携して日本製品を紹介すれば、普及が早まると思う。台中市当局では展示会場との連携も可能（#7）
- 新しく建築された「台中国際コンベンションセンター(TICEC)」での木材関連展示会を開催してはどうか。市当局の支援が可能な場合もある（#7）

また、日本産木材の販路拡大においては、高品質を求める顧客層をターゲットにしたビジネスモデル、非住宅分野への利用拡大の有効性も示唆されました

販売促進、商慣習及び日本産木材の販路拡大のための提案2/2

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

商慣習

■ 台湾の商慣習

- 解体材料も盛んに再利用しており循環型社会への意識は日本より高い（#1）
- 台湾では現物を見て購入する（現物を見ると安心する）習慣がある（#4）
- 日本側は見積りに時間がかかることが多くその点は課題（#4）

■ 今後期待される販路・販売方法

【非住宅】

- 学校、鉄道駅舎などの非住宅分野。特に旧駅舎等の鉄道遺産の木質リノベーションは可能性大（#3）
- 今後、公共施設などの非住宅分野でも木材使用を進めたいと考えている。例えば小学校の机や椅子の木製化、床材の木質化など。日本の事例を視察して参考にしたい（#7）

【高付加価値での販売】

- 農会（≒農協）が自然環境地域、公園、別荘エリアを開発。今後重要な販売先になる可能性もある（#3）
- 高価格帯でも品質を求める顧客層が存在する。低価格帯より高品質路線の方が競争力がある。日本の合板は高くても使ってくれる顧客がいるのでそれを見出すこと。顧客を選別し富裕層をターゲットにすることをお勧めする（#5）
- 日本の針葉樹（スギ・ヒノキ）は建材として主に輸入されているが、家具用途は広葉樹が中心なので、広葉樹まで広げたらどうか。過去には型枠用材として大量に使用されており、現在でも日本産木材は型枠用途としての需要が高い。現状では、付加価値はあまり高くないのでもったいない（#8）



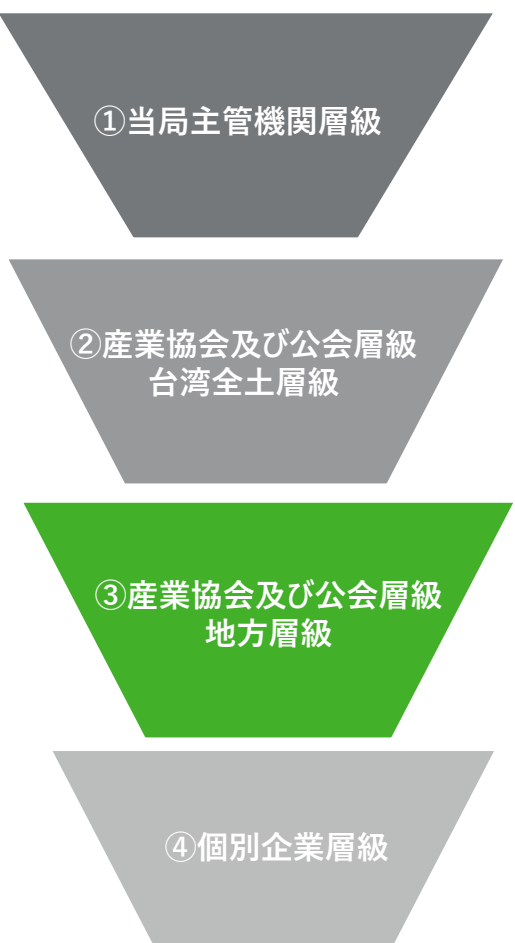
- 台湾では現物を見て購入する習慣を考慮して、物流拠点を設け現物販売ができる体制を整えていくことが効果的と考えられる
- 一般消費者向けには、木材への知見が十分ではないことを踏まえて、木材へ親しみを持つための普及啓発が有効
- 今後は、高品質を求める顧客層へ軸足を移したビジネスモデルの検討も必要と考えられる

台湾全土の木材公会を取り巻く全体像は以下の階層になっており、輸出のアプローチの際には台中市木材公会を始めとした③地方層からの着手が想定されます

台湾の木材公会を取り巻く全体図（ヒアリング調査に基づく）

需要調査
市場実態
住宅・建設
構造用途
非構造
製材
合板

【木材公会を取り巻く階層別主体】



【各階層の主な役割と具体例】

台湾当局（例：農業部）：森林資源の管理、輸出入の規範、建築用木材の安全規範などを担当。
 地方行政機関（例：台中市当局）：台湾当局の政策に基づき、地域産業の支援や行政サービスを担い、公会の設立や管理の審査、企業への補助、活性化施策を実施などを担当。

台湾全土の木材関連企業を代表し、産業標準の制定、マーケティングや技術交流の促進を担当。
 （例）・中華林産事業協会
 ・中華民国木材商業同業公会全国連合会

地域企業へのサービスや調整業務を担当し、台湾当局や市場との連携を推進。
 （例）・台中市木材商業同業公会（台中市木材公会）
 ・台中市商業会
 ・台中市景観工程商業同業公会

産業チェーンの基礎的な単位。
 （例）各木材加工工場、家具工場および建築会社など

【各階層とのアプローチ方法】 （ヒアリング調査に基づく事例）

台湾当局と個別事業者とのやり取りはほぼなく、展示会企画時に地方行政機関とのやり取り（案内・集客依頼）が発生することはある

③の取りまとめ機関ではあるが、個別事業者がやり取りすることは少ない

事業者がアプローチする際のメインターゲット。①展示会参加の際に連絡→②協会内のLINEなどを通じて展示場に来てもらうように案内依頼→③展示場にて名刺交換→④終了後に個別に企業訪問

最終的な取引先となる。個別にやり取りをすると收拾が付かなくなるので初手ではアプローチしない（③から紹介後にアプローチ）

日本は標準化された木造建築確認制度を確立している一方で、台湾は地方行政機関ごとに手続き・期間・費用に差があります

日本と台湾の木造建築確認申請の比較

項目	日本 (建築確認申請)	台湾 (建造執照申請)
目的	新築・増改築の木造建築が、建築基準法等に適合していることを工事前に確認し、安全・法令遵守を担保する	木造を含む建築物が、台湾の建築法令等に適合し適法に「建造執照（建築許可証）」を取得して着工・使用できるようにする
手続の流れ (主なステップ)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請前の準備（設計図面や必要書類） 2. 事前相談（任意だが一般的） 3. 建築確認申請書提出／申請 4. 審査（建築主事または指定確認検査機関） 5. 確認済証交付 6. 着工後・工事中（中間検査がある場合）→ 完了検査 → 検査済証取得 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書類準備（申請書・図面・関連証明） 2. 申請（地方行政機関の建築管理機関へ） 3. 審査（書類・図面が法令等に適合しているか） 4. 建築許可証交付／許可 → 着工可能となる 5. 着工・施工・完了後、使用執照（使用許可証）を取得する
提出書類	建築確認申請書、建築計画概要書、設計図書（配置図・各階平面図・立面図・断面図）、構造計算書等	申請書、建築主名簿、建築物概要表、委託書、土地登記簿謄本、地番表、各種審査表 等
申請方法と審査期間	書類に不備がなければ概ね最長35日以内程度	通常の建物は書類に不備がなければ約30営業日以内に審査完了。ただし、木造建築の場合は、審査官の知識が十分でなく、審査期間が長期化する場合もある
費用	手数料は建築物の床面積や用途によって異なる。一般的な住宅の場合、数万円から十数万円程度が目安となるが、大規模な建築物になるほど費用は高くなる	手数料は地域差があり、建築規模や評価基準によって異なる。例えば、台北市の場合は「法定工事費約2億3,000万円以下については、法定工事費の0.06%で計算」等の規定がある（法定工事費約2億3,000万円、手数料は約14万円程度）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談を活用するとスムーズ ・申請後の設計内容変更には再申請が必要な場合あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・各縣市により提出要件が異なるため、地域ルールに注意 ・建築許可証取得後、その設計通り施工しなければ「使用執照」が出ないリスクあり

参考：台湾当局内政部国土管理署「建築許可申請書類索引表」（<https://www.nlma.gov.tw/ch/titlelist/adminguidance/14800>）、台湾全土建築士協会（中華民國全國建築師公會）「建築工事費用」（<https://www.naa.org.tw/Downloads.php?dir=10>）及び、現地ヒアリング等をもとに当法人が作成

台湾当局（財政部）の「固定資産耐用年数表」では木造住宅は10年と明記があり 銀行の住宅ローンは本記載を参考に貸し付けされると思料されます

台湾と日本における固定資産耐用年数の比較（住宅関係抜粋）

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板

【台湾】

建築種別	耐用年数
鉄筋、コンクリート構造、プレキャストコンクリート構造、鋼構造	50年
強化レンガ造	35年
レンガ造	25年
金属建築（被覆加工あり）	20年
金属建築（被覆加工なし）	15年
木造	10年

【日本】

建築種別	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	47年
れんが造・石造・ブロック造	38年
金属造（4mm超）	34年
金属造（3mm超4mm以下）	27年
木造	22年
木骨モルタル	20年
金属造（3mm以下）	19年

参考：台湾当局財政部台北国税局「固定資産耐用年数表」
 (<https://www.ntbt.gov.tw/singlehtml/564aefd5ecec540fdb311a46b83292574?cntId=95aa5569c13c4c7bb0387dee26f69da5>) 及び
 国税庁「主な減価償却資産の耐用年数表」をもとに当法人が作成

視察先の台中市では宮崎県との連携が複数確認され、同様の自治体レベルでの連携は今後の台湾への日本産木材輸出拡大の契機の一つになる可能性もあります

現地で確認できた台湾の自治体や企業と日本の自治体（宮崎県）との連携

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板



台中市木材公会と宮崎県森林林業協会で締結された木材利用協定書

ヒアリング先企業から提供された宮崎県への視察資料。企業の代表は軸組工法にも関心を持っており、2018年に宮崎県へ視察に訪れている。軸組工法の普及にあたっては、日本側からの技術面での支援が台湾の各企業にとって必要になるのではないかとのこと



別のヒアリング先企業が施工した建物のリノベーション例。台中駅近くの日本式の焼肉屋であり、家具やデザイン、装飾などが日本から輸入されている



写真：現地調査にて当法人が撮影

台中市では10月に台湾有数の規模のコンベンションセンターが新設されたことから、本施設を市当局との連携により今後の木材プロモーションに活用できる可能性も想定されます

台中国際コンベンションセンターの新設

需要調査

市場実態

住宅・建設

構造用途

非構造

製材

合板



10月8日現在、建設中のTICECの外観

【コンベンションセンターの特徴・注目ポイント】

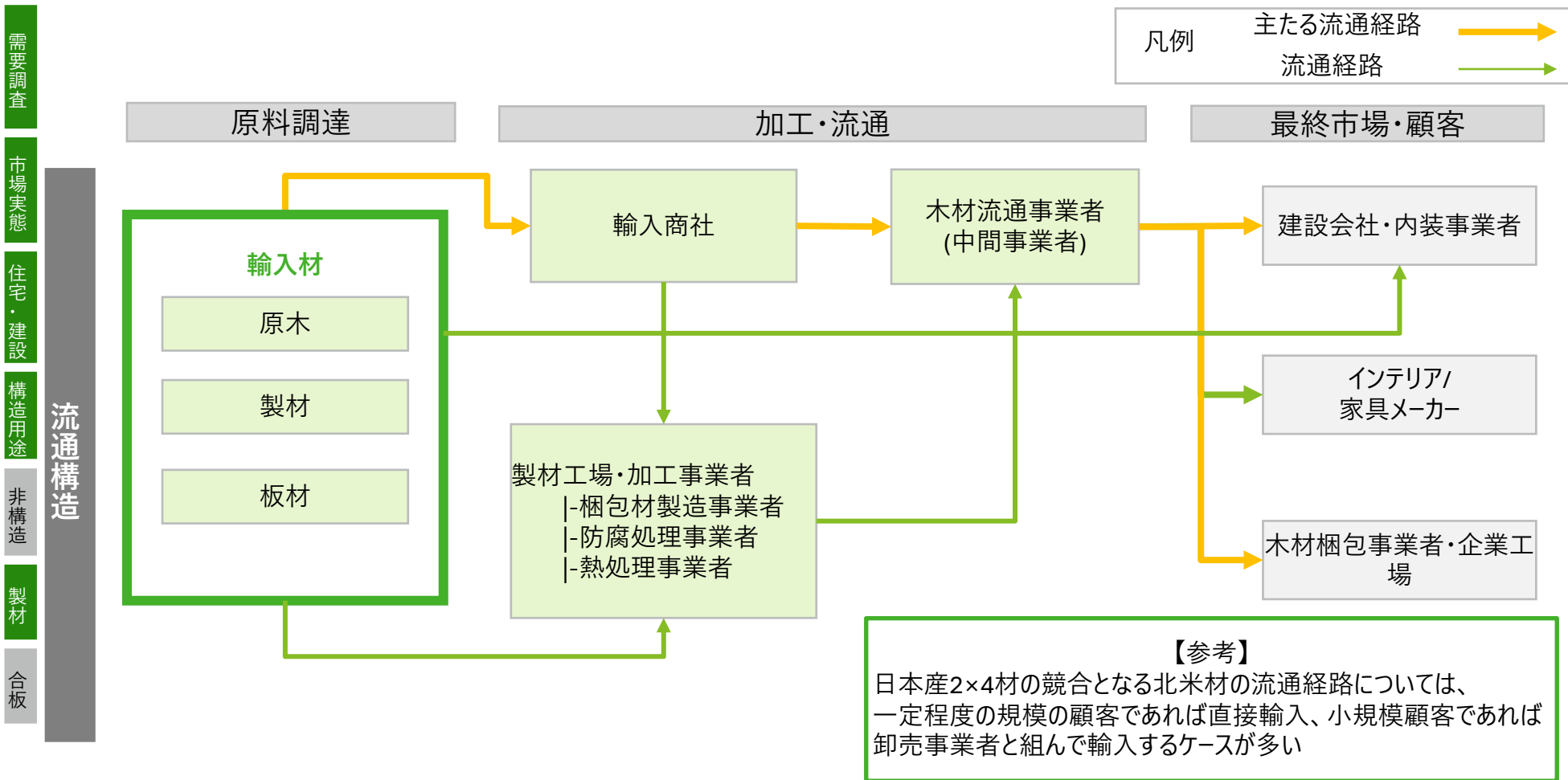
- 日本の佐藤総合計画も設計者として関与したプロジェクト
- アクセスもよく、産業のハブ組織として様々な国際展示会、ビジネスマッチング等に用いることを想定しているため、今後、木材に関する展示会に利用することも想定される
- 台中市当局（経済発展局）も、当該コンベンションセンターでの木材関連展示会の開催について、必要に応じて支援できる可能性への言及あり

参考：台中国際コンベンションセンター（台中国際會展中心）HP（<https://www.ticec.com.tw/wSite/mp?mp=1>）等をもとに当法人が作成。

写真：現地調査にて当法人が撮影

製材の流通については、商社を通じて製材工場、流通事業者、建設会社等へ流れていく商流が主流ですが、近年は製材工場、建設会社等による直接輸入のケースも存在します

台湾 製材の流通構造(商業面)

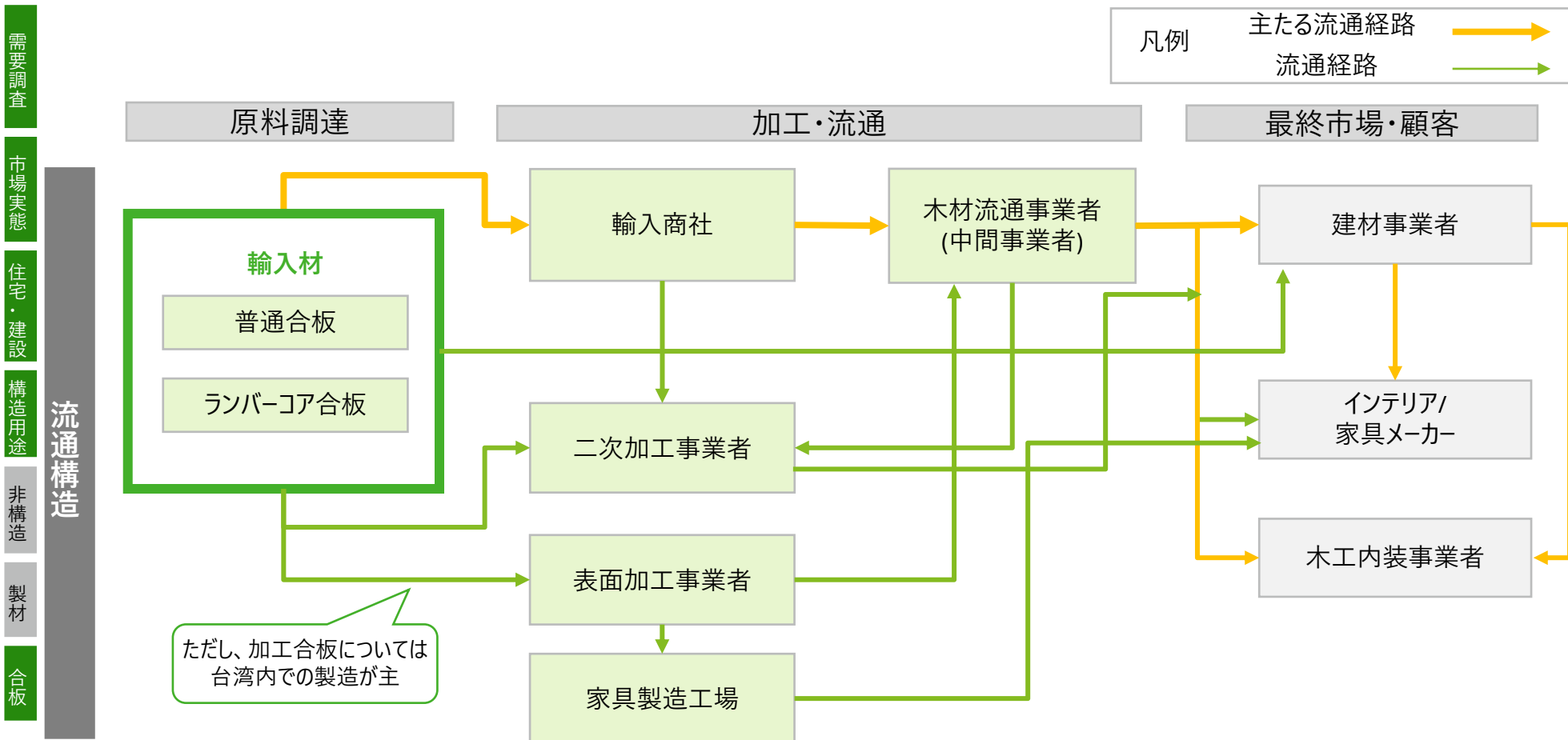


参考：（一社）日本木材輸出振興協会「台湾における木材の需給、産業、市場の現状と動向」(2023年3月)第4-2節

及び、現地事業者へのヒアリング内容をもとに当法人が作成

合板の流通については、商社を通じて加工・流通事業者、建設会社等へ流れていく商流が主流ですが、近年は加工事業者、建設会社等による直接輸入のケースも存在します

台湾 合板の流通構造(商業面)



参考：（一社）日本木材輸出振興協会「台湾における木材の需給、産業、市場の現状と動向」(2023年3月)第4-2節

及び、現地事業者へのヒアリング内容をもとに当法人が作成

2 流通・販売に係る規格・規制調査

台湾では木材製品の一般的な規格としてCNS規格が定められており、JAS規格と共通・合致する項目が多いものの相互認証とはなっていない点に留意する必要があります

規格・規制調査（日本産木材の輸出に必要な規格）（概要）

輸出製品	用途	日本の規格（JAS）	台湾の規格との適合
ツーバイフォー構造用製材 （日本産木材）	木造住宅または 木造建築物 （構造用）	JAS認証材	○ ・JAS規格と共通・合致する項目もあるが、相互認証とはなっていない。 ・CNS規格への適合は個別に判断が必要
ツーバイフォー構造用面材 （日本産木材）		JAS認証等の 認証未取得の木材	○ ・現状、未認証材でも建築物に利用可 ・CNS規格への適合は個別に判断が必要

木造建築物における CNS規格の運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 台湾における木材製品の一般的な規格としてCNS規格があり、品質基準が定められている ◆ 現時点では、任意規格となっており必須ではないため、認証未取得材でも木造建築物に利用可能
JAS認証材の CNS規格への適合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ CNS規格は、JAS規格の基準と共通・合致する項目が多く、JAS認証材は市場でも一定の評価を受けられるが、相互認証とはなっていない点に留意する必要がある ◆ ヒアリング事業者からも、CNS規格の大部分についてJAS規格を参考にしていることが確認されたが、CNS規格への適合が求められた場合、JAS規格が適合するか否かは規制当局の判断となるため、JAS認証材ならばCNS規格に適合する、とは一概に言及できない
CNS規格以外の 規格・認証	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 集成材や合板等の積層木材は、「木質パネル製品に関する製品検査」への対応が必須 ◆ 建築に関する任意認証制度である「緑建材標章」や「緑建築標章」は、ゼロカーボン志向の強い台湾において、環境に配慮した証として一定の効力がある

2-1 調査方法

行政機関HP等によりデスクトップ調査を行うとともに、日本産木材を輸出する国内事業者や台湾事業者へのヒアリングを行い、規格・規制調査を実施しました

規格・規制調査 調査方法

デスクトップ調査



行政機関HP等の調査・分析

- 台湾經濟部標準檢驗局HP
- 台湾内政部国土管理署HP
- 台湾内政部建築研究所HP 等

ヒアリング後の情報収集

- ヒアリングで得られた情報に関連する資料等の収集

木材商社・卸売事業者等へのヒアリング



オンラインヒアリング

- 【国内事業者】
 - ・ 実際に台湾に輸出している国内事業者

現地ヒアリング

- 【台湾事業者】
 - ・ 木材製品卸売事業者、住宅事業者等
 - ・ 木材製品規格の関係者等

過去の調査報告書参照

- 過去、輸出入に伴う必要手続きについては林野庁の委託調査事業にて報告書が作成されているため、本報告書においては、過去調査時点から変更のない部分については下記報告書の記載を踏襲する。
(この場合、ページ右上に **過去調査報告書参照(PXX)** と記載)

➤ 【過去調査報告書】

- ・ 『令和3年度木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（輸出相手国の規格・規制調査）報告書（台湾）：輸入に必要な手続き・品質規格調査まとめ』

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/attach/pdf/mokuzai_yusyutu_seido-4.pdf

2-2 調査結果

(1) 規格・規制

(2) 輸出にあたっての必要事項

台湾では、集成材や合板等の積層木材について、輸入前の検査手続きが定められているほか、木材製品の一般的な規格としてCNS規格が定められています

過去調査報告書参照(P20)

台湾における品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等（1）

規格・規制
求められる規格・規制
構造用製材
構造用面材合板
建築に関する規格・規制

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
1	木質パネル製品に関する製品検査	木質パネル製品の検査に関する規定	經濟部標準検局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「木質パネル製品の検査に関する規定」では、集成材や合板等の輸入に際して事前の検査（商品形式認可試験および商品認証登録試験）を行うことを求めている。經濟部標準検局もしくは管轄の支所に書類（p.87参照）を提出する必要があり、試験を通過した商品のみ輸入が認められている。 	製品検査 【必須】	木材事業者
2	CNS規格（製材）	—	經濟部標準検局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記のような製品について規格が存在し、品質基準が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製材の等級（CNS 444） ➢ 針葉樹構造用製材（CNS 14630） ➢ 針葉樹内装用製材の等級（CNS 15563） ➢ 広葉樹製材の等級（CNS 15581） ➢ 針葉樹基材用製材の等級（CNS 15582） ➢ 枠組壁工法用製材（CNS 14631） 	必要に応じて 認証取得 【参考URL】 https://www.bsmi.gov.tw/wSite/lp?ctNode=8918&CtUnit=3828&BaseDSD=7&mp=1	木材事業者
3	CNS規格（合板）	—	經濟部標準検局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記のような製品について規格が存在し、品質基準が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 普通合板（CNS 1349） ➢ 特殊合板（CNS 8058） ➢ コンクリート型枠用合板（CNS 8057） ➢ 防災合板（CNS 11668） ➢ 耐燃性合板（CNS 11669） ➢ 建築用合板（CNS 11670） ➢ 構造用合板（CNS 11671） ➢ 輸送パット用合板（CNS 15583） ➢ 天然木ベース単板構造用合板（CNS 15882） 	必要に応じて 認証取得 【参考URL】 https://www.bsmi.gov.tw/wSite/lp?ctNode=8918&CtUnit=3828&BaseDSD=7&mp=1	木材事業者

台湾市場では、建築基準、緑建材・緑建築標章といった制度が存在しているほか、森林認証制度が認知されています

過去調査報告書参照(P21)

台湾における品質規格、流通・販売に係る規制及び制度等（2）

#	品質・規格	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
4	建築基準	木造建築物の設計・施工に関する技術仕様	台湾内政部国土管理署	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木造建築物の設計、施工に関し、樹種材料、材料の許容応力や耐震基準等を定めている。 ■ 利用樹種については、スギ・ヒノキ・カラマツも定められている。 	-	木材事業者
5	緑建材標章	建築技術規則第十七章 緑建築基準「緑建材」	台湾内政部建築研究所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑建材は、「緑建材通則」によって定められる事項（原材料の取得・生産および製造・完成品の輸送および使用の段階で環境汚染を引き起こさないことや、人体や環境に危険を及ぼす可能性のある有害物質の含有制限を満たすことなど）を遵守し、認証された製品を指す。 ■ 緑建材の製品分類は、「生態」「健康」「再生」「高性能（透水舗装・防音・省エネルギー）」の4つに分類される。 ■ 構造材や合板といった木材製品は「生態緑建材」として申請することが可能となっている。 	必要に応じて認証取得 【参考URL】 https://www.abri.gov.tw/cp.aspx?n=805	木材事業者
6	緑建築標章	建築技術規則第十七章「緑建築基準」	台湾内政部建築研究所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 台湾内の建築物において、9つの評価指標に対し、一定の基準を満たす建築物を「緑建築」として評価・認定する制度。9つの指標は、緑化量指標、基礎節水指標、水資源指標、日常省エネ指標、二酸化炭素削減指標、廃棄物削減指標、生物多様性指標、室内環境指標である。 ■ 緑建材の解説・評価マニュアルにおいては「前記規範（建築技術規則-建築設計施工編第323条）に基づき、公衆の使用に供される新築建築物又は建築、整備された建築物は、緑建材の使用率が2021年から室内総表面積の60%、屋外床面積の20%以上に達しなければならない」とされている。 	必要に応じて認証取得 【参考URL】 https://www.abri.gov.tw/cp.aspx?n=804	木材事業者
7	森林認証	-	台湾森林認証発展協会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 強制ではないが、権威のある認証方法である。 ■ 台湾の木材製品の大半が外国からの輸入であり、グローバルにおける木材認証を満たす必要がある。FSCはもっとも影響力があり、有効な手段の1つとして考えられている。 	必要に応じて認証取得	木材事業者

規格・規制
求められる規格・規制
構造用製材
構造用面材合板
建築に関する規格・規制

標準法を根拠令としてCNS規格に関する規則が定められていますが、CNS規格は任意規格となっています

構造用製材・面材に関連する品質規格・規制

規格・規制

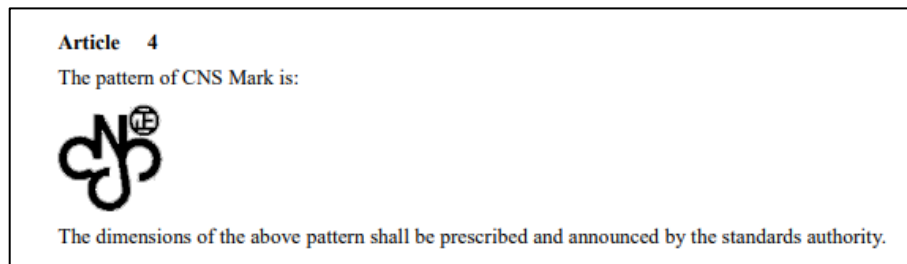
求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

規格・規制	策定機関	概要
標準法	経済部	<ul style="list-style-type: none">■ 共通の基準を定め、及び推進し、並びに標準化を促進し、製品、過程及び役務の品質の改善、生産能率の増進、生産の維持、販売又は消費の合理化を図り、公共の福祉の増進を図ることを目的とした法律■ 標準規格の定義、制定プロセス、費用等、無断で使用した場合等について規定
正字標記管理規則 (CNS規格に関する規則)	経済部	<ul style="list-style-type: none">■ 標準法第11条第2項（「検証条件、手順、正字表記図面及びその使用管理規則は、主管機関が目的事業主管機関と協議して定める」）に基づき定められている規則■ CNS規格の要件、パターンの規定、申請方法等について規定



【参考】CNS規格のパターン

参考：台湾当局法規データベース（全国法規資料庫）（<https://law.moj.gov.tw/>）をもとに当法人が作成

CNS 14630（針葉樹構造用製材）は、JAS規格の基準と共通・合致する項目が多いですが、相互認証とはなっていない点に留意する必要があります

CNS規格（台湾）

規格・規制

求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

規格

コード：

CNS 14630

名称：

中華民國國家標準（CNS）針葉樹結構用製材

管轄機関

經濟部標準檢驗局

概要

- 建築構造用針葉樹製材に適用される規格である
- 等級区分は目視等級および機械等級
- 規定項目は以下の通り
 - 寸法
 - 材面の品質
 - 測定方法
 - 保存処理
 - 含水率
 - 静曲性能

中華民國國家標準		類號	14630
CNS		類號	O1049
針葉樹結構用製材			
Structural coniferous sawn lumber			
1.適用範圍：本標準適用於針葉樹結構用製材。			
2.用語釋義			
2.1 結構用製材：在建築物之構造耐力上主要部分所使用的製材。			
2.2 目視等級區分製材：在結構用製材之中，利用目視就其節、弧邊等製材之缺點進行測定，加以等級區分者。			
2.3 甲種結構材：在目視等級區分製材之中，主要使用在必要高靜曲性能之部分者。			
2.4 結構用材 I 等：在甲種結構材之中，其橫斷面之短邊未滿 36mm 之製材及橫斷面之短邊為 36mm 以上，而且，橫斷面之長邊未滿 90mm 之製材。			
2.5 結構用材 II 等：在甲種結構材之中，其橫斷面之短邊在 36mm 以上，而且，橫斷面之長邊在 90mm 以上之製材。			
2.6 乙種結構材：在目視等級區分製材之中，主要在必要壓縮性能部分所使用者。			
2.7 機械等級區分製材：在結構用製材之中，利用機械設備測定其彈性係數，加以等級區分者。			
3.尺度：結構用製材之尺度是依橫斷面之短邊、橫斷面之長邊及製材長度進行區分。			
3.1 結構用製材橫斷面之短邊是以在製材之最小橫斷面之邊補足其缺之方形當作短邊，而以該方形之長邊為該製材橫斷面之長邊。但是，在最小橫斷面之邊補足其缺後，斷面形狀為正方形時，是以其一邊當作該橫斷面之短邊及長邊。			
3.2 結構用製材之材長是為兩橫斷面相連結之最短直線之長度視之。但是，延緣有關部分除外。			
3.3 結構用製材之標準尺度為 1.1 公尺。但是，由於設計計算後為必要的尺度，當作結構用是認為適當之尺度（以下稱為「認定尺度」。）不限於此。			
確認日期：100 年 2 月 04 日		（共 11 頁）	
公布日期	91 年 4 月 10 日	經濟部標準檢驗局印行	修訂公布日期
印行年月 94 年 10 月		本標準內容本局同意不得翻印	

参考：CNSネットワークサービスシステム（國家標準（CNS）網路服務系統）（https://www.cnsonline.com.tw/?node=hist-result&locale=zh_TW）「針葉樹結構用製材」をもとに当法人が作成

CNS 11671（構造用合板）においても同様に、JAS規格の基準と共通・合致する項目が多いですが、相互認証とはなっていない点に留意する必要があります

CNS規格（台湾）

規格・規制

求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

規格	コード： CNS 11671	名称： 中華民國國家標準（CNS）結構用合板
----	--------------------------	----------------------------------

管轄機関	經濟部標準檢驗局
------	----------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 構造用合板に適用される規格である ■ 規定項目は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> 【品質】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 接着の程度 ➢ 含水率 ➢ 曲げ剛性 ➢ 面内せん断強さ ➢ ホルムアルデヒド放散量 ➢ 防虫 ➢ 板面の品質 ➢ 台板合板の板面の品質 ➢ 材料 ➢ 構成単板 ➢ 側面及び木口面の仕上げ ➢ 反り又はねじれ ➢ 寸法 ➢ 有効断面係数比 【表示】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 表示事項
----	--

ICS 79.060.10		— 1 —	
中華民國國家標準	CNS	結構用合板	編號 11671 類號 O1042
Structural plywood			
目錄			
序次			頁次
前言		3
1. 適用範圍		4
2. 引用標準		4
3. 用語及定義		4
4. 尺度及許可差		4
5. 品質		5
5.1 含水率		5
5.2 膠合性能		5
5.3 甲醛釋出量		6
5.4 防蟲或防腐處理(限於防蟲或防腐處理者)		6
5.5 板面品質		6
5.6 抗彎性能		8
5.7 面內膠合斷強度		10
5.8 心板或副心板之品質		10
5.9 材料		11
5.10 構成單板		11
5.11 側面及橫切面之整修		11
5.12 反彎或扭曲		11
6. 有效断面係數比(限於標示有效断面係數比者)		12
6.1 面板木理平行方向		12
6.2 面板木理垂直方向		12
7. 試驗法		13
7.1 一般要求		13
7.2 取樣		13
7.3 含水率試驗		14
7.4 連續煮沸、反覆蒸氣或沸壓加壓試驗		15
7.5 反覆煮沸及蒸氣處理試驗		19
7.6 抗彎性能試驗		20
(共28頁)			
公布日期 75年8月4日	經濟部標準檢驗局印行	修訂公布日期 103年11月17日	

本標準由標準檢驗局技術中心編制，2008/01/28 11:46:56 下載日期 24,239,132,36 下載次數 anonymous 2026/01/28 11:46:56 下載日期 24,239,132,36

参考：CNSネットワークサービスシステム（国家標準（CNS）網路服務系統）（https://www.cnsonline.com.tw/?node=hist-result&locale=zh_TW）「結構用合板」をもとに当法人が作成

製材・合板・高耐久木材に関するCNS規格が存在しており、 規定内容詳細についても公表されています

過去調査報告書参照(P24)

CNS規格一覧

分類	規程名	規程コード
規格・規制 求められる規格・規制 構造用製材	普通合板	CNS 1349
	特殊合板	CNS 8058
	コンクリート型枠用合板	CNS 8057
	防災合板	CNS 11668
	耐燃性合板	CNS 11669
	建築用合板	CNS 11670
	構造用合板	CNS 11671
	輸送パレット用合板	CNS 15583
	天然木化粧単板構造用合板	CNS 15882
	硬質繊維板	CNS 9907
	中密度繊維板	CNS 9909
	軽量繊維板	CNS 9911
	複合フローリング	CNS 11342
規格・規制 求められる規格・規制 構造用製材 構造用面材合板	製材の等級	CNS 444
	針葉樹構造用製材	CNS 14630
	針葉樹内装用製材の等級	CNS 15563
	広葉樹製材の等級	CNS 15581
	針葉樹基材用製材の等級	CNS 15582
	枠組壁工法用製材	CNS 14631
	単板積層材	CNS 11818
規格・規制 求められる規格・規制 建築に関する規格・規制	内装用集成材	CNS 11029
	化粧ばり内装用集成材	CNS 11030
	構造用集成材	CNS 11031
規格・規制 求められる規格・規制 建築に関する規格・規制	加圧注入防腐処理木材	CNS 3000
	木材防腐剤	CNS 14495

【参考】その他、台湾の林業・木材加工業に影響を与える可能性のある施策としては、例えば次のようなものがあります

林業・木材加工業に影響を与える可能性のある台湾の経済・社会政策

【住宅政策】

- **300億元の当局家賃補助拡大**：台湾内政部は、行政院に対し、当初の4年プロジェクトを2026年まで延長することを報告した。また、住宅負担を軽減するため、賃借人が住宅改修や家具購入の意欲を高められるよう、補助対象世帯数を75万世帯に引き上げ
- **住宅補助財源の統合-住宅改修融資利子補給**：木材加工業に関連する項目として、間仕切り壁・天井・床の改修を含む

【森林政策】

- **森林資源経営及び利用計画**：地域社会等の公有遊休空地の植樹・美化を強化し、造林奨励を継続的に行い、奨励金の支給又は造林給付等の補助方式により個人造林を指導、企業団体による植林の受け入れを奨励
- **指導植林奨励**：「森林法」第48条の規定に基づき、個人、原住民族又は団体の造林を奨励するために、無料で種苗を供給、奨励金を支給し、長期低利貸付又はその他の方式により補助奨励
- **公私有林経営の指導**：サービス窓口とコンサルティング専門家チームを設立。公私有林地の永続的な森林経営を計画し、林業の永続的で多元的な指導方案を推進。また各種の補助措置をローリング方式で検討、林営農林のコストを削減し、政策性特別案貸し付けを実施。多元的な経営形態を開発し、林業従事者の収入を増加させることで、森林の永続的経営及び森林の生態系機能発揮とともに、林業従事者の収益向上という目標を達成
- **「台湾木材」の標識**を掲げ、木材の原産地の履歴を把握し、生産者と消費者の信頼度を高めるとともに、台湾メーカーによる台湾産ブランドの確立、台湾内外の各種イベントや展示会への参加に積極的に協力し、台湾産材の視認性を高める
- **緑建材標章の奨励措置**→次頁詳細

参考：台湾当局農業部林業保育署「2025年-2028年森林永續經營・産業振興計画」（「114-117森林永續經營及産業振興計畫核定本」）
（<https://www.forest.gov.tw/0002636>）及び一般社団法人日本木材輸出振興協会「台湾木材市場レポート第1回、第2回」をもとに当法人が作成

【参考】台湾では、建材を市場展開する際に「緑建材標章」を取得することが望ましく、輸出の際には、当該標章の要件を満たすことを考慮する必要があると考えます

緑建材標章について

規格・規制

求められる規格・規制

構造用製材

構造用面材合板

建築に関する規格・規制

- 台湾内政部建築研究所は「緑建材標章」を推進している。
- 1999年から関連の建材逸散分析研究及び建材検測試験設備の建設を実施。2003年から緑建材標識制度の計画を開始。2004年7月に正式にスタート。2005年から「緑建材標章」の申請受付を全面的に開始。緑建材標章申請を奨励する措置を推進した。
- 4つの主要カテゴリ（健康(Healthy)、エコロジー(Ecological)、再生(Recycling)、高性能(High-performance)）の評価項目において、必ず遵守すべき部分を独立させて「緑建材通則」とした。その目的は次の通り。
 - 「1. 緑建材は環境に無害な建材である」：緑建材のマークがついた製品がライフサイクルの各段階で低い環境影響を持つことを確保する、「2. 緑建材は人体に無害な建材である」：人体の健康に悪影響を及ぼさないことを保証する、「3. 緑建材は関連する規格基準に適合すべきである」：品質は法規や一般的な機能的要求に適合する必要がある
- 「緑建材標章」を取得するには、次の要件を満たす必要がある。
 - (1) 建築物の内装材、床材、窓への緑建材の使用率は、総面積の60%以上とする。
ただし、窓に緑建材を使用しない場合は、総面積に算入しない。
 - (2) 建築物の屋外面（車道、自動車出入りのための緩衝空間、消防車両救助活動のための空間、他の法令により床材の使用が認められていない部分、及び、地上構造上床材の使用が必要でない部分を除く）では、緑建材の使用率は20%以上とする。
 - (3) 公共事業における緑建材使用率（面積）は、建物内装では60%以上、屋外では20%以上とする。
台北市は2023年にさらなる規定を設け、内装の緑建材使用率（面積）を75%以上とした。



参考：台湾当局内政部国土管理署「建築基準規則 建築設計施工編」第十七章：緑建築基準 第六節「緑建材」、財団法人台湾建築センター「緑建材標章」及び一般社団法人日本木材輸出振興協会 台湾レポート第9回「台湾の公共事業にグリーンな内外装材を使用する方策」をもとに当法人が作成

2-2 調査結果

(1) 規格・規制

(2) 輸出にあたっての必要事項

集成材や合板等の積層木材は、輸入前の検査手続きが必要です

過去調査報告書参照(P22)

木質パネル製品に関する製品検査 (1/2)

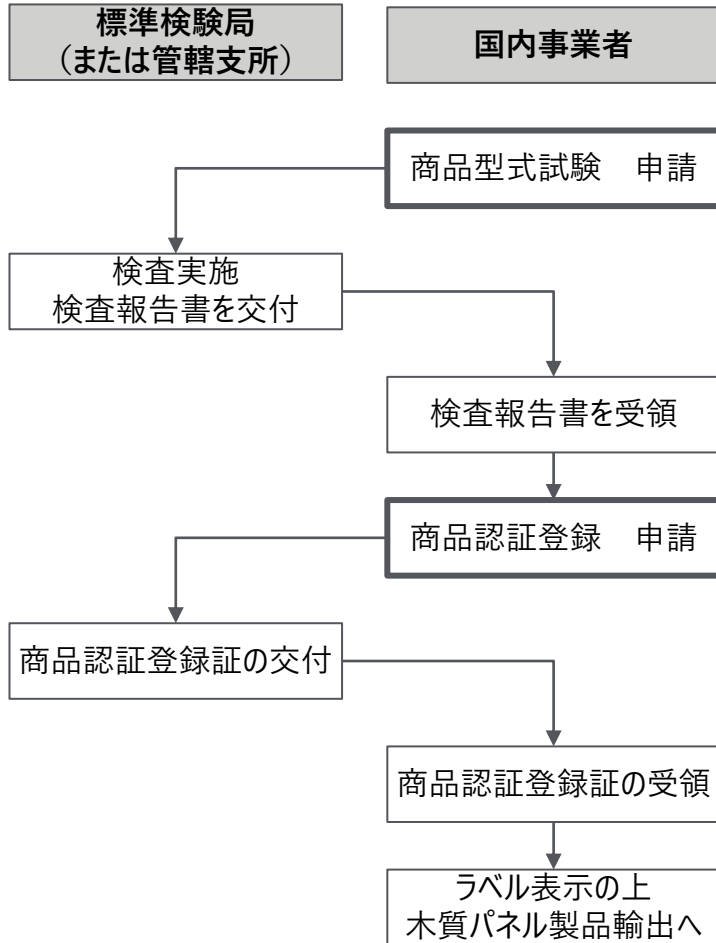
規格・規制	法令	木質パネル製品の検査に関する規定		
	本法令の対象品目	4412 合板	所管	経済部標準検閲局
認証プロセス	規制内容	積層材類を含む木板類の検査対象商品についての規定	適用対象者	輸入者
	概要			輸入者が必要なアクション
構造用製材	目的	積層材類を含む木板類の検査対象商品（単板積層材及び構造用単板積層材）についての規定を定める		
	主要規定	<p>■ 第二章 型式承認に関する規定</p> <p>10. ロットごとに検査される商品については、申請者は、商品を輸入または出荷する前に型式試験と型式承認を申請し、商品型式承認証明書を取得する。検査要件を満たした後にのみ、台湾内の市場での展示および販売が認められる。</p> <p>11. 型式試験の申請者は、各木製パネル製品の型式分類表、技術文書3部、製品サンプルなどを標準検閲局およびその副局(ホルムアルデヒド放出試験: 台南支店を除く; 難燃性試験: 新竹、台南、花蓮の支店を除く)または承認された指定研究所に提出する。</p> <p>13. 型式承認申請プロセス</p> <p>(1) 申請者は、型式試験報告書を入手したうえで型式承認を申請し、検査当局からの商品の型式承認証明書を取得するものとする。</p>		
構造用面材合板		<p>#1 製品検査</p> <p>■ 合板などの積層材類を台湾で販売するためには、予め経済部標準検閲局の検査を受験しなければならない。</p>		

集成材や合板等の積層木材は、所定の検査手続きの認可を受けることで輸出が可能となります

過去調査報告書参照(P23)

木質パネル製品に関する製品検査 (2/2)

プロセス概要



詳細

- 提出が必要な資料
「商品型式認可申請書」
(<https://www.bsmi.gov.tw/wSite/lp?ctNode=9241&CtUnit=3731&BaseDSD=7&mp=1>) に加え、以下の資料
 1. 規格一覧表
 2. 4×6インチ以上の完成品のカラー写真
 3. 製造工程の概要
 4. 中国語ラベルのサンプル
 5. 製品サンプル
 - 合板類：ホルムアルデヒド放散試験の対象となる製品を少なくとも2組、以下の方法で裁断を行う
 - ①コンクリート型枠用合板：1枚につき縦 150 mm × 横 50 mm × 10 枚×2組に裁断
 - ②コンクリート型枠以外の合板：1枚につき縦 150 mm × 横 50 mm、断面と底面を合わせた面積が1,800平方センチメートル以上×2組に裁断
 - 集成材類：ホルムアルデヒド放散試験の対象となる製品を少なくとも2組、端から5cm以上の部分、表面積が450平方センチメートル

- 提出が必要な資料
「商品認証登録申請書」
(<https://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1670899880059.pdf>)

規格・規制

認証プロセス

構造用製材

構造用面材合板

参考までに、木質パネル製品の「商品型式認可申請書」「商品認証登録申請書」の書式を以下に示しました

過去調査報告書参照(P50)

木質パネル製品の「商品型式認可申請書」

木質パネル製品の「商品認証登録申請書」

規格・規制

認証プロセス

構造用製材

構造用面材合板

商品型式認可申請書(填寫範例)
Application Form for the Type Approval of Product

申請日期: Date of Application
受理編號: Application No.

一、申請人
Applicant
 公司或營業所名稱: 自強股份有限公司
 地址: 台北市中正區自強街一號
 負責人: 陳英勇 (簽章) 統一編號: 12345678
 聯絡人: 王中一 電話號碼: (02)12345678 傳真號碼: (02)87456321
 電子郵件: abc@ms56.hinet.net

二、製造廠場 (同型式未包含製造廠場者免填)
 廠場名稱: (低壓電錶用塑膠箱體及固定板、塗料、木製板材及耐燃建材必須, 其他商品免填)
 廠址:

三、產品名稱
 (一) 商品分類號列: 8419.11.00.00.6
 (二) 中文名稱: 即熱型燃氣熱水器
 (三) 英文名稱: Instantaneous gas water heater, non-electric
 (四) 型式: 屋外型1.45kg 液化器(KH-01)
 (五) 系列: KH-X
 (六) 試驗編號: SL1-GA-F-0005
 (七) 試驗報告編號: ABC-001-001

四、申請類別
 (一) 新申請案 (申請人代碼: 3A005)
 (二) 變更申請案 (原證書號碼:)
 1. 增列系列 2. 延展申請案
 3. 補換發證書 4. 其他

五、應繳費用

收費類別	每一型式審查費	系列	證書延展	證照費
金額	<input type="checkbox"/> 3,500	<input type="checkbox"/> 2,000	<input type="checkbox"/> 2,000	<input type="checkbox"/> 500
收款單號碼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

經辦人: 科(課)長:

經濟部標準檢驗局
BUREAU OF STANDARDS, METROLOGY AND INSPECTION
MINISTRY OF ECONOMIC AFFAIRS
商品驗證登錄申請書
Application Form for the Registration of Product Certification

申請日期: 受理編號:

一、申請人
Applicant
 公司或商工行號名稱: (簽章)
 地址: 統一編號:
 負責人: (簽章) 電子郵件: 是 否 願意收到本局相關檢驗資訊
 聯絡人: 電子郵件: 電話號碼: 傳真號碼:
 工廠名稱:
 廠址:
 品質證書/工廠檢查報告核發機構: 品質證書/工廠檢查編號:

二、生產廠場 (生產廠場若超過一家, 請另外以附表AP-02-2敘述)
 廠場名稱:
 廠址:

三、商品名稱
 (一) 商品分類號列:
 (二) 中文名稱:
 (三) 英文名稱:
 (四) 型式:
 (五) 系列型式:
 (六) 認可試驗室/國外驗證機構編號:
 (七) 試驗報告/證明書編號:

四、申請類別
 Types of Application
 (一) 新申請案 (申請人代碼:)
 1. 一般申請案 2. 相互承認申請案 (證書有效期依原證書登錄)
 (二) 變更申請案 (原證書號碼:)
 1. 增列系列型式 2. 延展申請案 3. 補換或加發證書
 4. 移轉案(原證書名義人代碼:) 5. 其他

五、申請人願遵守商品驗證相關規範並配合提供驗證評估所須之任何資訊。
 The applicant agrees to comply with the requirements for certification and supply information needed for evaluation of products to be certified.

六、應繳費用
 以下各欄由受理單位填寫

收費類別	審查費	補換發證書費	年費	其他
金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
收款單號碼	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
收費章	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

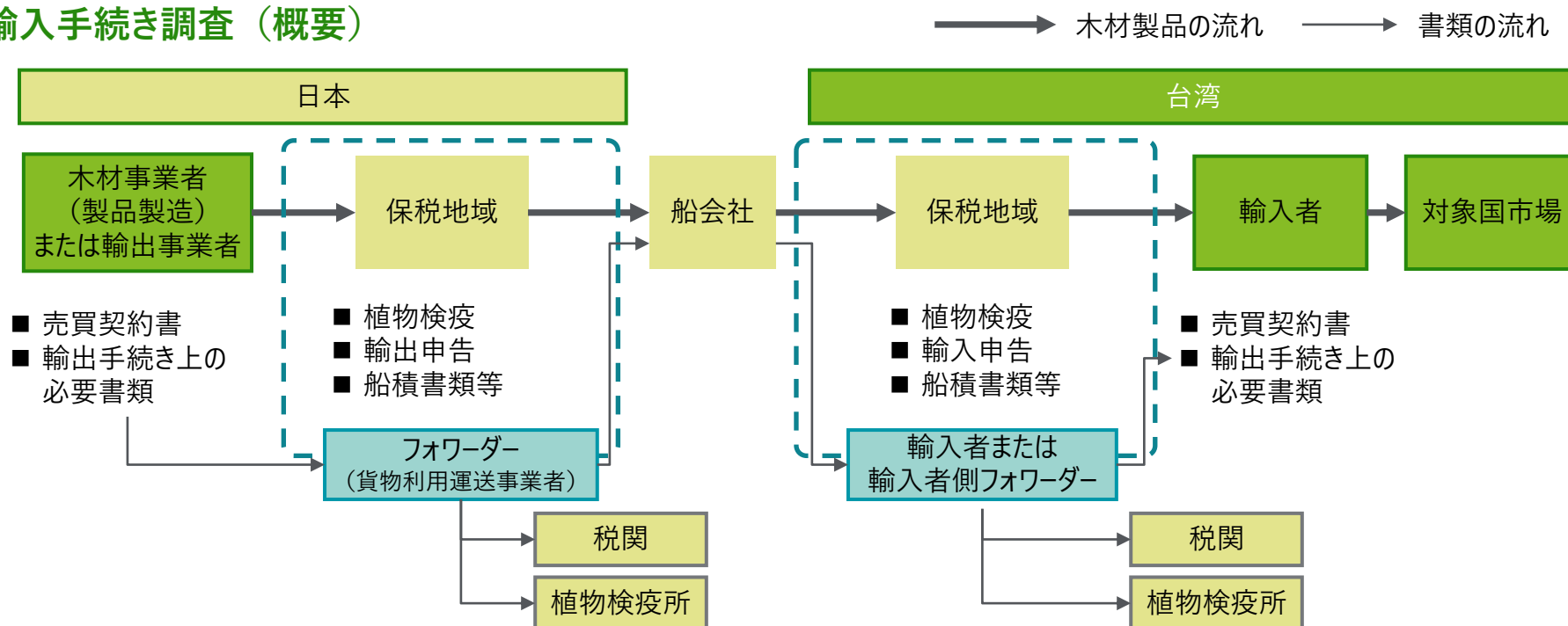
經辦人: 科(課)長:

參考: 台湾当局經濟部標準檢驗局「型式認可申請」及び「検査登録申請」(「驗證登錄申請」)をもとに当法人が作成

3 木材輸入手続き調査

台湾への輸出においては、植物検疫検査証明書等の添付が求められます

木材輸入手続き調査（概要）



輸出事業者が提出する輸出手続き上の必要書類等

- ① 輸出申告書類等
- ② 植物検疫証明書
- ③ 原産地証明書
- ④ 製品カタログ・マニュアル等
- ⑤ 製品へのラベル表示

輸入事業者が提出する輸入手続き上の必要書類

- ① 輸入申告書
- ② 輸入許可証
- ③ インボイス
- ④ パッキングリスト
- ⑤ 船荷証券または航空貨物運送状
- ⑥ 植物検疫証明書
- ⑦ フォワーダーへの委任状
- ⑧ 原産地証明書
- ⑨ 製品カタログ・マニュアル等

3-1 調査方法

輸出手続きについては、令和3年度の過去調査報告書の内容を基に、台湾当局HP等から情報を収集・分析して整理しました

木材輸入手続き調査 調査方法

デスクトップ調査



当局HP等の調査・分析

- 台湾農業部動植物防疫檢疫署
- 台湾財政部関務署
- 台湾經濟部標準檢驗局

過去の調査報告書参照

- 過去、輸出入に伴う必要手続きについては林野庁の委託調査事業にて報告書が作成されているため、本報告書においては、過去調査時点から変更のない部分については下記報告書の記載を踏襲する。
(この場合、ページ右上に **過去調査報告書参照(PXX)** と記載)

➤ 【過去調査報告書】

- 『令和3年度木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（輸出相手国の規格・規制調査）報告書（台湾）：輸入に必要な手続き・品質規格調査まとめ』
https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/attach/pdf/mokuzai_yusyutu_seido-4.pdf

3-2 調査結果

集成材や合板等の積層木材は、輸入前の検査手続きが必要です

過去調査報告書参照(P9)

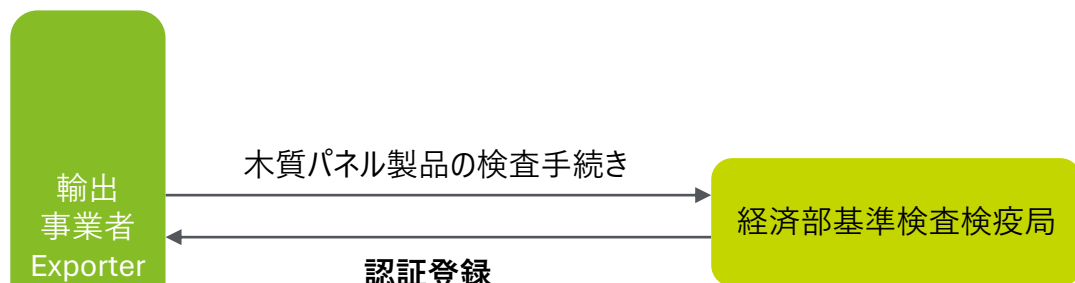
台湾における木材輸入に必要な手続き (1/3)

輸出手続き

構造用製材

構造用合板等

台湾への木材製品輸出に伴う必要手続きプロセス (木材製品製造)



■木質パネル製品の検査

・台湾では、集成材や合板等の木材製品については、ホルムアルデヒド放散試験等の検査義務が課せられている。対象製品を輸出する前に、經濟部基準検査檢疫局の認証登録を取得する必要がある。検査条件を満たした商品は、台湾市場に展示・販売することができる。

→適合する木材製品の台湾輸出手続きへ

台湾へ木製材品を輸出する際は、植物検疫への留意が必要です。
さらに、集成材や合板等の積層木材は、ラベル表示について留意する必要があります

過去調査報告書参照(P10)

台湾における木材輸入に必要な手続き (2/3)



台湾では、植物検疫証明書の提出が求められるの提出が求められるほか、集成材や合板等の積層木材は、ラベル表示を行う必要があります

過去調査報告書参照(P11)

台湾における木材輸入に必要な手続き (3/3)

輸出手続き	#	輸入に必要な手続き	法令	管轄	内容	必要手続き	対応者
構造用製材	1	植物検疫	植物防疫検疫法	農業部動植物防疫検疫署	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「植物検疫防疫法」では、輸入者に対し、輸出国の植物検疫機関が発行する植物検疫証明書を提出することを求めている。 ■ 関連規定の「輸入木材検疫条件」では、製材等の木材を輸入する場合、輸出国において植物検疫を実施することを義務付けている。検疫の実施後は、輸出国の植物検疫期間が発行した植物検疫証明書を添付し、植物検疫当局の審査を受けなければならない。 ■ また、ゴマダラカミキリの発生国・地域から輸入される宿主種の木材は、輸入前に植物検疫機関が指定する検疫方法で熱処理し、その旨を植物検疫証明書に記載することが求められている。 ■ 日本におけるツヤハダゴマダラカミキリの発生を受け、台湾では2023年1月19日付けで植物検疫条件が強化された。これにより、台湾への輸入にあたっては、これまで樹皮のない木材で求められなかった植物検疫証明書の添付が必要となっている。 	「植物検疫証明書」の提出	輸出者 輸入者
構造用合板等	2	輸入申告	関税法	財政部関務署	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通関手続きにおいては、輸入申告書に記入のうえ、税関申告書を提出する必要がある。 	「輸入申告書」の提出	輸入者
	3	ラベル表示	木質パネル製品の検査に関する規定	經濟部標準検驗局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 集成材や合板等の積層木材類については、輸入前に事前の検査手続きを行う必要がある。検査条件を満たした商品は、台湾市場に展示・販売することができる。 ■ 「木質パネル製品の検査に関する規定」では、検査完了後、対象製品については、商品包装または本体に下記内容を表示することが定められている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 商品検査証印：検査義務により印刷された図柄、文字列（「T」または「R」）および指定コード 2. ホルムアルデヒドの放散量（F1またはF2またはF3） 3. 製造者（または輸入者）の名称、住所、または商標 4. 製造年月日またはバッチ番号 5. 名称と原産地 	定められた内容の商品表示	輸出事業者または輸入者

各手続きに必要な提出書類は下記の通りです

過去調査報告書参照(P12)

具体的な提出書類

輸出手続き
構造用製材
構造用合板等

#	輸入に必要な手続き	手続き	内容
1	植物検疫	植物検疫検査申請	① 輸入植物及びその製品の検疫申請書
2	輸入申告	輸入申告手続き	① 輸入申告書 ② 輸入許可証 ③ インボイス ④ パッキングリスト ⑤ 船荷証券または航空貨物運送状 ⑥ 植物検疫証明書 ⑦ フォワーダーへの委任状 ⑧ 原産地証明書 ⑨ 製品カタログ・マニュアル等
3	ラベル表示 (合板等)	製品・包装への ラベル表示	商品包装または本体に下記内容を表示 1. 商品検査証印：検査義務により印刷された図柄、文字列（「T」または「R」）および指定コード 2. ホルムアルデヒドの放散量（F1またはF2またはF3） 3. 製造者（または輸入者）の名称、住所、または商標 4. 製造年月日またはバッチ番号 5. 名称と原産地

4 日本産木材製品の輸出拡大策の提言

台湾では、日本産ツーバイフォー材を製品のみで販売することは困難を伴います。 富裕層向けの別荘や内装、家具等の木材製品に高い付加価値を付けることが必要です

調査結果（概要）

用途種別（大）*		用途種別（中）		用途種別（小）	市場実態	製品価格帯
住宅・建設	構造材	住宅	木造軸組	柱・梁桁・土台等	<ul style="list-style-type: none"> 台湾の建築着工（面積）に占める木造の割合はごく僅かであり、木造住宅は北米規格の2×4工法が主流（軸組工法はわずか） 木造住宅の主な顧客は富裕層であり、別荘等の需要が一定数存在 構造用製材は、北米材の安価な製品が市場に流通しており、木材製品単体のみの販売では、他国製品との価格競争力が求められる 流通している木材（合板）の標準サイズは北米が基準で日本とは異なる 富裕層をターゲットに高品質な住宅そのものを訴求していくなどの総合的な戦略が必要になると考えられる 	-
			ツーバイフォー住宅	面材		
		非住宅	低層木造施設等	ツーバイフォー材		
			中高層木造建築物	面材		
				ツーバイフォー材・面材		
	非構造	内装		床材		
				壁・天井材等		
		外構エクステリア		デッキ・フェンス		
				外壁・屋根・サイディング等		
家具	家具原料（製材）	製材	<ul style="list-style-type: none"> 一般消費者は木材を好む傾向であり、木材へのニーズは高いと考えられるが、ユーザー、事業者ともに知見が不足。日本産木材に触れることができる内装や家具、木製品などの輸出拡大の可能性はあり得る ただし、製材等の半製品の場合は高い利益には繋がりにくいことから、付加価値のある最終製品としての輸出を検討することも必要 産業用資材として梱包用やパレット用の需要は一定程度ある 	-		
	家具原料（面材）	面材				
産業資材	土木用・工事用	製材・面材（合板）				
	梱包・パレット	製材				
	その他	製材・面材				

* 用途種別は、当法人にて木材製品の最終用途を大・中・小項目で区分・整理したもの

日本産木材の台湾市場への更なる参入のためには、規格・基準への対応、価格競争力の確保、認知度向上等の諸課題を解決する必要があります

輸出に向けた課題と対応策（案）

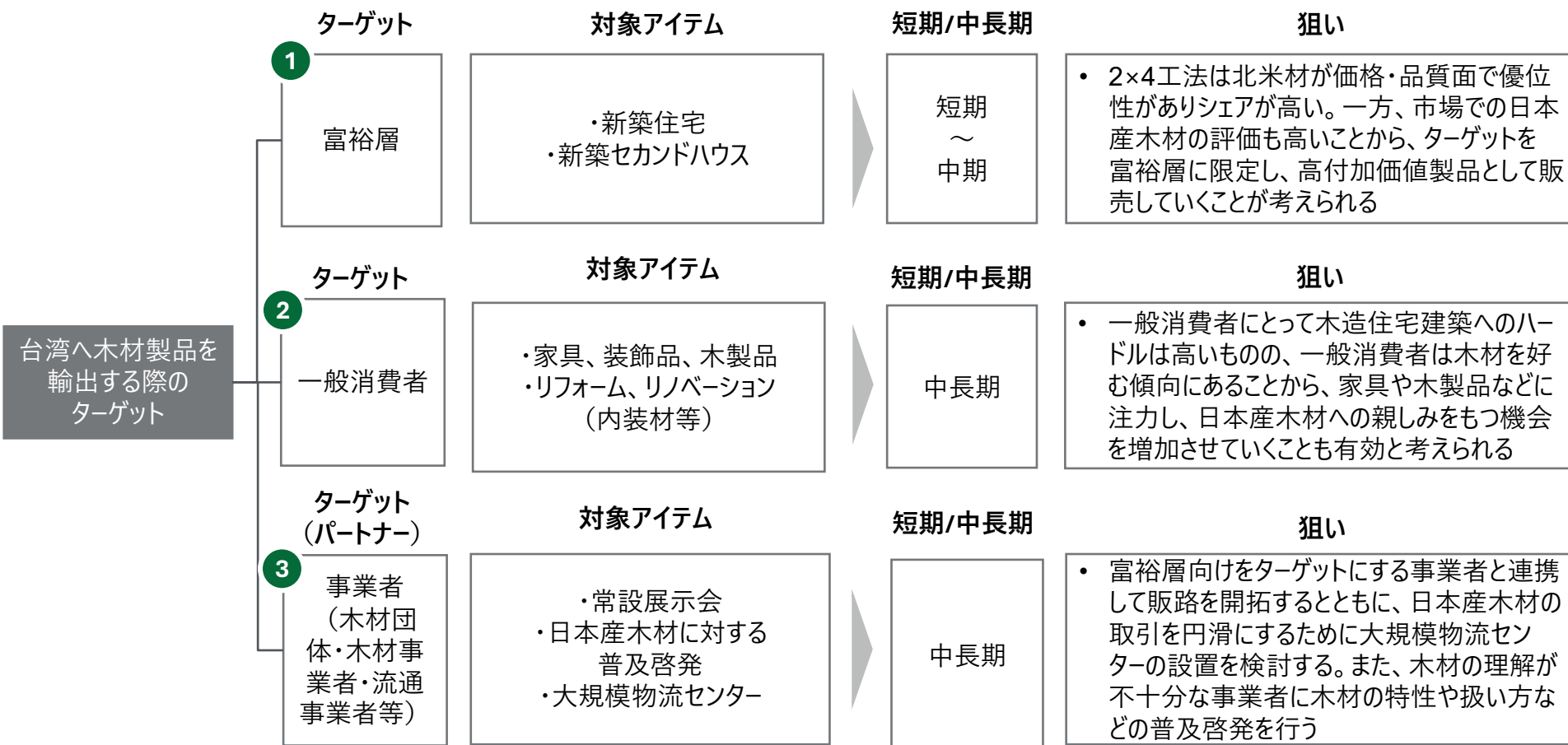
提言

				輸出に向けた課題	対応策（案）
構造材 構造用途	住宅	木造軸組	柱・梁桁・土台等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 木造軸組工法の施工数がそもそも少なく、現地事業者の知見が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 木造軸組のPRの機会の増加 ▶ 日本の技術者が木造軸組工法技術を支援する仕組みの構築
			面材		
	住宅	ツーバイフォー住宅	ツーバイフォー材	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 製品販売のみの場合、既に流通している北米産木材製品等との価格競争力が必要 ▶ 流通している木材（合板）の標準サイズは北米が基準（4×8）となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 価格競争力を高めるだけでなく、富裕層をターゲットに高品質な住宅そのものを訴求
			面材		
	非住宅	低層木造施設等	ツーバイフォー材・面材	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後のターゲットとして可能性はあるが、木質化の普及自体が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現地事業者と連携し、日本産木材を使用したリノベーションを促進 ▶ 自治体と連携し、日本産木材を使用した公共施設等の木質化を促進
	非構造	内装		床材	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ユーザー、事業者ともに木材に対する知見が不足しており、ニーズの掘り起こしが不十分である ▶ 需要があった場合でも、製材等の半製品の場合は高い利益には繋がりにくい ▶ 代理店は利益率の高い材を優先するため日本産木材販売のみに注力しない
壁・天井材等					
家具	家具原料（製材）	製材			
産業資材	梱包・パレット	製材			

台湾では、住宅分野において富裕層向けにターゲットを絞りつつ、長期的視点から事業者と連携のうえ販路を開拓、木材への普及啓発を進めていくことが考えられます

台湾への木材輸出において想定されるターゲット

提言



台湾の消費者は木材を好む傾向があり今後の木材の需要拡大は期待できるものの、消費者、事業者ともに木材に関する知見が不足しており、普及啓発が必要です

木材に対する台湾の消費者の傾向と普及啓発

消費者の傾向

- 全般的に木材を好む傾向
 - 木材の質感、風合いなどが好まれる
 - ゼロカーボンへの意識が高いため、環境に配慮した素材として木材が好まれる

木材の用途

- 台湾における木材の使用例
 - 内装、木製家具、木製小物、富裕層向けの別荘、小屋など

普及啓発の必要性

- 木材は好まれていても、木材に対する知見が消費者・事業者とも十分ではない
 - 消費者：木材に馴染みが薄く、木材の特性を知らない。木目調のプラスチックボードを使用する例も
 - 住宅の購入層：木造住宅の防火・防虫対策を知らない
 - 事業者：木材を扱う事業者が少なく施工数も少ないことから、木材への知見が少ない

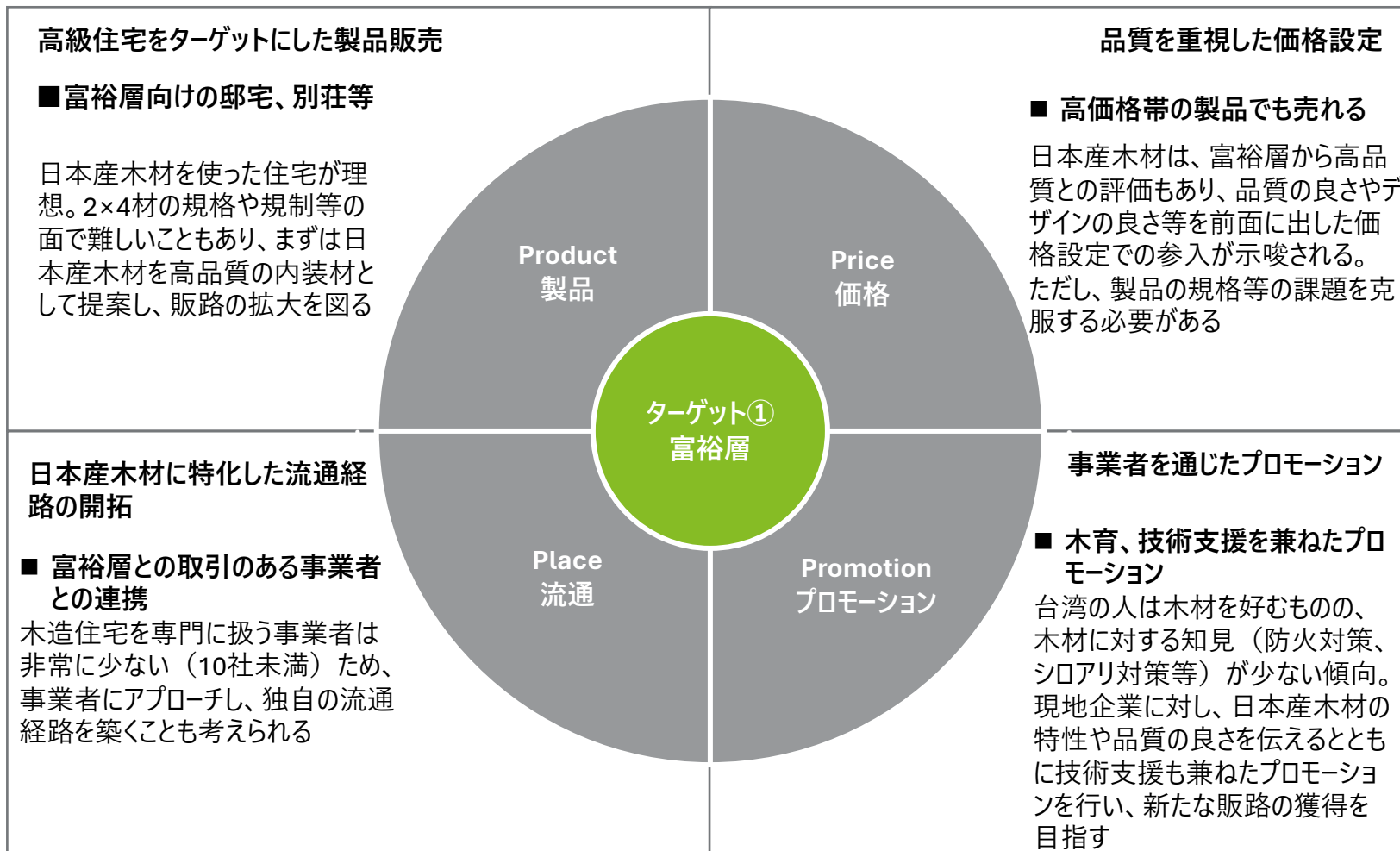
具体的な普及啓発の例

- 消費者や事業者の日本産木材に関する理解醸成が必要
 - 大学等の教育機関との連携した木育、ホームセンターでのプロモーション
 - 富裕層にターゲットを絞ったプロモーション
 - 事業者向けの現地研修会やセミナー、現地企業や商工会と連携した展示会への出展・販売促進

富裕層は高価であっても品質の良いものであればニーズがあるため、日本産木材の品質の良さをPRするとともに、富裕層が求める製品を分析し、製品を絞った販売戦略も必要です

ターゲット①富裕層向けのマーケティング案

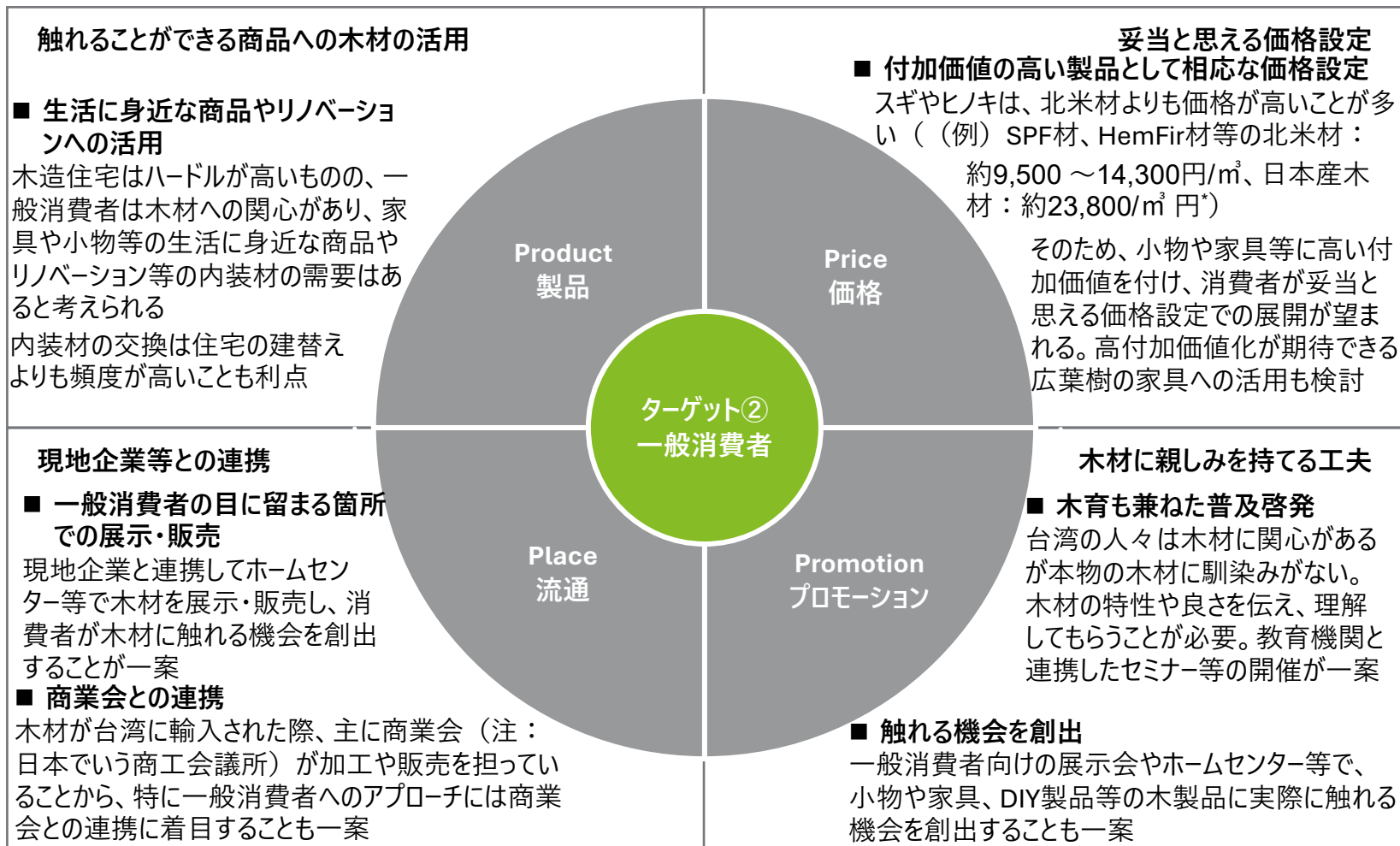
提言



一般消費者においても木材に関心があるものの本物の木材への馴染みが薄いことから、木材に関する教育やホームセンターへの展示等、木材を身近に感じてもらう工夫が必要です

ターゲット②一般消費者向けのマーケティング案

提言

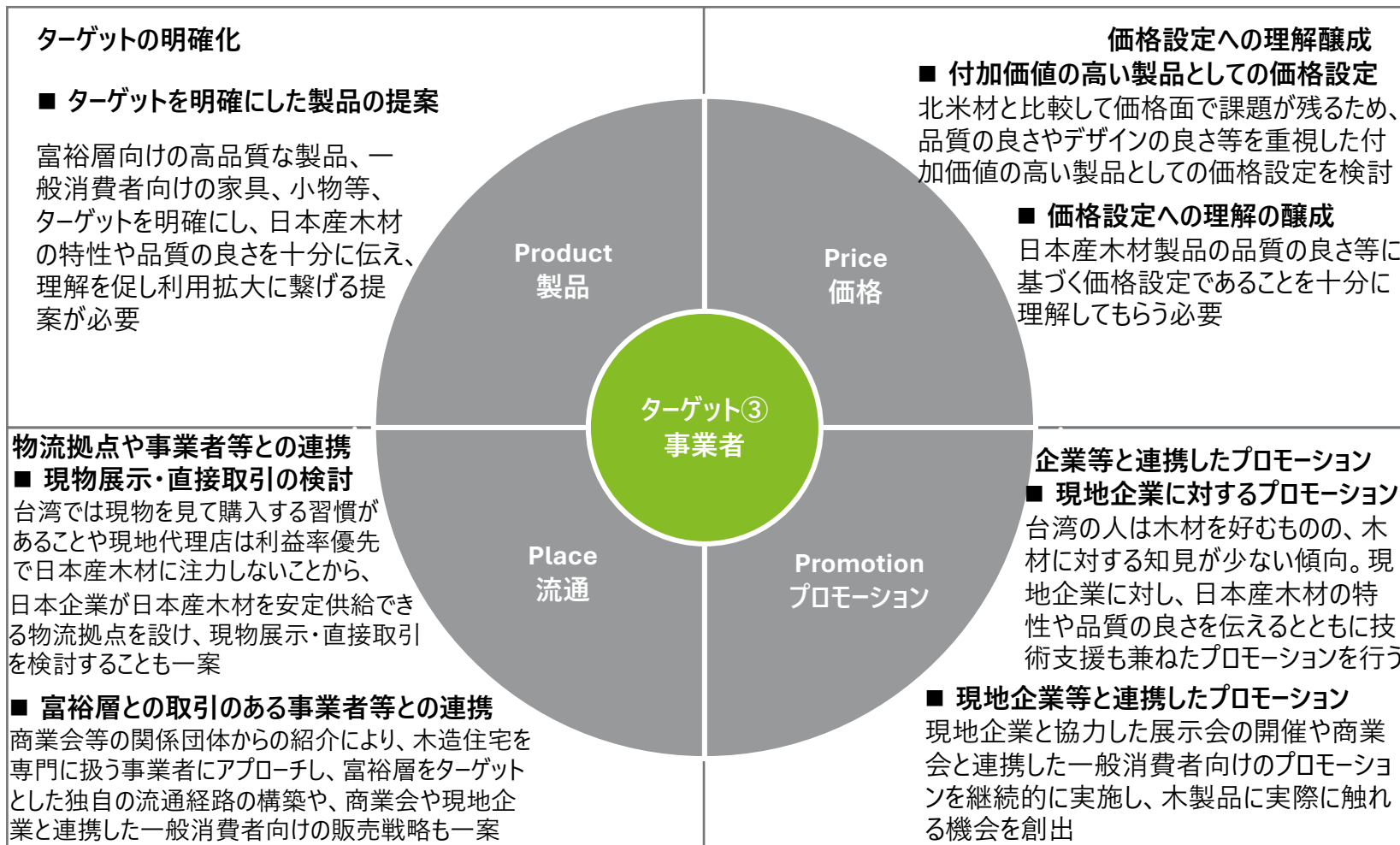


* いずれも原木、現地流通価格（ヒアリング調査による）
 なお、日本産木材は、日本国内での流通価格を勘案するとヒノキ価格と推察されるが、ヒアリング先では日本産木材の樹種について明確に言及がなかったため、樹種は不明

事業者に対しては、日本産木材の良さを十分に伝えるとともに、ターゲットを明確にした製品の提案や現物展示・直接取引等、ビジネスの機会を逃さない仕組みづくりが必要です

ターゲット③事業者向けのマーケティング案

提言



- 本報告書は、林野庁と当法人との間で締結された、令和7年3月17日付業務委託契約書に基づいて実施した「令和6年度林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち日本産木材製品プロモーション活動支援事業（輸出相手国の市場実態等調査）」について、調査結果をご報告するものであり、保証業務として実施したものではありません。内容の採否や使用方法については本報告書の読者自らの責任で判断を行うものとします。
- 本報告書に記載されている情報は、調査時点のものであり、公開情報を除き、林野庁又は調査対象者から提出を受けた資料、また、その内容についての質問を基礎としております。これら入手した情報自体の妥当性・正確性については、当法人側で責任を持ちません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲は
こちらをご覧ください

<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
since 1845